

改革即行の論

知せ、萬民之耳目を改候半而は御省略之廉相立申間敷哉。……尤此義御英斷被遊候上は、江戸表諸御貸附金は勿論、遠國諸役所御貸附金迄も一統棄捐被仰付、向後御貸附は御止め被遊候方可然哉奉存候。

と云ひ。更らに一層踏み込んで、

此節金銀之位を改め候はゞ、數百萬之御損失に付、兎而も左様は難ニ相成一と申者も可有之候得共、此御時節に不レ改候而は、後來復古之期は有之之間敷奉存候。……金銀を古に復し候は、萬民に信義を示し、物價之騰貴を防ぎ、民之疾苦を御除被遊候至極之道理故、如何にも御誠意を以、御改被遊候はゞ、天下之内奮然として、御力を合せ可レ申もの可有之奉存候。

痛快論願る

と云うてゐる。

惟ふに彼の意見は、聊か難きを人に責むるの嫌なきにあらざるも、亦た頗る痛快のものがある。但だ斯る改革熱中者にして、海防の一事に於て、姑息、苟安の説を主張したのは、寧ろ彼が蘭學者たる身分からも、又た其の他の諸件に付き、改革の意見を提出したる釣合からも、頗る意外の感がある。

第十一章 印旛沼開鑿と後藤

〔七二〕 後藤三右衛門の出身

後藤家柄

三羽鳥の一人は、金座御金改役後藤三右衛門だ。彼は金座後藤と世に稱せられたる、後藤庄三郎光次の分家にて、代々金座の重役にて、多くの座人を支配し、由緒と云ひ、身分と云ひ、町人ではあるが、世に尊ばれたる家柄であつた。

三右衛門の出生

三右衛門は、元來信州飯田豪農の次男にて、壯年上方に赴き、猪飼敬所の門に入り、漢學を修め、爾後江戸に來り、遂に後藤家の養子となり、家督を相續し、後藤三右衛門光享と名乗つた。彼は和漢の學問にも通じ、才智人に秀で、且つ世故に練達し、世間にも重せられ、御金吹替御用を承りて、家道彌々繁昌した。

三右衛門の權門出入

然も三右衛門は、御金改役の分際にて満足出來ず、青雲の志禁じ難く、頻りに權門に出入して、其の援引を求めてゐた。而して天保十一年には、二十萬兩の御用金を納め、御奉公の顯著なる實を濟し、それより水野忠邦にも取入り、又た鳥居忠耀とも親しく出入した。而して御勘定奉行梶野士佐守は、支配頭のことなれば、固より別懇の間柄であつた。

それく
建白

されば水野忠邦も、屢ば彼の意見を徴し、彼も亦た水野に向て、それくの建白をした。その顛末は、既記の通りだ。〔參照 四三―四六〕而して此れは天保十二年八月、九月の交であつた。

水野の後
藤感獎

水野が後藤の盡言を快聽し、それに向て、感獎の意を表す可く印籠などを與へたのは、〔參照 四六〕畢竟三右衛門をして、左の如き事功を擧げしめんとのことであつた。

三右衛門へ可レ談事

金吹替に付、御益筋相勸候は、持前之儀に而、何様勤申度共、吹元手薄く、又は吹替無レ之筋に至り候而は、存念にも及申間敷、又一時大金上納

事功を建
てさせん

鹿島郡新堀川の事

も、永久之勤功にも無之。兼々内願筋之儀（官職要望）不絶心配有之、不遠何と歎、品付可申候得共、外より見受候而は、爲差事にも無之候。依之猶内考候處、當時三右衛門程之才氣に而、金銀座と並び、咲替などに區々といたし居候は、大丈夫之所業にも無之候。左候、連俄に身分を替候儀も成兼候間、矢張金吹職に而、外に拔群の忠勤致候は、上之御爲並其身の爲、子孫にも傳り候様、可相成一候。左候得ば、兼々世上に而三右衛門を羨み、又は妬み候人口も閉り可申と存候。此儀外にも無之、年々刀禰川筋、御普請莫大之事に有之候。畢竟は流末水開、銚子之川口狭く候間、水吐不宣候旨に而候。依て先日彼邊見分之者、常州霞ヶ浦と申候沼有之、洪大之由。此水も鹿島郡之海而近所に而、新川堀割水拔候へば、刀禰川之水、大分減じ、霞ヶ浦に而も、隠田並新田とも新發之分、五拾萬石程にも可相成候由。右堀抜之儀、後藤一手に而目論見成就いたし、隠田之分も、新田之名目にて取出し、新田多分出來も可致、双

右の結果

方共三右衛門引受之田地に致候は、上に而も川普請之御入用無之上、新田收納有之。三右衛門にも新堀に永代之功分相殘、新田作徳受納候は、兩全には無之哉。右之存寄有之候は、一段可致、内々可談候。此儀成就候へば、貳拾萬兩上納處之勤功にては無之、莫大之勤功に相成、恩賞も有之事に存候。以上は水野が公用人岩崎彦右衛門をして、建白の褒美として、後藤三右衛門に印籠を與へたる際の書付だ。然るに此の霞ヶ浦疏水工事の企ては、やがて又た印旛沼開鑿となつて來た。而して天保十四年頃に至りては、此の開鑿の經費を後藤三右衛門に負擔せしめんとするに至つた。後藤に取りては先づ以て難有迷惑の次第であつた。

印旛沼開鑿の事

【七三】 後藤三右衛門と印旛沼 (一)

後藤は水野から霞浦の水を、鹿島瀨に疏通す可き相談を受けたが、それには應じなかつたらしい。此れは既記の如く、天保十二年九月のことであつた。斯くて天保十四年に至りては、又たしも今度は印旛沼開鑿に付ての相談を持ち掛けられたれば、遂ひに左の如き意見書を提出した。後藤は決して水野のおだてに乗るが如き、手輕の男でなかつた。彼は随分腹黒き、且押強き者にて、己を損して他を益するが如き事の出来る者ではなかつた。何事にかけても、第一に報酬、第二に代價を考ふる男であつた。報酬と云ふは、代價以上の利得を意味する。

三方の

下總國印旛郡之大沼並檢見川筋堀割、利根川水行直之御費用勘辨仕可奉申上。旨蒙御内命。奉敬承候。右は國體變化に拘り、不容易大業に付、微臣無二腹臟一直言を奉申上候……抑地之險易高低あるは、

從來の印旛沼開鑿目論見

天性自然之勢に而、上古より一定して、人力を以て是を造作せしむるものにあらず。然るに彼の害とするを、此利に混同平均せんと欲して、人力を以て天然自然の勢を奪ふ時は、一時之智力に因りて、事成るに似たりといへども、固より智力の私に出たる所なれば、孟子の所ゆる隣國を以て壑と爲すの類に均しく、後來は必諸の障礙相起るべき歟。傳承仕候處、總州印旛沼之儀は、上世以來、淵底も難測知一大池に而、其廣漠たること數十里に涉り、土人は其土に産する魚鼈鳧雁及蘆荻之利を逐ひて、生産之資となし、夏秋の交に至りては、四方の水潦落合、汎濫して方十餘里に波及し、稼稔の利を漂没するに至る由。故に安永年間建白する者ありて、此沼を割り、悉く其水を流し除く時は、良田を得ること十餘萬石にも至り、且毎歲關八州之水害も、永く除くことなれば、豈國家永久之福にあらずやと、官乃才幹之吏を撰ひ給ひ、其術を施さしむるに、偶々事の障りあるによりて、其功終に遂させられず。

私智を以て自然を奪ふ

然るに當今君明臣良、四民太平之徳化に沐浴するの時に遭て、再び數十年前之儀を建白して、國家永久之利を起さんと議し給ふ。微臣未だ其地の險易淺深は、一見不仕候得共、謹而是を料るに、此儀は所謂私智を以て造化自然之勢を奪ふものと奉存候。……

三右の實施意見

上記の如く彼は先づ反對論を提出し、更らに其の論鋒を一轉して、左の意見を提出してゐる。

然れ共官之命下り、事既に斯に及び、最早御差止には難相成義に御座候はゞ、微臣乍恐愚案を可奉言上候。扱此度之一儀を、漢士に稽るに、上古帝堯之時に當り、洪水横流、天下に汎濫し、其時鯀に命じ、是を修めて其功績不ニ相成、其後夏の禹王、是を平げ、九河を疏し四海に注ぐ。此時に當り、禹外に八年、三たび其門を過れども、宅に不入、孔子も夏の禹を賞美し給ひ、宮室を卑くして、力を溝洫に盡す、禹は吾間然することなしと、是皆至誠之道、至備り、故に非常之大業も無滞成就なし給ふもの歟。此度

禹王治水に擬せん

印旛沼之一件も、粗此美政と先づ御同議に被伺候得ば、則禹王之處置に被擬候得ば、乍恐國家自奉之事を先づ薄くして、其餘財を以て、田間の民事を勸らるゝとならば、實に至誠之道に協ひ、神も感動せしめ、十八九は御大業を成就し給ふべしと奉存候。此土には鹿島香取之兩社、其他山川鬼神の冥鑒も可有之哉。斯る非常の大業は、孰れ鬼神之擁護もなければ、唯人力而已に而は、事成り難かるべし。

思ふ坪に引込んとす

彼は此の如く劈頭の反對論を翻がへし、そろ／＼彼の思ふ坪に、此の問題を引きづり込まんとしてゐる。而して所謂彼の思ふ坪とは何事である乎。

成功策を建言せしむ

報徳先生印旛沼堀割見分の命を受く

于レ時天保十三壬寅年幕府命を下して、下總國手賀沼より新川を穿ち、印旛沼に注ぎ、印旛沼より大海に達し、刀根川の分流となし、通船の便利を開かんとす。水理に達する輩をして其成功の策を建言せしむ。抑此事の源因を尋るに、刀根川洪水の時に當てば、防堤を破り、田圃を流亡、水邊の村々、是れが爲めに大害を被ること少なからず。手賀沼より印旛沼に堀切、又南方馬加村の海邊に堀

見分の命
下る

制、蒼海に達する時は淡水新川に分流し、水害の患を除き、且奥州の通船、常に房總の大海を渡り、浦賀港に入り、然後江都に達す。房州の海中難所ありて、屢々風波の爲に破船し、米穀を失ひ、往々覆溺の殃に罹るもの少からず。然るに刀根川より直に内海に達し、江都に至ることを得る時は里數を減ずること多くして覆没を免れ、且軍用の便宜ありといへり。往年某年此役を起し、數十萬の財を散じ、穿ちたりといへども、終に事不成して廢せり。故に今復此業を遂、不朽の大益を開き、衆民の水害を救はんとの深慮なりと云。同年十月、官先生をして、彼地に至り土地の高低難易を量り、成不成を察し、其思慮するところを言上せよと命す。先生命を受、退き歎じて曰、此事下民を恤み、國家の大益を舉んとの賢慮なりといへども容易の事にあらず。萬事の成不成、自から時あり。又事業に先後あり、我假令彼の地に臨、見分するも其益なかるべし。然れども君命辭するの道なしと。於是江都を發し、下總國に至り、諸有司と共に、日々廻歩して、其地勢高低難易を熟見し、成不成を考ふ。手賀沼より印旛沼の間、道程二里、印旛沼より南の方馬加村の海邊まで四里、合して六里、新に水路を開き通船せんとす。實に大業といふべし。中間に高臺と名づくることあり。高さ數丈にして岩山なり。是を穿つに堅石を穿つよりも勞せり。下海邊を去ること數百間にして天神山と唱る小山あり。兩山の間土地低くして、泥土の深き測るべからず。是を渡るに幾萬の畚を舉るといへども、泥土元の如く涌き出し、更に尺寸を不減。往年の役に車器械を設け、此土泥を海邊に巻出したる時は、海濱之が爲に埋づまり、數十間の平地を成すと雖も、天神山高さを減ずること三尺餘にして、泥土元の如くに涌出し、依然として寸も卑きをなさずと傳へたり。實に兩山の下は皆泥土にして、人力の及ぶ所に非るに似たり。諸吏各思慮を盡し、數十日にして見分測量畢り、江都に

天神山低
地の難工
事

歸り、彼の地の事業且用材の多少、成功の目途等を言上せり。(報徳記)

【七四】後藤三右衛門と印旛沼(二)

開墾財源
の論

彼は飽迄印旛沼開墾の困難なる所以を敷張して、而して曰く、然るに若國家之御藏金をば其儘被三積置、偏に諸侯之御手傳及び農商之膏血を絞り、右等之財寶を以、此責に可被充との御評議ならば、禹王之處置とは、些と相違致し、恐らくは鬼神之納受、且人望之歸する處、如何可有之哉。左候而は、天變地妖不時に出來可仕哉も難計候得ば、其成功も往々無覚東義と乍レ恐奉存上候。去れ共時之御評議孰れにも御藏金を以御用途には難相成御治定に至り候は、是亦是非も無之義に付、此上之愚考

新錢鑄造
の議

天保錢吹立

百文錢目方對する辯

此の甘汁を吸はんとした。轉んでもたゞは起きぬとは、全く彼の事であらう。但右百文錢之義は、此節世上通用宜敷、遠近人民是を好候、折柄に候得ば、聊差支無レ之。然る處此錢之目方割合不相當之由、他之評議有レ之趣、粗傳承仕候得共、此儀は私最初吹方目論見之節、和漢金銀銅錢通用割合之法を考、目方割合等相定候儀に候得ば、格別不相當之譏を受ざる心得に御座候。

若此錢を賤みて不相當と唱候はゞ、當時通用之丁銀小玉は、目方十匁之内、銀貳分銅八分入之定、其色全銅色にて、聊も銀氣不相見、先づは唐銅と均しき物に候。唐銅之壹文錢は、壹枚目方壹匁有レ之候而、只之壹文之通

第二段の策推舉

第二策の困難

用、右小玉銀は目方壹匁有レ之候而、則代銀壹匁之通用、凡百倍之相違相見え。其外一分銀も同様にて、是等の惡幣世上に交りながら、特り百文錢の一品而已を誘議仕候ものは、所謂五十歩を以、百歩を笑ふの理、豈不都合には有御座間敷哉。

彼は此の如く天保當百錢の吹立反對論を駁撃し、更らに論鋒を轉じて曰く。右百文錢之一件も、若御採用に難ニ相成候はゞ、此上之再考は、農商豪富之内、此度印旛之役に志望あるものを、推舉して、可レ被ニ仰付候義に可レ有レ之候得共、是は孔子曰己所不レ欲勿レ施レ人之意を以推恕し給へば、公儀御藏金を猥りに御用無レ之儀も、亦農商之私財を惜み候情も、其理りなれば、右之者共、少も損失に不ニ相成候様、最初より其願筋各々好所に應じ、御聞届無レ之候而は、是亦御不徳にも相成、一切行れ難き道理と奉レ存候。且又たとへ志望之者有レ之候とて、或は千兩貳千兩迄は出金可レ致もの、稀には可レ有レ之候得共、東而一萬金出金可レ致者、先は有レ之間敷。左候得

ば、金主共數百人御撰舉無之而は相成間敷。然れ共乍レ恐公儀え對し、御用達金候は、内實人情に於て忌憚候。僻有レ之ものに御座候得ば、右之多人數速には御談事整ひ申間敷哉。又御威光を以、嚴酷なる御沙汰御座候。而は、乍レ恐忠恕之道相闕必定御大業之障を生じ可レ申儀と奉レ存候。

彼は此の如く困難の事情を縷陳し、更らに一轉語を下して曰く。

今や國家富豪之者乏しき時にも非ざるに、微臣を擧て此役に與らしめ給ふとも、去る亥年（天保十年）二十萬金之上金仕候。後は、私初役人ともに至る迄家財も乏敷相成、貯金等甚手薄之折柄に候得ば、迎も一己に而可ニ相勤餘力は素より無之。然れ共、重而是非一計を可レ廻との御沙汰に被レ及候は、伏而願くは當時之御金改職は、兒子弘三郎に被レ命、別に微臣を起して、元祖庄三郎光次以來之御由緒を思召被レ爲下、御目見以上相應之格式に登用拔擢を蒙り、御場所仕法之儀は、萬端御差圖を請、此役之惣頭取職として、下吏を總屬指揮之任被レ命下一候は、金主共之儀は、微臣恩光を身に

負荷の餘力無し

格式昇進の願

荷、ひ先づ實家兄弟共を始、其外御府内遠國豪富之もの共相撰、乍レ恐私悉く御證人に相立、金主共えは、聊御不實に不ニ相成一候様、最初より各願之筋は、御聞届被レ遣候。積りを以、夫々遂ニ内談、御用途金高凡拾五萬兩程相備、乍レ不レ及忠誠を抽んで、此御大業を諧成、仕度存念に御座候。……

卯五月（天保十四年）

此の如く彼は百文錢吹立か、左なくば三右衛門を、御目見以上の格式に拔擢して、其の總裁となす乎を以て、印旛沼開鑿の問題に答へたのであつた。

【七五】 印旛沼開鑿の動機

天保十四年は、實に水野忠邦の執政時代に於て、最も多事、多故の一年であつた。

天保十四年の多事

四月四日 將軍日光社參の發令。

十三日 江戸發二十一日還城。

四月廿一日 備前正宗の御刀を水野忠邦に賜ひ、日光社參扈從總裁の勞を犒ふ。

五月四日 町奉行鳥井甲斐守に改革精勵に付、五百石加増。

五月十八日 水戸中納言齊昭卿を召し、一昨年以來國政行届、文武研精の故を以て賞賜あり。

水 印旛沼疏

六月十日 和根川分水路、下總印旛沼、古堀筋開浚の令あり。

六月廿二日 水野忠邦に、一昨年來改革の功勞を賞し、台司を傳へ、佩刀、短刀、及び金磨を賜ふ。

八月十三日 鳥居甲斐守勘定奉行を兼ねぬ。

九月十四日 江戸大坂近郊十里四方、御料所に成置るべき旨令あり。又大名領地替の旨あり。

封地轉換

封地轉換 令停止

九月十五日 上知相成向の五百石以下の者に、御金下さる可き旨を令す。

閏九月六日 勘定奉行井上備前守の職を免じ、加増地二百五十石を削る。

水野忠邦病と稱して出仕せず。

閏九月七日 封地轉換の令を停止し、老中眞田幸貫其旨を傳ふ。

閏九月十三日 老中水野忠邦御勝手取扱不行届の旨をもて、其職を免ず。

市民數百人其の邸外に集まり亂暴す。

閏九月十五日 御勘定吟味役篠田藤四郎の職を免ず。

同 廿三日 御納戸頭勘定吟味役兼帶羽倉外記の職を免じ、俸米四十石を減ず。

重要二大 事件

同 廿三日 印旛沼堀割諸大名の課役を免ず。翌年六月十日工事中止。

唯だ此の乾燥なる事件の筋のみを見るも、餘りに掌を返すが如き意外の事がある。然も此中に於て、最も重要なるは、印旛沼開鑿と、封地轉換の二件だ。されば先づ此の二件に就て、語る可き必要がある。而して順序として、印旛沼

識者の印
見

佐藤信淵
の見

の事から始める。印旛沼開鑿は、享保九年に著手し、天明九年田沼時代に大に土功を起し、已に三丈餘を掘り下げしも果さなかつた。されど此事たるや、識者は其の尤も急務であるを論じた。乃ち佐藤信淵が、天保四年十月口授して、其子昇庵に筆記せしめたる「内洋經緯記」に、左の如く論じてゐる。

儲又下總は、元來回沼りの地多く、水利宜しからざる國にして、大なる泥沼數ヶ所に在るが故に、年々火災に困める村落少からず。然るに其の近傍の河川を深くして、満水を落すが故に、其沼は皆自ら乾きて、肥良なる土地となり、下總一國にても、凡十萬石有餘の新田起る可きのみならず、全州の人民水損の患難を免るべし。又其中に就て、最大なる者は、印旛沼なり。爰をば同國の西濱なる檢見川の邊より漸々掘上りて、彼沼に至り、且此沼より利根川に通ずる所をも廣げて、其幅三十間以上なる一條の大河となし、内洋より直に東海に水通を路せしめ、以て奥羽及び諸州より廻船運送の便利を専主

水野思立
の因

水野の對
外知識

となし。國家和平なる時は、能く海舶風波の患難を保護し、不虞ある時は、軍用及び都下人民の穀米に缺乏なからしむべし。

此れが佐藤の意見であつた。抑も水野が直接に、此の意見を聞いた乎、否乎は、詳かでないが。水野彼自身も、關東の大厄介物とも云ふ可き利根川の水害と、之を除いてその水を疏通すれば、一舉兩得であることを認知し、加之國家緩急に際し、江戸灣の航路杜絶するが如きあるも、此の水路を辿るの安全且つ捷直なるを想ひ、此事を思ひ立つたものであらう。

水野忠邦は如何なる程度に於て、海外の知識があつた乎を、詳にしないが。彼が元來皇學、漢學に、より多き素養があつたとしても、海外の事情に、全く盲聾なる可き筈がない。彼は蘭學者牧穆仲を召抱へ、洋書を翻譯せしめたと云へば、彼が外船打拂令を緩和して、寛政度に復舊せしめたのも、海外の事情に就て、聊か通じたる所あつたが爲めであらう。されば彼が印旛沼を開鑿して内海と外海との連絡を便にし、舟航に資せんとしたのも無理からぬことである。

印旛沼疏鑿着手

天保十一年六月には、利根川下流の各村、水行取締方を協定せしめた。同年十一月に至り、老中水野越前守は、御廣敷井上備前守、町奉行榊原主計頭の建白を採納し、重ねて印旛沼を疏鑿し、各村の水害を除き、併せて鵜田運河の利を興さんとして、御勘定組頭五味與三郎、御勘定檜原謙十郎等をして、之を踏査せしめた。

〔七六〕 水野の進退と印旛沼開鑿の成敗

鹿島堀割地
の實地
巡檢

天保十二年三月九日、幕府は下利根川沿村の水害を除く可く、常陸國鹿島郡賀村寶殿前より深芝村に至る地内に水路を掘鑿し、利根の湛水を東海に排出せんとした。乃ち幕吏をして實地を巡檢し、關係諸村に其旨を諭さしめた。此は文政年間、村垣淡路守等の建白に起つたものと云ふ。〔印旛沼經緯記〕此事に就て

印旛沼實地巡檢

は、既記の通り、(參照 七二) 水野忠邦から後藤三右衛門に、其の仕事を相談したが、彼は遂ひに應じなかつた。

天保十二年十月十三日には、水野忠邦は、特に御勘定白石十太夫、支配勘定格大竹伊兵衛の二人を招見し、印旛沼掘割の概計を諮問し、尙ほ其の必要の工案を精査開申せしめた。而して同月十六日、御勘定奉行梶野土佐守、御勘定組頭立田岩太郎、御勘定白石十太夫、支配勘定格大竹伊兵衛、御普請役大塚巳十郎、石川忠之助、林又七郎、組頭手附猪俣英次郎等、印旛沼開鑿の爲め、實地踏査す可く江戸を發し、翌日下總千葉郡大和田村に至り、御代官篠田藤四郎、御普請役宮本鐵次郎、分間水盛の爲め、此地に於て人夫百餘人を率ひ、試掘しあるを巡見した。

掛官史及
命手傳任

斯くて天保十四年五月四日、幕府は愈よ御勘定組頭篠田藤四郎、御勘定白石十太夫、支配勘定格大竹伊兵衛、御普請役宮本鐵次郎に、印旛沼掘割御普請御用を命じ、同年六月十日町奉行鳥居甲斐守、御勘定奉行梶野土佐守、御目付戸

田寛十郎、吟味役篠田藤四郎に、印旛沼御普請御用掛を命じて鳥取城主松平因幡守、庄内城主酒井左衛門尉、沼津城主水野出羽守、秋月城主黒田甲斐守、貝淵城主林播磨守に、御普請御手傳を命じた。その他吟味方改役篠本茂三郎、御勘定愛知升七郎、渡部左太夫、土肥傳右衛門、同出役竹井辰太郎等に先後御普請御用を命じた。斯くて七月十七日に至り、印旛沼古堀筋御普請御手傳の大名擔當の丁場を、各個に配當した。

水野罷免

閏九月五日、當掘割御普請所の儀、是迄の手續にては、逆も成功の見込なしとて、大竹伊兵衛書面を作りて、奉行衆へ提出した。同九日梶野土佐守の先、江戸歸府の筈であつたが、急に吟味役篠田藤四郎出立歸府に付き、土佐守は見合せとなつた。而して閏九月十三日には、老中水野越前守は罷られた。而して同月十五日御勘定吟味役篠田藤四郎は、

篠田藤四郎召放

其方儀御役筋之儀に付、如何之趣も相聞、不埒之至に候。依之御役被召放、御切米之内五拾俵被召上。

と達せられ。同二十三日には、手傳の五大名に左の如く達した。

御手傳免

印旛沼御手傳御免御達書

松平因幡守

利根川分水路の印旛沼古堀筋御普請之義、思召を以、場所御手傳之儀は、被成ニ御免、公儀御普請に被ニ仰付一候に付、出金高、並に家來其外引拂之儀は、委細梶野土佐守に可ニ相承合一候事。

其他の罷免

而して酒井、水野(出羽守)黒田、林、何れも同文の達を承けた。同月同日には、御納戸頭御勘定吟味役兼帶羽倉外記、及び御勘定曾根寛右衛門の職を罷め、前者は四十石を削り、逼塞被ニ仰付、後者は小普請入となつた。而して同日梶野土佐守も亦た思召有之、御役御免の達を承けた。

開墾工事の状

元來此の工事は、水野忠邦の英斷に出で、來る十一月を期して成功す可き請書を徴し、爾後五大名、力を工事に竭し、各數萬の人力を發し、毎朝五つ時(午前八時)就業、四つ時(十時)に少憩、九つ時(正午)晝食、八つ時(午後二時)に少

殘工僅かに二三分

信淵の開墾利益

憩、七つ時(午後四時)に終業。毎時號令鐘鼓を鳴らし、或は法螺貝を吹く。其の
致々として功役に服する、殆んど戦場の觀があつた。而して起工以來九十日、
平戸橋一番杭より、米本村二十七番杭迄、長二千九十二間成功し、村上村地内
二十八番杭より長村地内百一番杭迄、長六千十間も、凡そ六七分成功し、殘工
僅に二三分に至り、俄然廢して、全功を果さず。故老曰く、當時之に假すに、
尙ほ二個月の日子を以てせば、全功を見る可かりしに、惜しむ可きことである
と。(「印旛沼経緯記」)果して然るや否やを詳にせざるも、兎も角も水野の職を免
ずると同時に、此の事業を停廢するに至つたのは、如何にも惜しむ可き事であ
つた。

尙ほ佐藤信淵は、其の門人小島百之の間に答へて、印旛沼開墾の三大益を擧げ
て曰く。

印旛沼を、内洋に開通するに至つては、野州、常州、總州を始め、出羽、奥
州等の米穀諸産物も、那珂湊、平潟湊等より、川普請する時は、石崎湖に至

り、石崎より銚田に達し、速に江戸へ運送すべし。是第一の利潤なり。
又印旛沼堀割の土砂を以て、内洋の干潟を埋る時は、早速鹽焼場と成て、年
々數十萬石の鹽を生ず可し。是第二の利益なり。又鹽濱の出來たる上は、川
凌等の泥土を以て、漸々干潟を開發すべきに依つて、内洋にも、印旛沼にも
次第に新田起り、數十年の間に、夥敷米穀を生ずべし。是第三の利益な
り。

併し此れは徒らに信淵の意見に止まり、折角之が實行に取り掛つたが、遂に
中途に沮廢した。

印旛沼堀割工事

天保十四年六月十日、利根川分水路下總國印旛沼古堀筋御普請御手傳被二仰出。四千四百間餘、神の
村手戸村地先より横戸村地内迄、水野出羽守。千百間餘、横戸村地内より栢井村地内迄、酒井左衛
門尉。六百間餘、栢井村地内より花島村地内迄、松平因幡守。二千二百間餘、花島村地内より畑村
地内迄林播磨守。千二百間餘、畑村地内より檢見川村地内海面迄、黒田甲斐守。右御掛御老中水

諸侯受持
割當

普役御免
手傳御免

野越前守、町奉行島居甲斐守、御勘定奉行梶野土佐守、御目付戸田寛十郎、御勘定吟味役篠田藤四郎等也。同九月十日、酒井左衛門尉、黒田甲斐守へ、印旛沼御普請、其方共持場格別出精に付、追々抄取候趣相聞、一段之事情。此段可申開二旨、御沙汰に候。同九月廿三日に至、思召有之、印旛沼御普請役御手傳御免、公儀御入用御普請被仰出候間、出金高井家來引拂等之儀は、梶野土佐守へ可承合二旨仰渡之。翌十九年夏に至、御手傳之五家并に家士之輩へ時服を被下。卯年八月十一日、印旛沼御普請場繪圖、御手傳之名前板行に致、市中賣歩行候者有之、御咎板木取上に成る。

〔續泰平年表〕

第十二章 封土轉換問題

〔七七〕 封土轉換の發令 (一)

江戸大阪
近傍直轄

印旛沼開鑿よりも、更らに一層重大なる事件は、江戸と大阪の周圍十里以内に於ける、諸大名、旗本の所領を收めて、悉く之を幕府の直轄となし、その替地を、他の地方に於て與ふる發令だ。

右の目的

此れは實に思ひ切りたる大改革で、水野忠邦が、之を斷行したのは、畢竟幕府の脚元を固めんとするの意志に外ならなかつた。而して幕府の脚元を固むるは、畢竟外國の勢力が追々と來り逼るを豫期し、それに對し我が防禦を堅固にせんとするの、目的に外ならなかつたとは、今更ら推測するの必要もない程の事だ。

其の發令

天保十四年六月二日、水野忠邦が、自から率先して其の所領たる下總印旛郡の

私領高免

内、百拾貳石を上知した。是れ其の模範を、他に示したるもの、而して九月十四日に至り、愈よ其の令を發した。

御料(幕府所領)之内、薄地多く、御收納免合相劣、殊に近年品々御用途御差添候折柄に候得共。厚御趣意を以、御勝手向に相響候儀をも、不レ被レ爲レ厭。御貸附金御仕法替、並十組問屋運上冥加之類若干免除被ニ仰出。(參照三九)都而上を損、下を益候御仁政、上代に不レ恥御美事と一統難レ有奉存候。然る處銘々領分に高免(收入多き)之土地も有レ之候は、畢竟神祖(家康)盛慮を以、封建之制度確乎と相定り、其上御代々の御恩澤にて、加地等頂戴候儀共。御治世後間も無レ之時被ニ分封、亦是倉庫充分之節に被ニ恩賜候儀に而、其後移封等に寄、増減有レ之候而も、當時御料所より私領之方、高免之土地多く有レ之候は、不都合之儀と奉レ存候。

此れは從來私領が、收入の割合善く、幕府の公領が、收入の割合惡き一般の情勢に就て云うたのだ。

私領利潤の専斷を戒しむ

江戸大阪最寄上知

假令如何様之御由緒を以被レ下、又は家祖共武功に而頂戴候領地に候共、加削は當御代之思召次第之處。右御由緒等も、彼是申立候者、事態をも不辨に相當、銘々數代御恩澤を蒙り居、御勝手向之儀は、毫髮も不レ願、收納多分有レ之候を、一己之餘潤と而已心得候筋も有レ之間敷事に候。

此れは私領の利潤を専らにするの不心得を、諭示したものだ。

元來家族奴僕之扶助可也出來、御軍役高並に相勤候得ば、事足候儀に而、既に享保後上米も被ニ仰付候處。(參照 吉宗時代、四二、四三)此節右様之御沙汰も無レ之を、能事と心得、黙々己之利を固執仕候者、人臣之分とは難レ申、彼是恐懼無レ限候間、何と歎願方も可有レ之哉と含居候處。幸此度江戸大阪最寄爲ニ御取締上知被ニ仰付候。右領分之餘、飛地之餘分にも、高免之場所も有レ之、御沙汰次第差上、代地之處、如何様に而も不レ苦候得共、三つ五分(即ち百石に付て三十五石の割)宜敷場所に而は、折角上知相願候詮も無レ之候間、御定の通三つ五分に不レ過土地被レ下候得ば、難レ有安心

可仕候

公領瘠薄
德川氏の治世となりて、其の老中や、大官杯の移封など、概ね薄地を以て厚地に易へ來り、從つて私領腴沃の地多く、公領瘠薄の地多くなつた。されば此の機會に於て、江戸大阪の十里周圍のみならず、大名、旗本杯の各處に有する飛地なども、それ〴〵一纏めにすることとなつた。

公私免合の均準

云ふ迄もなく飛地の私領は、概して高免の地が多かつた。御定めの三つ五分と云ふは、徳川氏の制度では、百石に付き三十五石が、其の公定納租額であつた。然も私領にはそれ以上の割合の土地が多かつたから、それを公定の通り迄に均準するが、此の改革の旨趣の一であつた。而して兩府の脚元を、堅固にし。萬一の緩急に備ふるの防禦を爲すを、目的としたるとは、固より云ふ迄もない。

水野の熱慮

蓋し水野忠邦が、此の決心をなすには、随分熱慮したることであつたらう。然も彼は自から請うて六萬石と稱しつゝ、内分では廿六萬石の収入がありと唱へられたる唐津から、六萬石打詰めの濱松に、封土換を願ひ出でたる程の漢であ

るから、〔参照 二一四〕彼の實行した所を以て、他にも要めたるものであらう。

〔七八〕封土轉換の發令(二)

當局自ら願出の宣言

以下更らに報恩の一端として、當局者自から率先して、其事を願ひ出でたとを宣言した。

殊に神祖封建之盛慮は不及申、御代々守成又は更張之御經營故、銘々無量之御徳澤に浴申候事、聊も代地等に而奉酬には無レ之候得共、區々誠悃御許容被ニ成下一候ば難レ有奉レ存候。右之趣、越前守(水野忠邦)大炊頭(土井利位)備中守(堀田正睦)相願候處、兼々諸臣迷惑之節は、深被レ爲レ候御趣意に候得共、此度江戸大坂御城最寄上知被ニ仰付一候は、御損益に關係候義には無レ之。從來御規定之知行割、追々紛亂候に付、至爲ニ御取締一無レ

據被仰出。實は御不本意之義に被思召候事故、右願之趣、下に而は廉潔之儀に候得共、於上は聚斂之御所置にも相當思召には甚以不相叶候間、右之願は不被遊御許容旨に而、別段品々難有御沙汰之事共有之、誠以感涙銘肝之至に候。

土井利位
腹非面
從の

水野は如何にして、其の同僚の意見を纏め得たる乎。特に土井利位は、此の封土轉換には、最も利害關係のある一人にて、從て尤も反對者の一人であつたに拘らず、斯く腹非にもせよ、兎も角も面從せしむるに至つたのは、如何に當時に於ける水野の威權の、赫灼であつたかを判知る。

再三願出
漸く許容

乍併御許容無之は、人君の道被爲盡候譯に而、臣下之身に而は彌以抽忠誠可申等之處。難有御沙汰を蒙り候とて、御時節柄、御料所より膏腴之土地に居然能在候は、何共不相當之筋と被存、何分安じ不申候に付、猶又申談、高免之場所差上度は、素願にて、打碎候得ば、此外にも品々相含、御微意之御損益を計、又は私之譽聞を求候所には無之。

飛地の整
理

國家之御爲と存込候次第、委細再願書に建白致し候通に有之。以上は此の轉換の事たる、將軍の發意でなく、一度ならず、二度迄も、年寄共の願出にて、漸くそれを許容せられた次第を言明した。

殊に兩城傍近而已御料所に被仰出候共、諸大名其他飛地之分、纒に平常之用向辨候、迄之家來差置、甚手薄に有之、且民情も自然疎遠に而、萬端之處、城附之如くには行届不申候間、飛地之分不殘城附領知並之免合に而、一纏に被仰付候ば、御趣意にも相當、銘々持高丈の取締出來、安心之義と申上候處、件之旨趣、委細被爲聞召分、折角之存込に而、再願之上は、可被遊御聞届旨被仰出候。微忠之赤心相達、誠以難有次第に候。

整理に
よる困
りもの

此れは江戸大阪周圍十里四方の地のみならず、諸大名、旗本等が、各地に飛地を有したるものをも、一纏にして、それを其の本領地並にすると云ふことだ。概して飛地には、高免の地多きを以て、之を城附領地並の免合にせられては、

若年寄側
衆等の願
出報恩一端

鷹行申達

代知蔵米
に引替へ

随分困る者も多き譯だ。然るに此れも亦た此方より願ひ出でたる事とした。若年寄、御側衆も同様願之趣、入御聞候處、是又御許容に相成候。則ち老中のみならず、若年寄、側衆も同様願ひ出でたと云ふことを宣言し。此れは將軍の思召でなく、此方より強ひて願ひ出で、其の許容を得たる迄であることを明らかにし、以て將軍の下を損し上を益するの政治でなく、下から上に對しての、多年の恩澤に酬いる一端であることを明らかにした。

此度上知被仰付一面々も、奕世之御深恩奉報度誠心は、同様之事と存候得共、一己之勝手都合のみに拘牽いたし、異存之輩も候はゞ、申達候様、無急度可被相達候。

卯（天保十四年）九月

此に於て秋霜烈日の威を以て、一般に此令の鷹行を申達した。而して其の翌日（九月十五日）水野忠邦は、書付を以て、左の如く達した。

今般上知相成候、面々之内、五百石以下之義は、代知御蔵米に引替被下候。

御金被下

尤多人數之内には、是迄賄方等知行所え申付置候族、右之通被仰出候、而は、當座及迷惑候類も可有之と格別の思召を以、右引替候向え、御金可被下との御沙汰に候。依之高百石に付、金十七兩づ、被下候。御金請取方之儀は、御勘定奉行可被談候。此の如く大命一下、愈々斷行せらるゝこととなつた。

〔七九〕 反對の氣運漲る

實行の困

封土轉換の令は既に發せられた。然も此事たるや、一令の下に、直ちに實行せらる可きは容易の業ではなかつた。何となれば發令者たる幕府には、一の損失なきも、轉換せらるゝ者には、百の損失あり。その損失を、そのまゝ承服して、それに獎順するには、彼等は餘りに利害の考慮が勝ち過ぎた。而して其の張

反對者の
張本

土井利位
の當惑

本とも云ふ可き一人は、實に水野忠邦の同僚中の重なる者、土井利位であつた。九月（天保十四年）十八九日の頃、甲斐守（鳥居）より參吳候、機文通有之に付罷越候處、土地之儀に付、井上備前守と及二議論一候始末、去る十六日甲斐守外四人召出候、事物語有之。何れも阿部遠江、跡部能登、井上備前、遠山左衛門、土岐丹波、右之者退け不申候。而は、御爲に不ニ相成一候に付、何れ共、不正之形跡取調吳候様申聞。

且土地之儀に付而は、大炊頭殿（土井）攝河泉之内に、三萬石領分有之候。由之處、右を差上、古河城附にて三萬石之替地出候。而は、家來之扶助も難成由を申、殊之外當惑致候。由を申。右様之義は、越前守殿（水野）に被認候。とて、御自分（土井）は勿論、萬人之難儀に成候。儀を連判致上。御預被成候。而も、餘り宰相の不見識と申者と、嘲り笑ひ、聚斂奸吏計り多く有之候。には、實以困入候。と之申事にて、話も盡候。間、右阿部遠江外四人之風聞、迎も行届申間敷と、程能相斷罷歸申候。

上知反對
の面々

上地一條
大變

此れは鳥居の爪牙となりて、其の反對黨の陰私を探偵し、之を評發するの役目を、内々働らさたる石川晴之丞が、天保十四年卯十一月、勤番支配へ差出した一節だ。

此によれば鳥居は、熱心なる上地論者にて、阿部、跡部、井上、遠山、土岐等は、其の反對者たるを知る可く。而して土井利位が、此れが爲めに非常に當惑しつゝ、尙ほ水野に雷同し、上地請願の書に連署したるを、彼等反對者が嘲笑したるを知る可し。而して鳥居は、此際彼等反對黨の陰私を發き一網に羅し去る可く、之を石川に依頼したるを知る可し。併し土井は外面に連署したるも、中心は決して水野の上知説に心服す可き筈なく、其の機會さへあれば、之を覆へさんと心掛けたるは、是れ亦た決して疑ふ可きものはない。

廿三日（九月）と覺、澁川六藏方へ罷越候處、顔色平生と變り、必至と書物致候に付、何様之認物に候哉と承り候處、六藏申候は、上ケ地一條、實に大變に相成、上書之草稿に取掛り居候と、尤半出來之由

に而、爲ニ讀聞一候得共、前後之文意忘失致、喉と相覺へ不レ申。大意は司馬公之語を引、漢語交リ之文談に而、別紙名前七人之申事、御取用不レ被遊、越前守(水野)大和守(堀)甲斐守(島居)主計頭(神原)右四人之者申上候儀、御用無レ之候。而は、大事に及候。杯と申事認有レ之。猶又六藏申候は、實は甲斐守より内々頼請候に付、舊友之信義を以、甲斐守此度之大難儀救ひ可申と力を盡し、且身命を擲、上書仕候旨。昨年中矢部駿河守一件之節(天保十三年三月二十一日矢部處分)も、六藏上書にて、疑獄決し候と自負致申聞。前書阿部遠州外四人、不正之形跡風聞承。吳候様申候得共、不行届と相答罷歸候。

とある。之を見ても、如何に反對の氣焰が騰上しつ、あつたかと、想像に餘りある。

濫川上書 尚ほ濫川六藏の、所謂る上書なるものを見るに、其の文字沈痛、激烈を極めてゐる。

森曲の者
兩三人

去々丑年(天保十二年)以來厚き思召を以て、御改正之儀夫々被ニ仰出一候に付、一統感戴欽仰可仕筈之處、諸役人一同和熟不仕、銘々異見を立相争ひ、思召を遵奉仕候者、少く候は、畢竟賢邪並び立候。故に御座候。……乍レ恐御側向被ニ召仕候者、表に而重き御役相勤候者之内に、兩三人森曲之もの有レ之、一己之權威落候を歎き、不平之心底を鳴らし候。故、流弊に染込候者、同氣相求め、右之者共と、死誓を結び、爪牙羽翼と罷成、賢臣を誹謗仕候事と相察し申候。……古今を通覽仕候に、君として賢を憎み候心は無レ之候得共、二心有レ之、邪を愛し候意は無レ之候得共、疑を持して決する故、何となく離間之説行れ候儀に御座候。越前守殿(水野)大和守殿(堀)は假令權重く功高く、規詞激説、御心に逆ひ候共、少も御疑被遊問敷候。

別紙申上候者共は、譽廣く類多く、簧口殺才、思召に叶ひ候共、聊も御用被遊問敷候。……向後思召之一貫可仕哉否之儀は、此節に御座

邪臣貶逐の事

候得ば、得と御思慮之上、速に御英斷被遊、右申上候邪臣を、御貶逐御座候様奉存候。其上に而大臣は勿論、布衣以上御役人一同被召出、右之通被仰渡候様奉存候。

御改正被仰出しより三年之久きに至るといへども、祖訓に遵ひ、宿弊を一洗せし趣、特に著れ聞ゆる者なく、大抵同列相和せず、互に過失を評さ、因循姑息の意甚敷、經營筋に携り候者共は、利財聚斂之説を起し、曖昧を以て、詐欺を恣にする由被聞召、御憂慮尤淺からざる所なり。然りとはいへども、畢竟御涼徳の故にも可有之哉と思召候間、諸臣之面々、自今以後、上は御徳儀を補助し奉り、下は協恭之意失はざるべし。若し速に故轍を改めず、舊弊依然たるに於ては、嚴格之御沙汰を経らる可旨被仰出者也。

姦臣連名

而して其の姦臣として、貶逐す可き別紙の連名は、左の通りだ。

堀田 攝津守

新見 伊賀守
土岐 丹波守
成島 圖書頭

此れが鳥居の指喉と云はん乎、依頼と云はん乎、何れにもせよ、鳥居から絲を引きたることは、前段石川晴之丞の書付の一節を見ても、分明だ。

悦服者殆ど皆無

【八〇】 上知に關する兩派の策動

如何に主家の爲めとは申せ、高免の封土を、薄免の封土と交換することは、決して好ましくない。されば上知の發令には、其の主張者たる水野忠邦、及び其の協贊者たる羽倉外記とか、其他の二三者を除けば、中心から悦服したる者は、固より是れ有る可き筈がない。否な彼等は何處よりしてか、反對の聲

政見上の
反對説

の擧り來るを、待ち構へてゐたに相違あるまい。
且つ其の反對者の中には、單に慾得づくの考慮からのみでなく、幕府の政策として、斯る不人氣の事を行ふの、決して得策でないことを痛感した者も、少くなかつたであらう。彼等は天下事無し、小人之を濫ると云ふ筆法もて、之に反對したであらう。

忠邦の政
友

元來水野忠邦には、眞成の意味に於て、其の政友と云ふ可き者は、多くなかつた。彼の同僚土井、堀田の徒は、同僚と云ふだけにて、其の關係は、松平定信か、松平信明、戸田氏朋、本多忠籌等に於けるが如きものではなかつた。唯だ彼に親しかつたのは、御側用人堀親齋（信州飯田二萬七千石城主にして、其子親義は忠邦の妹婿）にして、彼の手足となりて活動したのは、町奉行鳥居甲斐守、榊原主計頭、又た彼に好意を持つてゐたのは、御側用人御取次新見伊賀守、奥儒者成島圖書頭等であり、其他御勘定奉行井上備前守、梶野土佐守、御勘定吟味役根本善右衛門、篠田藤四郎、羽倉外記、御勘定組頭曾根寛右衛門、御書物奉行澁川六

反對面々

藏の徒であつた。然も其中にて新見、成島の如きは、澁川六藏が奸人として、斥退す可しとの中に數へた程であれば、彼等が互ひに相ひ協和しなかつたことは、以て知る可しだ。（參照 七九）
而して其の反對者と云ふ可きは、幕吏の錚々たる阿部遠江守、跡部能登守、遠山左衛門尉、土岐丹波守等にして、然も跡部は水野の弟であつた。彼等の反對は意とするに足らぬが、但だ意外であつたのは、一方には水野と連署して、上知を願ひ出でたる閣考の一人、土井利位が、其の反對派の首領として、隠然押し立てられたことだ。

反對派取
扱

此の形勢を見て取りたる鳥居甲斐守は、此上は土井閣老を始め、反對派を一掃するの策を、水野忠邦に献じたが、忠邦は彼等が此の問題に就て、己と意見を殊にしたればとて、之を直ちに斥くるは穩かでない。如何様にもして彼等を説服し、若し聽かざれば、彼等をして自から去らしむ可しとの説もて、鳥居の言を容れなかつた。要するに水野は自己の勢力を過信し、決して此の發令が、中

鳥居の策

途にて沮廢するが如きことはなかる可しと、見込を附たのであらう。他方に於ては四人の連中は、必らずしも水野の敵でなく、只だ此の問題に就ての反對者であり、彼等は寧ろ水野の才幹器量には推服したる者共なれば。如何に反對したとて、玉石俱に焚くを欲せず、畢竟斯る策を献じて、水野を誤るものは、鳥居甲斐守、榊原主計頭の兩人なれば、先づ此の兩人を斥けんには若かずと、協議しつゝ、あつたのを、鳥居は乍ち之を探知し。此に於て機先を制し、彼等を一網に打ち去る可く、澁川六藏と相謀り、石川疇之丞、濱中三右衛門を指嚇して、彼等の陰私を探偵し、その罪案を構成し、彼等を陥れんと計つた。その一端は石川の上書に明記せられてゐる。

此の如くして、上知論者と、上知反對論者とは、互ひに暗中飛躍して鎬を削つてゐた。固より鳥居杯は、政策の成敗の爲めと云はんよりも、其の一身の安危の爲めであり、其の首領たる水野忠邦の爲めと云はんよりも、自己の爲めであつたことは、云ふ迄もない。而して鳥居も、澁川も、何時の間にか方向轉換

暗中飛躍の争ひ

して、上知中止論者となつた。實に測り難きは人心だ。

第十三章 水野忠邦の失脚

〔八一〕 水野鳥居の對策

暗闘益々
猛烈

鳥居甲斐守一派と、阿部遠江守一味との暗闘は、頗る猛烈を極めた。其の事情は、既記の通りであるが。(參照 八〇)尚ほ石川疇之丞の書付は、一層其事を明瞭ならしめてゐる。

鳥居石川
に調査を
求む

廿六日(天保十四年九月)と相覺。甲斐守(鳥居)より只今罷越候様文通有之候に付、夕刻より罷越候之處、同人申候は、廿四日主計頭(禰原)甲斐守被召出候物語有之、上地之議論、東西に相分れ、甲斐守、主計頭は建言不レ被レ行候得ば、最早滅絶之覺悟致候旨、夫に付、是非一私え頼度一條は、阿部遠江宅へ跡部能登、土岐丹波、遠山左衛門、井上備前、密に相會候而、越前守殿(水野)を救ひ、甲斐守を倒し候策を議し候趣、右之内

鳥居焦燥

遠山は當朝行、井上備前は女乗物に而參り候由風聞、並堀田攝津守殿、新見伊賀守、上地之義に付、諸家より賄を請候由之風聞。其外不正之廉々行跡晝夜粉骨致、取調吳候様、面色を變じ。越前守にも、最早長在職は相成間敷。元來宰相御休息之御逢は、不レ相成一事に、越中守殿(松平定信)勤役中定被置候處、強而相願相濟候得ば、實は英邁衰候と申聞。右之人々影に立居候而は、甲斐守死地に落入可申。昨廿五日も跡部能登守宅へ、主計頭一同打毬に罷越候約束之處、當朝に至り、能登守始不快之由にて斷有之候。新見は同道致、甲斐守を倒し候奸計を相企候と物語に、私(石川)奉公出之儀は、甲斐守請合可申旨申聞候得共。實に不レ容易一儀と存、程能相斷候處、以之外不平を懷き候様子に而、決而他言致間敷旨再三申聞候。若甲斐守倒候は、私事御奉公出六ヶ敷可有之、此旨得と心得候様にと申含候に付、不レ容易一秘密之儀、決而漏し不レ申旨、相約罷歸申候。

反對者を倒さんとす

以上所記によりて、如何に上知反對者の對手としたる標的が、鳥居甲斐守其人に在つたか、判知る。彼等は水野を敵とせずして、鳥居を敵とした。機敏、捷利の鳥居は、此の形勢を、直ちに看取し、それに向て我より先んじて、彼等の陰私を評發し、彼等を倒さんと焦燥したる有様は、石川の所記によりて、極めて、分明だ。

忠邦急遽將軍謁見を請ふ

御側衆の斷り

城中將軍居室

尙ほ從前松平定信が、將軍休息中は、閣老は謁見出來ざる事に定め置きたるに、水野越前守が、強て將軍に願ひ、謁見を得たる事情は、左の通りである。九月廿三日、水野忠邦は、反對論が、各所に勃興せんとする模様を見て、此際將軍家慶の決心を固め置くの必要を感じ、御用部屋を出て、奥に至り、御側衆に向て謁見を請うたが、御側衆は、只今御休息の事を告げて、之を斷つた。元來徳川將軍の住する千代田城は、表、奥、大奥の三者に別れてゐる。大奥は云ふ迄もなく、將軍の御臺所を始め、婦人の世界で、將軍以外、男子は一切禁制の場所だ。奥は將軍の常住所にて、此處には將軍呢近の御側衆、御小

休息の間の罷出禁止の理由

忠邦強て謁見

姓、御小納戸の面々奉仕してゐる。而して將軍は儀式其他の公務には、表へ出づるが、その他は奥を常住とし、御座の間に於て、閣老にも拜謁を賜ひ、又た御用御側の取次にて、政務をも聞くととしてゐる。而して用事了れば、肩衣を脱し、時としては袴をも脱ぎ、休息の間に入りて、近臣相手に燕息する。而して表は老中、若年寄、三奉行、大小目付、其他文武諸官の役所である。されば表方の役人は、將軍の召にあらざれば奥に赴かず。老中とても奥に入りて將軍に謁するは、御座の間を限りとした。然るに田沼時代に於ては、往々將軍休息の間に迄立ち入りて、親しく謁見し、その爲めに將軍の命を矯むるの嫌を來したから、寛政度の改革に際し、松平定信は、以來は老中たりとも、御休息所に罷り出で、政務言上は無用との例規を定めた。然るに水野忠邦は、之を熟知しつゝ、強ひて休息所迄も立ち入りて、將軍に謁見を要めた。當時の御用取次新見伊賀守は、寧ろ水野方の一人であつたから、それも叶うたが、然も將軍は之を快しとはしなかつたであらう。兎にも角にも

水野は將軍に向つて其の決心の動かざる可く、留針を指し込んだに相違ない。乃ち水盛りて魚躍る。此の危局に際して、鳥居が暗中飛躍したるは勿論だが、流石の水野も、無關心たるを得なかつた。

【八二】 將軍家慶と閣老水野忠邦

敵大奥に生ずる 將軍家慶と水野忠邦とは、君臣水魚の關係があつた。水野は飽迄家慶の信寵を専らにして、茲に始めて天保十二年以來の改革に着手した。如何に水野に其の熱心ありとて、將軍が之に共鳴せざれば、到底其事の行はる可き筈がない。されど家慶は決して吉宗の類ではなかつた。彼は水平以下でもなかつたが、亦た水平以上ではなかつた。而して水野の敵は端なく大奥の間に生じた。そは彼の改革の手が、自然に大奥の感情を害するに到つたからだ。

全力を改革に盡す

勝海舟の

將軍日光社参の再興

されど天下何者も、水野の威權赫赫たるに向て、正面から反對し得るものは無つた。而して水野は上は將軍の知遇に酬い、下は我が經綸を行はんとて、其の全心を全力を改革に竭した。特に財政の頗る困難なるに拘らず、國家緩急の費に供す可く、金銀の分銅を新鑄して之を蓄へた。されば勝海舟の如きも、水野越前守閣老となりて、大に政府の衰弱に傾くを歎じ、一身を不願、衆怨を不厭、萬事を改革す。其財政の如き、尤意を注ぐ處、大分銅の如き、金七八箇、銀十四五個を新鑄し、是を國庫に收むと云ふ。惜らくは職を永くせず、怨望四方に發り、又詭訴を生じ、半途にして退職幽閉せられ、其計畫を空しくせし事を。(吹塵錄)

と云うてゐる。

彼は亦た絶て久しく行はざる將軍の日光社参を、天保十四年四月には舉行した。而して同年六月廿二日には、將軍より特旨もて、

御刀越中國國房 金廿五枚 御稚刀 備前國康光代金三十枚 御磨 柄黒

塗金御紋散し

將軍より
賞賜

を拜領し、更らに左の令司を授けられた。

一 昨年御改革被仰出候以來、格別に出精一候に付、各別之御賞美も可被下處、却而可失本意と思召、先づ御持傳之御品々被下候。猶又御含も被爲在候間、此御慶は兼々御持料之御品に候得共、深以思召被下候。以後別而無懸念一差圖有之候様可致出精一候。

水野の名
譽

此の如く將軍の持料の慶を賜はつたのは、將軍に代りて、庶政を掌り、百僚を指揮す可しとの意味あるものとして、正に是れ水野其人に取りては、飛龍天に冲するの幸運であつた。されば彼が愈々將軍の知遇に酬ゆ可く、印旛沼の開鑿や、若しくは江戸大阪十里四方の上知や、其他に努力したのは當然の事である。

されど死
刑宣告に
同じ

されど此の賞賜は、恐らくは彼の政治的生涯に取りては、死刑の宣告も同様であつたかも知れない。

嫩薑芽一
件

天保の大政改革は、徳川十二世將軍が、水野越前守に信任し、其の施爲を専らにせしめしかば、越州於て是畢世の力を奮ひ……畢竟するに君臣相得て、其恩管に水魚のみにあらざりし。さればこそ、將軍日光社參の大禮の如き、三世將軍以來（按ずるに八世將軍と云ふ可きであらう）の慶典を擧げ、其功を賞せられて、金磨を賜る程の榮を受くるに至りしなり。……

離間
の
構成

將軍平生の膳部に煮魚を侑むるには、必らず嫩薑芽を添ゆるを例となしたりしが、……一日將軍膳に就き、炙魚を御し、俄に嫩薑を思出され、給仕の者に向ひ、取落せるやと尋ねられしに、其者答て何月日の發令にて、自今嫩薑禁止の目ありしに因り、農家にて其令を守り、作り出さざるなりと答へたれば、將軍頭を傾け……嫩薑の如き膳味を助くる者迄、禁絶せしとは思はざりしと申されたるを、奸人輩聞き知りて、此回の諸政大改革は、盡く將軍の意中より出でたるに非ず、中間に於て、越前守取計ひ、將軍知るに及ばざる事柄もありたるを測知し、其隙に乗じて、之を離間するを得可きの

新生姜賣
買の許可

家慶水野
化の關係

兆を始て發見し、……將軍日光社參、越州扈從不在の日を以て其時となし、充分之を僱すの策を構成し、其の歸城に至りても、猶ほ之を發せず、陽に其功を褒賞して、之を懈らしめ、然る後機を相して行ひしかば、其計策十分に行はれたるにて、禍機の至微に發する者、實に恐る可し。(宛菴遺稿)

此れも一説であらう。尙ほ若芽生姜の一件は、天保十三年四月八日の布達に「野菜もの等、季節いたらざる内賣買致す間敷旨、前々相觸候趣も有之處、近來初物を好候儀増長いたし」云々とて、殊更ら其事を厲行したるに拘らず。同年五月八日には「野菜物賣買之義、新生姜、貝割菜の賣買差支無之」と令してゐる。此れが前記の將軍の膳部に、新生姜無かりしよりの改正であらう。併し此れは天保十三年五月の事にて、日光社參とは、約一個年を隔て、ある。されば新生姜が、水野を斃すの原因となつたとは、一寸受取り難き説であるが。然も何れにもせよ、家慶水野の君臣の關係が、天保十四年には、天保十二年の頃とは、多少變化しつゝ、あつたとは、疑ふ可き餘地がない。

日光山のなかぬ名鳥

水野越前守御用にて日光山へ參り、歸りに水戸へ廻り、水戸殿より大きな籠を拜領致したり。是大身籠なり。水戸殿曰く、越前守其方はおもひやりがないから、是を遣はすと。同日日光中禪寺の山にて名鳥を取來るなり。それもよからふと鳴なり。此名鳥を江戸へ持歸りて献上いたす。此鳥いかなるゆへにか、御前にては一向なかぬゆへに面白くなきゆへ、越前守登城の節鳥を御歸しになり、越前守面目を失ない、屋敷へ持歸りて鳥に向ひ能々言きかす。其方鳥類ながらも金銀の籠に入りて、將軍家の御手にふれるを、いかばかりか難有きことにあらずや、夫を如何して御前にてはなかざるや。其方のなかざるゆへに、我今切腹せねばならぬといへば、鳥がそれもよからふ。(天言筆記)

【八三】 鳥居忠耀の反覆

紀州家の
反對

反對論が、屬僚の間にのみ湧き出でつゝある迄は、深く心配す可きでない。さ

三家例外の策

れど意外にも御三家の一なる紀州家から出て來つた。それは大阪城の周邊十里以内上知と云へば、固より紀州家の封土の一部をも然かせねばならぬからだ。而して紀州家の異議は、東照宮の深慮もて、紀州一圓を賜ひたるに、今更らそれに傷を付く可きものではあるまいと云ふ論鋒にて、それには流石の水野も辟易せざるを得なかつた。何となれば相手が紀州家と云ふ計りでなく、更らに幕府創業者の家康をも、向ふに廻さねばならぬ仕末に立ち到つた。

水野は紀州家の異議の裏面には、反對派の運動の手が加はりゐるとに、感付いたに相違ない。されど彼は寧ろ變通の策を講ず可しとして、御三家の領地は、幕府直轄も同様なれば、上知の御沙汰の及ぶ限りにあらずとの逃路を設け、此の難題を切り抜けんとした。

然るに更らに意外にも、忠邦の股肱腹心であつた鳥居甲斐守が、此を佩強の口實として、方向轉換を企てた。鳥居は印旛沼開墾にも、上知一件にも、尤も熱心なる忠邦の味方であつた。而して天保改革の政をして、過酷、苛察の譏を

鳥居の策

反例の説に

反對の眞理由

招き、忠邦をして、天下の怨府たらしめたる所以の、重なる責任は、固より鳥居其人に歸せねばならぬとは、火よりも明らかだ。

然るに鳥居は、其身の己に危急の迫るを見て、乍ち其の活路を、此際に見出した。そは紀州家に對する忠邦の除外説に反對したとだ。即ち苟も徳川家に對して、忠勤を論せば、天下の大名、旗本、何れか御三家に劣る可き。されば斯る改革の沙汰は、御三家率先して、之に獎勵順す可きは當然だ。而して亦た當局に於ても然かせしむ可きは、至當の事だ。然るに御三家に限りて、除外例とは、是れ天下に私を示す所以ではないか。

鳥居の論は、良とに正論だ。併し彼は眞面目に此の正論を主張したのではない。若し斯る除外例を行はねばならぬ程ならば、寧ろ此の御沙汰を擧げて、之を中止するに若かずとの意見に、落著せしめん前提に外ならなかつた。即ち平たく云へば、忠邦一人を置いてけぼりにして、自己は別路を取りて、上知反對側に廻るの、巧みなる廻轉手段に外ならなかつた。

鳥居の方
向轉換

炯眼なる忠邦いかで、之を見逃がす可き。彼は鳥居が既に反覆して自己を賣りたるに氣付いた。されど事此に至りては止むを得ない。彼は唯だ飽迄も將軍の信寵を頼みの繩として、之を徹底せしめんと努めた。而して鳥居は水野の仕打が、半上落下であるを辭柄として、榊原主計頭、澁川六藏等と與に、反對派の隠然たる首領土井大炊頭（利位）の許に馳せ參じた。

鳥居は實に陰險、腹黒の本性を、此の機會に於て、遺憾なく發揮した。彼は水野の足元の頗る危きを見て、水野と與にするの、己に不利あるを覺り、直に身を防禦者の位置より、攻撃者の位置に轉じた。而して一たび方向轉換をなすや、血に渴したる狂犬の如く、飽迄其の反噬を逞くす可く焦燥した。

鳥居等が見出したる攻道具の一人は、御小姓中山肥後守だ。彼は正直一圖の一徹者であるから、竊かに手段もて、中山に其の葛藤の顛末を吹き込んだ。そは若し紀州家のみを除外例として、上知を斷行するに於ては、忽ち天下の騷動を惹き起し、御家（徳川家）破滅の基となると云ふとだ。而して中山は、此説に痛く

鳥居の攻
道具

感激し、將軍家慶に向て、此事を直諫した。而して將軍は既に世論の騷然たるを知り、且つ水野忠邦其者に對しても、聊か憐らぬところありたる際であつたから、此の諫言は、深く彼を動かした。

【八四】 水野忠邦の免職

小姓中山
の自殺

元來御小姓の職務は、將軍に昵近して、其の使令に供するにありて、政務などに容喙す可きものではない。彼等は就職の當初、固く此事に就ては、誓詞に血判してゐる。然るに中山肥後守が、御小姓として、上知一件に對し、諫言を上りたるは、いかで見逃さる可き。直ちに御用御取次（將軍の秘書官）新見伊賀守より詰問せられた。新見は上知一件に就ては、水野と同腹であれば、猶更ら其の詰問は、嚴重であつた。中山は此れが爲めに、其の責に任じて自殺し、同時に

將軍意志
變更の時

私かに其の意見書を、將軍に上つた。其の結果が思掛けなくも、中山の死諫となつて、更らに將軍に多大の衝動を與へた。抑も將軍の意志は何月頃から變じたる乎、明白でない。されど上知發令が、天保十四年九月だ。而して九月廿九日迄は、水野忠邦は、例の如く登城出動した。彼の日記に曰く、

九月廿九日 定刻平服登城

但大炊殿(土井利位)不參

忠邦の病
氣引籠

とある。而して其の翌閏九月一日よりは、九月十三日老中免職まで、一日も出勤してゐない。

閏九月朔日 自分風邪寒熱に付不參

候 段月番備中守(堀田正睦)並同列衆下總殿(西の丸老中間部詮勝)大和守(御側御用人堀親憲)若年寄、月番え如例手紙差出

承知之旨返書來

とある。而して、

閏九月二日 風邪寒熱不參

但大炊殿快出勤

實病か虚
病か

とある。以來連日「風邪寒熱不參」にて押し通してゐる。此の病氣引籠りは、果して實病乎、虚病乎。縱令若干實病とするも、恐らくは將軍の意向が、已に反對の方に傾きつゝあるを見て、水野も或は自己の信任を試みる可く、或は心中悶々の爲めに、若しくは形勢を觀望す可く、何れにしても故らに不參したものであらう。但だ閏九月六日の項に於て、

閏九月六日

御勘定奉行

井上備前守

井上勘定
奉行等の
免職

思召有之に付御役御免被成候。

右於御右筆部室縁類大炊頭申渡、老中列座

御留守居番次席御勘定吟味役

根本善右衛門

思召有之御役御免、小普請入差控被仰付候。

右於堀田攝津守宅一申渡、若年寄列座

水野に吉兆ならず

とある。此の兩人は本來水野の信任したる者共にて、云はゞ水野黨であつたが、上知一件には井上の如きは、尤も熱心なる反對者となつた。されば此の兩人の免職は、何故であつた乎。何れにしても水野には、吉兆とは思へなかつた。

閏九月七日 風邪寒熱は快方候得共、癩氣に付不參

とあり。更らに、

上田沙汰止み

一 上知御沙汰止被仰出候。御禮如何可ニ心得一哉と公用人を以、月番大炊殿宅へ問合差出候處、明日退出に、挨拶被ニ申置候由被ニ申達候。

水野致命傷

とある。此に於て上知一件は、將軍の親裁にて、愈よ沙汰止みとなつた。是れ實に水野に取りては、致命傷と云はねばならぬ。

閏九月八日 癩氣不參

昨日問合置候。上知御沙汰止被仰出候。御禮動之儀、尙又今日退出に公用人を以、月番大炊殿宅へ差出候處、出勤之節、申上候。様挨拶有之候旨、罷歸申聞候。

水野召出

而して彼は毎日癩氣にて不參したが、同十二日に至り、別紙書達之候。若癩氣候は、名代被ニ差出候様存候。以上。

閏九月十二日

水野越前守様

水野越前守

明十三日、麻上下に而登城之事

第十三章 八四 水野忠邦の免職

閏九月十二日

右返書相認遣之候

とある。而して十三日の項には、

水野罷免

御用召之處、不快中に付、一類堀出雲守、長谷川久三郎、爲二名代一差出候處、左之通月番大炊殿被ニ申渡一候。

御勝手取扱之義不行届之義有之、加判之列被レ成ニ御免、如レ元雁之間詰被ニ仰付一候に付、差控可ニ罷在候。

此の如く彼の日記に記入してある。而して此の如くにして、飛ぶ鳥をも墜すの勢力ありたる水野忠邦は、忽焉として失意の人となつた。當時の詩家梁川星巖が詠史の題を藉りて、

欲下挽ニ紛奢一歸一儉上十年相業鬢成霜。可レ憐管蔡流言日。無ニ復撫レ箠桓野王。

と作りたる。良とに忠邦に取りては、知己の言と云ふに庶幾し。

水野越前守の罷免

上地陳狀書

辛卯閏九月の頃、上地の陳狀といふ書付を、大目付松平豊前守を以て、一統へ觸示したるを見たる所、其文章和漢の交り文句にて、是が專一といふ所もなく、されば儒者にも譯らず、文章家にも讀めず、俗説文段にて、偏に當君の御徳をのみ擧げて、勿鉢なくも神祖の御武徳を始め奉り、御代々賢主良相の言を用ひず、何事も時將軍の思召次第こそ然るべしと綴りたる故に、聖賢仁義の意に少も叶はず、又佛陀菩薩の濟度にもあらず、斯る駄舌支離の書にて、唯々手前勝手なれば、如何なる珍事かあらんと思ふ所に、江戸十里四方并大坂十里四方、悉く擧て官家の領となり、尤も替地は夫々賜ふべき由なれども、其内には御代と由緒の子細、あるひは堂上方及び神社の領地もありて、むざと押付る譯にもならず。去れど其地の領主地頭は手の舞ひ足の踏む處を知らざるを以、既に事の發らんとする時に臨みて、明君の御徳に顯れ、誠忠義心の士たる奥の近臣には中山肥後守の死諫あり、繼で間部總州の陰忠、紀州枝君の諫疏等續々として公聽に達せしかば、閏九月十三日に至りて内檢不熟の旨趣に依て、水野越前守召放され、雁の間詰仰せ付られ、一時水を打たる如く、世上頓に穩になれり。此少し前方に、收斂に長じたる御勘定奉行井上備後守、同吟味役根本善右衛門、篠田藤四郎、羽倉外記など候奸阿黨の輩役義召放され、半地減除など夫々罪を蒙りしが、是より又々一騒動始り、上下役の廢替ありし。(五月兩草紙)

明君の御徳顯はる

井上根本善右衛門の役義召放

【八五】水野同志者に賣らる

罷免近因

水野忠邦が、加判の列を免せられ、元の雁の間詰となり、差控を命ぜられたる理由は、前記の如し。(参照 八四)「御勝手向不行届の儀」とあるが、要するに其の近因は、上知一件にて、天下の人心を騒然たらしめ、將軍家慶が之を不是として、沙汰止みにしたことに存するものと云はねばならぬ。

水野を斃したる力

惟ふにさしもの水野を斃すには、決して單一の勢力が、若しくは單獨の計企ではあるまい。それには大奥に於ける有力者―上藤姉小路の徒―の反對もあつたらう。紀州家の異議、御小姓中山肥後守の死諫、而して老中土井利位の隠然たる反對、若しくは阿部遠江守、井上備前守、跡部能登守、遠山左衛門尉、土岐

上知一件と水野屬僚

丹波守等の公然たる反對論もあつたらう。然もその以外、若しくは以上に利き目のあつたのは、忠邦の股肱腹心たる鳥居甲斐守、澁川六藏等の、寝返りを打つたことだ。

元來水野は上知一件には賛成ではあつたが、之を斷行するには、聊か顧慮する所があつた。これを遮二無二斷行せしめたのは、その屬僚の仕業であつた。そは水野の死後、彼の屬僚であつた羽倉外記の祭文に、

移封の議公、初め疑有り、九(羽倉用九即ち外記)等賛成し、遂に禍基を爲す。

鳥居等の悪計

とある。此の九等賛成の中には、羽倉一人でなく、恐らくは鳥居忠耀、澁川六藏の徒もあつたであらう。而して忠耀、六藏等は形勢の非なるを見るや、乍ち反覆して、却て水野を擠し、之に次ぐに石を下してゐる。云はゞ鳥居等は縱令其の當初は、それ程の悪心なかつたとするも、其の形跡から見れば先づ水野を死地迄引ずり込んで来て、而して愈よ最後の一撃をも加へてゐると云はねばならぬ。水野が此の如き政友を持つてゐたのが、その不徳であり、不見識である

とも云ひ得可きであらうが、然も政友として、其の首領に對し、斯る仕業を逞しくするは、全く以て申分なき小人と云はねばならぬ。その證據として見る可きは、石川崎之丞の書付に、

其の一證

閏九月(天保十四年)六日夕刻、澁川六藏へ罷越候處、同人申候は、井上備前守、根本善右衛門兩人は被倒得共、(參照 八四)越前守(水野)伊賀守(新見)跡部能登守左遷無之候。而は、六藏儀忽被倒候に付、舊友之信義を以、助力致、右三人之不正之行跡探索出し吳候様、強而申聞候得共、更に手掛り無之候間、相斷歸り申候。

此れは恐らくは澁川六藏一人の事ではあるまい。澁川の背後には、必らず鳥居

政敵以上の悪策

が存在したのであらう。如何に澁川が水野に親近し、水野に信用せられつゝ、あつたかは、澁川が屢ば水野に對して、意見書を提出したるを見て、知る可きであらう。(參照 四〇四二、六六七一)然るに水野越前守を左遷せねば、己の身が危しとて、水野の不正の行

水野に殉じたる者

跡の陰私を許く可き資料の探索を、他に依頼するが如きに至りては、實に言語道斷と云はねばならぬ。固より石川は其需に應じなかつたと云ふも、政友たる可き鳥居、澁川の徒が、此の極所に於て、政敵以上の悪策、陰謀を逞うしたるとは殆んど疑ふの餘地がない。さればこそ彼等は水野の失脚に拘らず、依然として其の地位を保持したではない乎。而して水野が其の翌年、將軍の懇命もだし難く、再び閑老となるや、やがて鳥居、榊原、澁川の徒は、それ／＼處分せられたではない乎。

王安石は其の同類呂惠卿の爲めに賣られ、其の退老の後も、屢ば福建子の語を漏らし、呂惠卿が、反覆を憤つた。知らず水野は鳥居、榊原、澁川等に對して、如何の語をなしたる乎。そは兎も角も水野に殉したと云ふ可きは、閏九月十五日、勘定吟味役篠田藤四郎免官逼塞、同二十三日納戸頭、勘定吟味役兼帶羽倉外記小普請入、削俸逼塞、二十四日側衆新見伊賀守免官、菊間詰となる。而して忠邦と尤も懇親にして、姻戚の關係ある堀大和守親密は、御側御用人で

あつたが、老中格となり、奥勤元の如しと云ふことになつた。

〔八六〕 後藤三右衛門堀親密へ進言す

三右衛門の態度

尙ほ水野に取り入りて、頻りに意見書を提出し、且つは其身の榮進を希うた。後藤三右衛門は、水野の失脚には、鳥居、澁川等の如く手傳はざりしにせよ、決して之を遺憾とするの情はなかつた。彼は寧ろ水野の替りに、堀大和守に取り入る可く努め、天保十四年閏九月十九日附、即ち水野の免職後約一週間、堀に向て左の如く意見書を提出してゐる。

水野失脚を祝福

一 濱松公者、乍恐當世之御英君には候得共、如何之故歟、近年次第に萬民之人望を悉く失わせ給ひ、親疎共歸服候もの無之、既に此節之御様子奉恐入一候御儀に御座候。乍併此宰相之倒候者、國家之御爲には

堀進退に
見關する意

甚美事と奉存候。此六七年以來殘忍刻薄之横政を以、不辜之人民を多被惱加之若干之御役人をも左遷せられ、其節御内々直言諷諫之上書再三に及び、〔參照 四三―四六、七二―七四〕其上微臣を擧て、司農府え被召仕候は、公之不軌に陥り給はざる様、萬事御心附申上進退可仕旨も數度申上候得共、兎角披爲拘狐疑嫌疑を避させられ、更に御採用無之、却而井上、根本、篠藤、川上之佞臣多被用、遂に海内恨之府とならせられ、天之所不贊、人所不與、自然と自滅を被爲取候は、素來其善之儀、此御暴政に而、始終被推遂一候は、忽天下亂争之街と相成候は、必定之理。今此君之左遷は未、吳天上帝我神國を亡し給はざる難有吉瑞と恐悦至極。乍併御英才之程は、實以可惜御方と其段は深歎息仕候事。如何にも水野の失脚を、祝福してゐる心底が、その言葉の上に露呈せられてゐる。

一 越公（水野忠邦）之御跡之御執權は、自然と君の御手に入可申哉と奉存

候。若再三之御説候はゞ、不被爲御謙遜に、御請被爲遊候様仕度……乍恐柳之間より、當時天下之執柄迄に御登極は、古今未曾有之御名譽於微臣も寔に難有雀躍仕候。乍併私之微意に而は、只今直に御勝手掛に被爲成候而は、此度左遷之三閣老其外之向も、妬心怨望可有之哉に付、其難を被爲爲避、不取敢先古河公(土井利位)御勝手掛、乍恐殿様(堀親鸞)は是迄之通侍中職(御側御用人)を御勤被爲爲遊、御身分は御老中格、御勝手方者古河公と、當分御相役に而御兼帯、來年にも至り、自然と御時節到來候はゞ、無三疑念一御一手に而御持切被爲爲遊候様仕度。只今俄に君側を御離被爲爲遊候はゞ、其間隙を奉レ親、宦官之徒、再政を亂可申哉。此處も御油斷相成不申候事。

自己推薦

彼が此の如く堀の爲めに謀る所以は、則ち

吟味役組頭等之内え、不肖には候得共、微臣を一人御登用被下、殿様之御股肱、御耳目御同様之思召を以、細大私え御内尋被爲在之、一々利害辨別

新臣貶罰の進言

ある。

申上候はゞ、甚御同辨に相成、奉行等え御下知振も被爲二行届、乍恐御失策御越度等聊も無之様周旋可仕候。

との希望あつたが爲めだ。而して彼は更らに堀に向て、左の如き言を縷述して
殿様を内々調伏仕候徒は、當時參政之堀田(攝津守)九段之宦官(新見伊賀守)此御兩所に可有之哉。何れも妬心之所爲と奉レ存候。被二拾置一候而は、御爲に成申間敷候得共、一威一宥之教に従ひ、一將を除かれ、一人は御和睦可然歟共奉レ存候。鳥甲(鳥居忠彌)之讎怨は、遠山左、阿部遠、土岐丹、跡能之類と被レ察候。是等何れも英物とは聞候得共、俱に乍恐朝廷を怨望之意可有之歟。左候而は、尤御爲筋に不三相成一候間、不殘被レ貶候方、跡々治り方可宜哉とも奉レ存候事。

鳥居將來の事

と云ひ、更らに鳥居甲斐守に對しては、左の如き未來を描いてゐる。
鳥甲州も、未三ヶ年程は、其身を保つべし。夫より後は可レ惜哉必殃災に

遭可レ申哉と奉レ存候。其譯如何となれば、此隨分正直、秀才、不レ凡之人物には御座候得共、御役之持前歟不レ得レ止事監察之頃は、許多之人を識し、市尹(町奉行)と相成候而よりは、越公(水野忠邦)え媚を求候故にも候哉、御府内(江戸)青樓、戲場之者共を始として、茶屋、船宿、割烹家、男女髮結、俳優、妓女、陸尺、手廻り大工、諸職人、其外辻々、裏々其日稼之小者に至る迄、苛酷之政令を用ひ、今日妻子口を糊し兼候、次第に至らせ。其上數軒之人家を打潰し、火災の爲にも立ざる塗屋を補理い、無益之金錢を爲レ費、町人之家作茶席並別莊等を爲ニ取毀、河岸附の人家も爲ニ取拂、地代、店賃、諸色之直段等は、無體に爲ニ引下、衣服、飲食等之爲に數多之人民を惱し、諸問屋株式等を潰し、商賈之辨用を妨げ、頻に間諜を用ひ、聊之小過迄も搜索之上、刑に處し、右之者共各々生産之業を取失ひ、家を傾け、妻子離散之もの幾萬人共、其數難レ計。又司農兼職(勘定奉行兼帶)と相成候而よりは、既當節之如く、同僚者勿論、宰相閣老之御身分迄も、黜陟被レ致、皆是君命

鳥居罪惡

所謂向天の唾

無レ據筋とは、乍レ申、所謂向天之唾に而、乍ニ迷惑一必其身にも報へし。其中には自分之意趣、遺恨、妬心、阿諛等之所行も少しは相交り可レ申哉。是程之不徳を追々身被レ荷候上は、……惡も不レ積ば、不足レ滅身とは、是等之儀に而、三年之後は必野獸盡而獵狗烹る、之秋至るべき歟。と云うてゐる。鳥居に對する豫言は全く當つたが、後藤彼自身は果して奈何。鳥居は禁錮の身となつたが、後藤は死刑に處せられたではないか。陰陽師身の上知らずとは、全く彼れ後藤の事ではあるまい乎。

三右衛門呈書の評

予弘化年中、ある友より竊に借りて、後藤三右衛門方至が堀和州へ呈するの書を読み、父に向つておぼえず、言を發して曰、さてもよく書たり、この通り也。なるほどこれには死罪の相場は充分に在る事也。植崎九八郎の如きの及ぶ所にあらず、況や山下廣内をや。三右衛門實に蓋世の豪傑也。當時憚る所なるをもつて、父叱して復言ふ勿れとす。而して祖翁も心中には大に感佩せしやうす也。畢竟、これはまのあたり水越、鳥甲が不軌の景況を見て知るゆへなるべし。予ばいまた、

織かに西丸下御用屋敷の辻番を破碎するのひびきぐらゐを知るのみにて、その委しき事は知らざれども、所詮清松羅藏など、此三右衛門が片腕にも足らず、剪て捨たる爪の先ほどなるべし。況や六蔵、晴之丞、故三郎の碌々、人によりて事を爲すものなや。「燈前一睡夢」

〔八七〕 水野の失脚驩迎せらる

世人の水野に對する觀察

水野の免職の報は、殆んど天下を擧げて驩迎した。而して彼の志は第二の松平定信であつたが、世人は彼の免職を待つに、恰も田沼意次と殊なる所なかつた。

水越の御勝手向取扱ひの儀、不行届あれば、加判の列御免となる。閏九月十三日と聞くとひとしく、定めて即時閣老邸引排ひを仰せ出さるべし。左すれば家財持運びにかこつけて、宿恨を霽さんと思ふ者、午の八つ時(午後二時)頃

水野邸に暴行

より、いづこよりか出で來にけん、柵にもつこうをかたげて、西丸下に集はんと、和田倉、馬場先の御門に入る者、絡繹として絶えず。然るに差控丈仰付られたるまゝ、にて引拂ひにならねば、夜五つ時(午後八時)頃より、右の人足體の者を始め、幾千人の町人ども、心の遣る瀬なく、鯨波の聲を揚げ、門内に石つぶ手を打つけ、やがては邸前の辻番所一ヶ所を打壊したり。余も十四日の朝、其状を目撃したり。其物音の凄まじさを聞き會津藩にては物頭一人、騎馬にて人數を率ひ警固を爲し、古河侯(土井利位)及び西丸大手御番所、桔梗御番所等よりも、人數を出して、是等の人を制し居る程に、鳥居甲州は火事装束にて出で來り、同心に命じて制止し、四つ時(午後十時)過に至つて漸く静りたり。其騒ぎ大方ならず。場所柄に似あはざる事にて、其怨を含む者多きは、昔日の田沼に勝れりといふ者ありき。(清水磯洲著、ありやなしや)以上の記事にて如何に水野忠邦が、當時に於ける、不人氣の焦點であつたか判知る。

水野請責
申渡書と
傳ふる者

尙ほ當時水野が請責を受け、申渡書として、世間に流布したるものを擧ぐれば、左の通りである。

一 其方儀、御勝手向不取締、思召不應に付、加判之列被ニ召上一差控被ニ仰付、且又御手元より被ニ下置一候内

一金采配

一金銀打交御兜、葵御紋付 一具

一 猩々緋陣羽織打込有レ之 一つ

一 脇差作金五十枚穂付 一振

一 同 刀 同 斷 一振

右五品御取上

不審の趣

不審之趣 左之通

一 先年酒井左衛門尉、松平大和守、牧野備前守所替、其方一己之以ニ存寄一仰之旨申付候事。

一 此度御改正被ニ仰出一候一條、何事も其方一存に取計候事。

一 諸々市中御政事嚴重被ニ仰出一候處、其方於ニ屋鋪、夜々三味線相用候事。

一 七萬石高にて、妾十二人召抱、差置有レ之候。帝王之外不ニ相成一旨、其方存可レ有レ之、重き御役も相勤候節、不埒之事。

一 五百石以下面々、何の差別も無レ之、領知被ニ召上、御藏米渡被ニ仰出一候様何事も如何に心得候哉、殊に一己以ニ存寄一取計候條、不埒の事。

一 御旗本御家人え先年御貸附被ニ仰出一候砌、其方存寄を以、百俵に何程か、大體貸附相願候者も無レ之候に付、右金子其方御勘定奉行井上備前守と申合、押領致候事。

一 御旗本御家人、先祖より札差共方え借財有レ之候に付、右借財金、札差共、右金子不レ被ニ下置一候故、棄捐其儘差置、右之金子御勘定奉行井上備前守、同吟味役根本善左衛門と申合、押領致候事。

三代様より被爲ニ定置一候江戸市中規定、其方一己之以ニ存寄一取亂候事。

一 日光御參詣御用相勤 諸掛 役人諸向進物等、差越物殿敷申附置ながら、其方儀は無構受納致候事。

一 先年水戸殿登城の砌、御政事向御談有之節、御返事不ニ申上ニ退出被致候之段、何共不審候事。

一 下總印旛沼堀割御手傳人之大名へ、爲ニ御手當ニ被ニ下置一候金子八十萬兩餘、何故不ニ相渡一候哉之事。

一 酒井若狹守を始、其方身寄の者共、御役被ニ仰付、其方より古參の者、何分越度有之様取計致し候事。

右十二ヶ條、逸々申披可レ申事。於ニ眞田信濃守役宅、大目付神尾山城守、御目付中川勘三郎出席申ニ渡之。(濱松侍從審問封書)

世評を知

以上は固より寄託、假作なれども、如何に水野に就て、世人が考へて居たかは、

之を見ても分明だ。

【八八】 水野忠邦に對する公評

川路聖謨
水野の

惟ふに水野の目標としたるは、松平定信であり、其の改革の用途は、寛政であつたであらう。然も彼は剛銳果敢、能く其の行はんと欲する所を行つたが、部下群小の爲めに誤られ、遂ひに包圍攻撃を受けて退く止むなきに至つた。彼の部下であつた川路聖謨は曰く、

一體水野越前守は、左近將監と申し、寺社奉行勤められ候節より、某は其手に付候間、其人となりをも能く知れり。申さば仁恵は深からざる人なれども、人の功を賞し、能く人を用ひ、才力十分あり。只剛愎の癖はあれども、世間にて惡しく言ふ程の事は、決してなかるべし。之を譬ふるに李徳裕、張

羽倉外記
の諸評

居正に甚だ相似て小なるものなり。右の二人は罪より功の多き人なり。濱松も同じことなるべき歟。(川路手記)
又た彼の屬僚にして、彼と與に擯けられたる羽倉外記は、公や精忠にして純一、敢爲にして顧みず。痛く奢靡を禁ず。大に言路を開らさ、士は朝に盈ち、貨は庫に溢る。邦蠹を毆誅し、内蠹を刷清す、憲綱一振し、臣庶皆な度る。凡そ其の作爲、君子の慕ふ攸、小人の惡む攸。(祭文)
と云うてゐる。

羽倉水野
の關係

羽倉は元來水野嫌ひの一人にて、其の改革にも反對であつたが、親しく忠邦を見るや、直ちに推服し、心を傾けて水野を賛け、水野亦た彼の用ふ可きを見て、彼を御納戸頭御勘定吟味役兼帶に擢んでた。水野失脚の一因とも云ふ可き、天保十四年七月、大阪に於ける御用金百十二萬四千兩を、三十七人の豪商に課したるが如きも、羽倉専ら其事に任じたのだ。

勝海舟の
水野觀

水野は上下恬安の時に於て、早くも外交の困難を察し、本を堅くするの計を

水野の功

なし、遂ひに上知の建言をなせり。(參照 七七、七八)此の建言採用せられ、既に著手せんとするの時に際し、之を利とせざる者多く、殊に飛地變更の如きは、紀州の如き松坂に十八萬石領し、是が爲に其利益を得たると少からざりしを以て、其の攻撃最も甚しく、遂に是が爲に、水野は職を罷めらるゝや、御勝手方不行届に就き、罷めらるゝの名義なりと雖も、其實は則ち之に因す。當時の苦心、人の察する者少し、豈痛歎の至りならずや。(追養一語)
以上は勝海舟の所説だ。海舟又た曰く、

水野越前守閣老となりて、大に政府の衰弱に傾くを歎じ、一身を不顧、衆怨を不厭、萬事を改革す。其の財政の如き、尤意を注ぐ處大分銅の如き、金七八個、銀十四五個を新鑄し、是を國庫に收むといふ。惜むらくは職を永くせず。怨望四方に發り、讒訴を生じ、半途にして退職幽閉せられ、其の計畫を空しくせし事を。(吹塵錄)

水野の手

評し得て此の如し。水野忠邦は、勝海舟に於て、其の知己を得たりと云ふ可き

であらう。實に水野は外交と財政とに著眼した。彼の見識は左程ではなかつたが、其の手腕は寧ろ見識以上であつた。

忠邦英邁果決、天保中の改革は、皆其の心腸に出づ。他の庸相俗吏の及ぶ所にあらず。然れども勢に乗じて専斷陟黜、賞罰或は過當に失するものなきに非ず。加之改正する所、苛刻に涉り、嚴峻に過ぐ。時勢を量らず、人情を察せず、急行敢爲の餘り、君子之を危んで退き、小人意を迎へて進む。遂に鳥居耀藏の爲に誤られて罪を得るに至る。其行ふ所、未だ必しも皆非なるにあらず。唯其之を行ふの急激に失するのみ。(徳川十五代史)

忠邦失敗の因由

此論稍や正鵠を得たるに庶幾し。當然の事を行はんとして、上下の怨望を集めたる者、江戸三百年中水越に過ぎたるあらず。屬僚其人を得ざるの失ありと雖も、亦た悲しからずとせず。閣老にして誹謗毀傷の甚しき、前に田沼氏あり、後に忠邦あり。二人者は、善く大奥に留意しながら、遂に其擊破を免れざりしも奇なり。忠邦の起つや、

家齊公の寵姫も美代の方に資縁し、後には養女を以て家慶公の中藤となし、外に水戸侯と結びたり。用意周到ならざるにあらずして、測らずも後庭の反撥に遭ひ、商賈の突撃を受けぬ。西丸の女儀は、曾て附炎せる忠邦が、俄に新將軍の女官と結べるを憤り、本丸にては、大奥の費用節減を怒れり。紀州侯の水越排斥は、實に杉本茂十郎を援護せんが爲めに起れるなり。私領整理の議は、列侯群伯の痛苦なり。風紀振肅は、市民の鞭扑なり、敵を腹背に受け、怨を内外に結び、忠邦先づ敗れぬ。(濱の松風解題)

是亦た其の所言悉く中らざるも、忠邦が包圍攻撃を受けたる事情を、説明するに足るものがある。

水野越前の美談

越前守水野忠邦英邁不群、天保五年老中に任ず。痛く前代奢靡の風を儆き庸懦を黜げ、人材を擧げ、文武の廢れたるを興し、大に爲すことあらんとせしに、半途にして蹉跌し、職罷られて嚴譴を得たり。しは當時識者の深く惜む所なり。しかれども、外國船打拂の令を止めたる如きは此人の勇斷に出で、

忠邦の功績

菊花の話

時勢を察するの明あるものと云可し。また一美談として世に傳ふるは、いづれの頃にやありけん、御園の菊苗を執政の人々に賜はりしことあり。秋に至りて曾て賜はりし菊花開くことあらば一見せまほしとの上ありければ、諸老皆退きて花舞を剪り名器に載せて奉りしが、其花何れも絢爛として目を驚かすばかりなりしに、ひとり忠邦の上りしは、萎縮して餘の花に比ぶれば、見るかげもなかりければ、其時上意に、他の花は恐らく園丁に命じて厚く培養せしめたるものなるべく、越前の奉りしは、必ず親から培養せしものならんとて、其質素を愛せられ、是より深く信用あられたりといへり。〔木村芥舟著、燭篋記〕

第十四章 水戸齊昭と水野忠邦

【八九】 水戸齊昭と幕府閣老

齊昭の敬遠

扱も水戸齊昭は、水野忠邦より敬遠せられ、心ならずも參府を止められ。さりとて蝦夷地受領の目的も達せず、將た其の正室登美宮の歸國をも許されず。徒らに意見書を提出して、其の積る思を放散するに過ぎなかつたことは、既記の通りだ。〔參照 一四二〇〕

齊昭忠邦一致點

されど彼等兩人は、其の所謂改革なるものに就ては、共通の點が少くなかつた。一言すれば齊昭が前に行ひ、且つ行はんとしたる所を、忠邦は後に行ひ、且つ行はんとし、齊昭が之を一藩に施したる所を、忠邦は之を天下に施さんとしたるに過ぎなかつた。忠邦の方からは、さは思はぬにせよ、齊昭の目からは、忠邦は自己の模倣者と見たに相違あるまい。何となれば忠邦の改革著手は、天

齊昭の改革要項

幕府の改革は水戸模倣

保十二年五月からであつたが、齊昭は文政十二年襲封以來改革に著手し、忠邦に先づつこと、十餘年前である。

齊昭の改革として擧ぐ可きは、一般に儉約を厲行したる事。追鳥狩によせて武備を整へたる事。弘道館を建て、教育の根本義を定め、一藩の士氣を作興したる事。破戒の僧侶を沙汰し、佛寺を減じたる事。田畠の經界を正し、穀祿を平かにしたる事等を擧げねばならぬ。天保十二年九月七日、藤田東湖が、齊昭の命を奉じて、將軍家の側取次新見伊賀守を訪問したる際、

當時御改正の模様（幕府の天保改革）我藩（水戸）寅卯（天保元年、二年）の頃に、少しも相違無御座一候と、此方より咄候へば、手を拍てげにもと申事も有之。又私共思ひやり候事も有之、實に御國（水戸）の正論有志と咄合候も同様にて、面白く相覺候程に御座候。（東湖封事）

斯る次第にて、水戸側からは、幕府の天保度改革は、若し全く模倣でなければ、少くとも水戸の先例を趁ひ來りたるものと認められたのは、餘儀なき次第であつた。

忠邦の齊昭に對する態度

登美宮歸藩不許可對策

御慰め差置一策

併し必らずしもその爲めと云ふではあるまいが、水野の方では、敬遠主義を取りてゐた。水野の同僚太田資始が、齊昭の參府を促がしたが、太田は必らずしも此れが爲めと云ふではなかつたにせよ、やがて辭職すること、なつた。

而して齊昭の夫人登美宮歸藩に就て、藤田は出府し、頻りに運動したが、水野は諸侯の室家を、江戸に留置することは、徳川幕府の法度にして、御三家たりとも、此の法度を踰ゆることは出来ぬ相談として、容易に受け付けぬから。藤田は寧ろその對策として、左の如き意見を、天保十二年八月十九日附にて大久保甚五左衛門、戸田銀次郎に書き送つた。

當時他所にて誰申觸れ候哉、水戸様長々御願之上、御在國に付而は、國主も追々御眞似をいたし、長々在邑を望み可申杯と申、又は御簾中様迄御下りを御願被成候杯と申觸候由、追々承知仕候。右等事情も御座候上は、御簾中様御心事は奉恐察一候へ共、幾重にも御慰め被差置一御國政

石公參府
二策

御專に御世語被遊候外有御座間敷哉。乍併來年より六ヶ年と申候へば、(此れは幕府からの命令)乍恐あまり御座中様御情をも御かへりみ不被遊候様に、如何敷殊には爰許の痛論には候へ共、世子御十六歳迄、御乗出し無之と申も、不得體。又六ヶ年御世語被爲在候進も、是にて御よろしきと申は、無御座、却て御長く御成候へば、夫丈け御國人氣もゆるみ申候間、來寅年(天保十三年)より辰巳(弘化元年同二年)の頃迄、精々御世語被爲在、大圖經界、學校等、御目當相立候所にて、譬へば去る丑年(天保十二年)其儘五六ヶ年云々被仰出候處。最早土地改正も相濟、學校規模も相立、此上世話と申而は際限も無之候處。今以文恭院様御佛參も不被致、御守殿様(哀公夫人峰壽院)御對顔、世子御乗出しに付、一と先參府思召次第直様御歸國も可然哉。被致度云々と申氣味にては、如何可有御座哉。

御懷合にて論候へば、君夫人御下向第一に候へ共、出來不申事は致方

無之、且又君夫人、御下向の御入用丈有之候は、君上には必御參府御歸國も御間に合可申奉存候。(東湖封事)

と云うてゐる。

【九〇】 齊昭と水戸及び江戸

齊昭施爲
反對者

抑も水戸には齊昭の施爲に反對の者も少くなかつた。元來水戸藩の當路者は、齊昭の立つを欲せず、其の先代—齊修—の後には、將軍家齊の庶子を養嗣とせんと企てた。その事は既記の通りだ。(參照 六)而して齊昭は封を襲ぐと同時に其の巨魁等を懲罰に附し、新たなる立て直しを斷行した。(參照 六一八)爾來彼が改革の事業に著手したる始末も、亦た既記の通りだ。(參照 九一一)

却説齊昭が、幕府閣老の首座たる水野忠邦から、敬遠せられたる理由は、一言

藩中齊昭
歸國に反
對者

にして盡す可きでないが、それ迄に立ち到る事情は、左の通りだ。

却説烈公（齊昭）は水戸に下り、學校を建設し、田畑の經界を改正せんと思召されしが、連年の凶荒にて、財用窮迫せるを以て、天保十年諸士家祿の半分借り上げの令を發せり。當時巨室世家皆驕奢に耽り、武備の手當も乏しきゆへ、公の御下國を不便なりとし、大臣にて岡崎采女、額田久兵衛、伊藤主殿、小山小四郎（小山隱居後松軒と稱す）等魁首となり。小番頭の人々を煽動し、各上書を認めしは、去る戊戌の年（天保九年）も凶作なるに、諸士の家祿を借り上げ、一國難澁の折柄、御在國に相成候へば、士大夫の職務も繁劇に涉り、入費も相増せば、宜しく諸士の全祿を給す可く、否らざれば御下國の儀は、一時御延引の方然るべしとの事なり。水戸執政藤田主書、中村與一左衛門等其儀を贊成し、烈公の御下國を破らんとす。公大に怒り、岡崎等の職を免じ、藤田、中村を退隱とす。藤田は後に晴軒と改名し、岡崎は髮を削り南軒と稱す。（水戸見聞實記）

齊昭強て歸藩

此の如く齊昭の歸藩を驛迎しない連中も少くなかつた。然も彼はその反對を排除して、歸藩した。

十一年庚子正月公藩に就き、精を勵み治を圖り、國中の人才を悉く撰擧しつゝ、鞆殿平七、戸田銀次郎を執政に任じ、武田彦九郎、結城寅壽を參政に推薦し、藤田虎之介を側用人に擢で、今井金右衛門（惟典）を用人に登用し、原田兵介を公事奉行に擧げ、金子孫二郎を郡奉行とし、其他有志の士、餘多要路に擧用せらる。（同上）

在藩延期願

此の如くして改革の陣立が出来上り、田制、武備、學校等の事も、それ／＼緒に就くことゝなつた。而して彼は在國の期限——天保十二年正月——迄には、到底其の目的を達し難きを見て、今一年居延を願ひ出でたが、八月二十五日に至り、水野越前守宅へ、家老中山備前守は呼び出され、御願の通、當春御在所へ御暇被ニ仰出一候處、御住居焼失後、御普請出來不申、並御領中土地方改正之儀も不被ニ行伺に付、來一ヶ年御在邑之義、被ニ

幕府の在
藩命令

仰立、入ニ御聽候處、無ニ御據次第に付、御願の通、此上來一ヶ年御在邑被成候様被ニ仰出候。此段可レ被ニ申越一候。

齊昭出府
運動

との沙汰を受けた。然るに天保十二年七月二日に至り、其儘五六年御在國御世話可レ然との沙汰が下つた。一年の延期は、齊昭の方からの希望であつたが、その希望が叶うた上に、然も其の翌年、更らに五六年在邑せよとは、齊昭に取りては、洵とに難有迷惑の次第であつたに相違あるまい。(参照 二〇) 此に於て正室歸藩や其他の運動が出来て来たことは、既記の通りだ。(参照 八九) 然し幕閣は容易に齊昭の出府を容さなかつた。然るに意外にも將軍日光社參の事があり、その豫參として齊昭は出府した。彼は此を好機として、江戸滞在の運動をした。

異常の事

元來水戸家は、定府の制にて、歴代の藩主中には、一度も歸藩しない者さへあつた程だ。然るに齊昭に至りて、其の滞府を許さなかつた所以は、如何にも異常の事と云はねばならぬ。世論、閻老水野忠邦が、故らに敬遠主義を取つたと

云ふのは、如上の事實に由る。(参照 二〇)

【九二】 齊昭將軍より賞賜せらる

齊昭の在
府運動

當時水戸齊昭が、在府の運動をなしたる次第は、左の通りであつた。

十四年癸卯四月、大將軍愼徳公(名は家慶文恭公の子)は、下野國日光山の神廟へ、御參拜被遊候間、烈公も亦日光豫參として、江戸へ登り、それより日光山に赴き、首尾能く御社參相濟みける。

裏面運動
を策す

五月初旬、閻老水野越前守より書面を以て申來りしは、大抵本月下旬、御國許へ御暇被ニ仰出候。思召の由なりと。仍て執政戸田、側用人藤田へ御相談被遊候處、幸ひ御出府中ゆへ、鶴千代麻呂様を御仕込み、御一同御登城相成迄は、御滞在被遊、右御入費の儀は、私共に於て、一兩年間は、如

何様に歎致し、御間を合せ可申候へ共、表向御願被遊候ては、御聞き届けの程、何共安心不仕候へば、却て御守殿様（原註 哀公の御簾中峰姫君にして、大將軍文恭公の女、哀公薨後峰海院と稱し奉る、嘉永年間薨す）並に御簾中様より内々手蔓を以て、公邊奥向へ御願の方然るべしと申上げ。烈公も至極尤と被思召しかば、御兩所より幕府大奥へ御文を贈られ、中納言殿に於ては、鶴千代麻呂へ、公邊勤め向習禮等を教へ、鶴千代麻呂一人にて、登城相成迄、江戸滞留相濟候様にと、數回御願ひ被遊候處、何分御滞在は六ヶ敷模様なりとぞ。

將軍の齊昭賞賜

同月十八日、將軍家には、烈公を御側近く召し、御手自ら佩刀を賜ひ、其外鞍鍔及び黄金あまた下され、老中水野台慮の旨を躬から記して烈公に捧ぐ。

（其文後に出す）

可滯府不許

斯くの如く仰せ出され、君も臣も喜び勇みけるが、烈公御滯府の儀は、竟に御採用に相成らず。是月の下浣に御下國となる。是れ則ち水野が、烈公を邪

其理由如

將軍賞賜の事

魔にし、無理に水戸へ追ひ下し奉りしやに聞えたり。（水戸見聞實記）
 水野は何故に齊昭の江戸在住を邪魔としたる乎。或は齊昭の建白辭は、小五月蠅く、何事にも容喙するを、嫌厭したるが爲め乎、將た他に理由有つた乎。
 尙ほ將軍の齊昭に對する賞賜に就ては、藤田東湖の記する所は、左の通りである。

天保十四年癸卯の四月、大將軍の君、日光山なる神廟に詣で給ふにぞ、我中納言の君も、尾張、紀伊の君諸共に豫參し給ふ。同じ年の五月の中つかた、水戸に歸り給はんとする時、殊更に御使もて、登營し給ふべき旨仰ありしかば、君も臣もいかなる仰せ事やあらんと思ひしに、大將軍の君、臺顔殊に怡ばしく、君を御側近く進め給ひて、君年頃政事務め給ふことを、深く感じたまへる由仰せありて、御手づから黄金造りの御佩刀を參らせ、しかのみならず、金梨子地に群鶴を蒔繪にしたる御鞍鍔に、黄金數多添て參らせ、老中濱松の侍從、水野越前守忠邦朝臣、臺慮を手づから記して、君に捧ぐ。其御文に曰

忠邦手記
の御意書

御意

一昨年來(天保十二年)國政向格別被_レ行届、文武共不_レ絶研究被_レ在之趣、一段之
事に被_レ思召_一候。尙此上御在邑中御領中、末々迄、公儀御徳化相靡被_レ遊、御
安心候様厚御世話可_レ被_レ成候。依て御傳來之御太刀被_レ遣候。永々可_レ被_レ
成_二御秘藏_一候。且御領中巡見等之節被_レ用候様、御鞍鎧被_レ遣候。並
に何角之爲_二御用_一黃金被_レ遣候。源義殿之遺志被_レ爲_レ繼、益被_レ勵_二誠忠_一候
様可_レ被_レ成候。(常陸帶)

尙ほ此事に就て、藤田東湖は左の説明に加へてゐる。

藤田東湖
の御意書

此御意書の初に、一昨年とあるは、辛丑の年(天保十二年)にて、幕府にては、
此年より萬の事改正し給ひ、享保寛政の政にかへし給ふへ旨被_レ仰出_一。
我君(齊昭)世をつぎ給ひしは、己丑の年(文政十二年)にて、十年餘り五年迄、
國政に力を盡したまひしを、一昨年辛丑の年已來とせしは、美を幕府に歸す

意外の文
言

る所以にて、流石濱松侍従の筆とこそ知らるゝ。後の人疑を生せんことや
あらんと、聊其由を記しぬ。(同上)

此の如く改革に就ては、齊昭が十年以上の先進であつたに拘らず、褒狀に於て
は、齊昭も亦た幕府改革の風を聞いて起つた如き、書き振りをしてゐる。水戸
の君臣も定めて此の文句には、意外の感をなしたであらう。さればこそ斯く東
湖も其の解釋を、故らに加へたものであらう。

【九三】 水戸齊昭と水野忠邦との對話

齊昭忠邦
の因
由

今茲に兩雄併び立たずとも云ふ可き、水戸齊昭と、水野忠邦との間柄を説明し。
且つ何故に齊昭が滯府を許されず、國元に追やられたるかを説明するに足る資
料がある。

兩人對話

天保十四年卯五月十六日、御就藩御暇に付、御登營の處、謁後水野越州に御逢、種々御咄あり。越州申けるは、御家は源威公（頼房）源義公（光圀）を御初め、御代々別段の御方御揃、御前（齊昭）にも大分世間の御評判宜しく、此間日光（將軍社參の隨行）に付ても、諸大名不行届に候處、御手當も宜しく、御供方も御法令をよく守り、御道筋宿々迄も、大悦仕候由。烈公仰られけるは、左様には有之の間敷、尤多き大名の中には、不手當、又供方への申付不行届一人なども候半故、幸ひ拙者のが目立候半。越州又云、御別段御宜しきことながら、天下中にて何事も公邊より被仰出候ても、好きことは皆水戸様水戸様と申て、私など何程に骨を折候迎も、左様不申、夫にては、公邊の御徳義消申候と申ければ。公（齊昭）拙者などはさしたる善事致候覺は無之候へ共、拙者義に付、公邊の御徳義を損じ候との御申聞にては、甚恐入候へ共、又三家（尾、紀、水）共惡しきこと致候て、夫が公邊の御徳義にも相成申間敷。もし惡きこと致候が宜敷との御指圖にも候は、

公邊徳義
消失

早く御下

俗吏の風

勝手も窮迫故、大山師にても致し可申哉とありければ、越州少し考へ、御一門方は尙更惡きこと被成候ては、以ての外不宜と申故、公扱々六ヶ敷こと候。左候は兼て願候北地にても被下候へば、（原註 北地拜領御願は十ヶ年來のこと）遠く相成候て、拙者のこと、人も申間敷とて、御笑遊ばしければ、越州もにこにこと笑ひ、夫は其中何とか御沙汰も可有之、先づ少しも早く御下りにて、御國の御世話が宜敷と申されき。是にて公（齊昭）も江戸に居玉ふは、不宜ことかとも思召れたり。公仰けるは、委細相分申候所に右様のことにては、拙者は宜敷候へ共、あたらし人を御斥け被遊候様可相成。拙者は御承知の通り不行届候へ共、大小名御役人等、多の中には、何程か御用に立候人も可有之、各方は左様のことは有之間敷候へ共、俗吏共は、兎角自分より立勝り候人をば、邪魔に致し、自分の手に合候人のみを用たがり候者に有之候所、何分立勝り候人を、御見出しにて、共に心を合せ、上の御爲に相成候やう仕度候。……又上の思召（將軍の

政事は活

意志)には、御惡しきことは有之の間敷候へ共、御事多き中、又下々のことに至り候ては、下々の人程には、委細に御承知無之のことも、可被爲る在ものにも無之候へば、縦ひ尊慮あり共、相當致し不申義は、各方にて、有體に御申上が宜敷候。御承知の通り、政事は活物になくは不三相成、縦ひ其御法は有之共、又時に取て、先の様子を見、勘辨致し、又さりとて、御法を背きては不三相成候へ共、相成候丈は、人の爲に宜敷致不申候ては、皆御政事も死物に相成申候。只法計にて扱候位ならば、病人を見ずして、藥を盛る類にて、醫師も役人も不入申候へ共、病の節醫師を選み候も、畢竟は法計にては參り兼候故に候。御役人連も其通りに御座候。又御掛のこと申候。御儉約、御儉約は宜敷候へ共、吝嗇に相成候へば、御徳義に拘り候故、御心得被致度。畢竟各方は、(水野忠邦等を斥す)才智も勝れ候故と見え候へ共、拙者などは無學不才故、誰に成共、廣く承り、其中理に叶ひ候義は取用。又人々の指支候儀は、法にて不三相成ことは、

忠邦施政の評

齊昭隱退を求む

無レ已候へ共、致して被遣候程の事は、先の爲によき様致し遣候心故、有志は勿論、下々にても、拙者の心を存候人は、慕ひ候半。乍然近比心痛の症を覚え、とても此上長くは勤兼候故、退隱致度候故、御相談の上、御聽候様、御取扱御頼申候由仰らる。越州、またまだ御年もお若く。(按ずるに齊昭四十四歳)且は北地の御内願も有之候へば、旁御退隱處にては無之、御下りの上、御汐湯治など、御宜敷く申上る。(水戸歴世譚)以上の問答にて、如何に齊昭と忠邦との間柄の相ひ軋りたかゞ、想像せらるる。要するに双方から苦手であつたに相違あるまい。

第十五章 水戸の財政

【九三】 財政困難は水戸の痼疾

齊昭歸國

水戸齊昭の特使召喚にて、登城し。將軍からの賞賜を拜したのは、天保十四年五月十八日であつた。(水野との對話は五月十四日) 而して齊昭は心ならずも歸國した。

六月十三日船路にて、御歸國となりき。其際戸田蓬軒(執政銀次郎後に忠大夫)公に申上けるは、今は西風が吹候へ共、いつも西風と計思召候へば、おあてが違ひ申候。西風の跡は東風に相成り、南風の跡は北風に相成候へば、御用心は可被遊と、西風とは西丸下を指す、越州のことを暗に云ひしならん。(水野の邸西丸下に在り) 後に公(齊昭)云はれるは、果して風かはりたり。銀次郎の申す如くなり。水野は公を忌み、敬して之を遠ざけ、一己の功を

水野齊昭を叛人とせず

立んことを好みしなり。然れど流石材物故、奸吏奸僧等に欺かれて、公(齊昭)を叛人とするときは、永世迄名を汚せば、水野在職なれば、公に冤罪を蒙らしむることは、せまじきものを、其後水野退役、阿部、牧野は老中に成て、何の間もなく、公(齊昭)の赤心をば知らず。又土井は御縁家故、口を出し兼候半か。弘化元年に至り、烈公冤を蒙られしは、實に意外の事共なりき。

〔水戸歴史譚〕

齊昭の調子乗り過ぎ

此言恐らくは當れりと云ふ可き歟。然も齊昭と、水野忠邦との身世遭遇、何んぞ互ひに其の類似の事多きや。惟ふに將軍から賞賜を授けられて歸國したる齊昭は、退一步の工夫を爲す可き場合であつたらう。然るに彼は調子に乗りて、餘りにやり過ぎた傾向があつた。

水戸家の痼疾

水戸家には歴代の痼疾があつた。それは貧乏だ。三家と申しつゝ、然も其の内容は尾、紀二家の半ばにも上らず。而してそれにて對等の門戸を張るには、其の

財政の困難なる可きは、必然の事であつた。然るにその財政困難を前にして、光圀などは修史の爲めには、少からざる經費を支出した。如何に他方に節儉の政治を厲行しても、とても追付く筈は無かつた。併しそれを兎も角も、辻棲を合せたのは、光圀の手腕であつた。爾來財政困難は、水戸家の遺傳症となつて來た。

水戸は威公(初代頼房)のおん時には、歳出入にて、一ヶ年五萬兩不足なり。義公(光圀)御代に財政を整理せられ、年々若干づゝの御積金も出來たるに、肅公(綱條)御代に悉く消費され、成公(宗堯)良公(宗翰)御代は世の中泰平にて困難の中にも、さしたる破綻もなかりし。文公(治保)御代に至つては、凶作年々續きて、享保以來御歳入、年々五六萬俵づゝも減少し來りて、文公の御時には十萬俵も減ずるに至りしと聞ゆ。この頃公儀の許可を得て、太田村にて鑄錢をなしたる處。鐵よりは土の方多き錢なりとて、民間に苦情一方ならず。これが爲に士民數千人靜神社の神輿を振つて錢吹場へ押寄せ、大騒動

歳入年々減少

新政江戸仕掛

馬市

博奕場公開

を引起す。これ明和年間の事なり。其のちもますます御困難にて、領内へ富國の策に付、心付候もの申出づべしと云内達あり。間もなく中山備後守へ大小の政治御委任と云ふ事になり、これより有名なる江戸仕掛と云ふ新政出でたるなり。充分面白きやり方なれば、左に記すべし。舊聞録に云、寛政十年の頃、世上以外の外不景氣にて、御城下も追々衰微に赴き、郡村も多年凶作の後に疲勞甚敷、何とぞして世の中立直る分別もがなと、御役方の御評議とりどりなりしが。御家老中山備後守殿、中納言様の御名代として下國され、時の老中興津長門守、野中三五郎、太田原傳内、大場彌右衛門等の方々相談の上、あまたの新政を行はれ、其より水戸御城下の繁昌、目を驚かす計りなり。先づ春秋の兩度に、城下に馬市を立て、郡村より數百頭の馬を引立させ、賣買させたれば、馬市の近傍俄に馬喰座、馬宿など初める者出來、其宿に止宿の者ども、夜勘定と唱へ、上市は片町、下市は藤柄並木に、博奕場を開き、夜中往來へ「ひようそく」かんてら」など燈し

妓樓料理
屋續出

つらねて晝の如く、武家の召仕、商家の手代小者、我も我もとたづきさわりて繁昌大方ならず。郡村にて御法度の博奕城下にては自由なりと聞き、五里十里の田舎より泊り掛に出て、賭場へ出入する者、追々多くなれば、旅人宿もまた繁昌いたす。かゝる有様ゆへ、人の心皆浮立て、只だ何となく景氣よき心地となり、下市本一丁目へ女郎屋を開業の出願をなせし處、直ちに許されたれば、次には千波沼へ夜船の遊山を願ひ出づる、これも許されて、一丁目には妓樓軒をならべ、七軒町、紺屋町に料理屋あまた出来、辻講釋、豆藏、輕業、大弓、楊弓、ついで江戶より町藝者あまた下り、江戸町へは歌舞伎芝居を建て、野郎も新店を開けば、地獄の密賣も出来、三丁目には五百文掛百兩どりの無盡講あり。船遊山に三味線の音たゆる事なく、櫓太鼓ひびき、曉の夢を驚かす。田舎仕立の俄通人あれば、急拵の太鼓持あり。良家の婦女は皆藝妓の風俗を習ひて、言葉なまめかしく、商家の主人、みな大通を氣取て、長羽織の装ひ、昨日の田舎氣質さらりと消て、風俗忽ちに都仕立

子女藝妓
を眞似す

幕府差止

となる。恰も大都會の湧出たるが如くなり。後の事はいざ知らず。斯る繁昌を目のあたり見る嬉しさに、武家農家もうかれ立たる有様、筆にも詞にも盡されず。これを當時『江戸仕掛』と唱ふ。かゝる狂氣じみたる有様にて、二年引つゞきたる折から、寛政十一年十月、幕府より差止の令下りて、昨日の夢となりしは、水戸に取りて、幸の事なりき。(水戸史談附録)

然も是亦た畢竟財政困難を救はんとする、一時の窮策であつたらう。兎にも角にも財政困難は、水戸の痼疾であつた。

水戸の窮乏

水戸家も義公の時は財政も飽かであつたらしい。尤もこの時は廿五萬石のお高で、内實は四十萬石もあつたと言ふ。義公は節儉なお方で、御手元の御入用を節約して、駒込のお蔵へ錢を八萬貫御貯へになつた。これは江戸にて一朝事があれば、金では急の間に合ぬ。早く役に立つは錢であると云思召。また水戸の三階のお櫓へ黄金で二萬兩別にお貯へになつてあつた。この御用意金は良公の時

に贅澤をなされて皆な遣つてお仕舞になつたと白石又右衛門が話した。
水戸藩の貧乏した譯は、尾張紀州は水戸より三倍の身上、水戸は三十五萬石と言へど、七萬石は荒地で實收がない。それにも拘はらず瘡我慢をして尾細と同等の暮しをして三家肩をならべて居た。つまりぬ處で威張り立るのが御家の流義ゆへ金許り費ると白石又右衛門が話した。

〔水戸史談庄司健齋君物語〕

【九四】 齊昭以前の水戸財政

癩疾依然
類母子講の失敗
水戸の財政は、時代と與に決して改善せられず、其の癩疾は、遂ひに根治せられなかつた。前掲の所謂江戶仕掛(參照 九三)停止の後は、寛政十二年野中、大場、太田原の三人老中をやめられ、興津は隱居となる。其後復た頼母子講と云ものを初め、これにても失敗して、中山、大森はじめ、

經濟的改
革成る

寺社奉行(白井忠右衛門、藤田將監)免職、其部下勘定役、買物役、勘定手代など皆私曲あつて、磔に掛つたもの數名ありき。肥田大助執政となり、興津、小山(小四郎)野中、太田原の四人郡政改革係となり、ここに初めて經濟的の改革となり、この時小宮山次郎左衛門、高野文介、加藤孫三郎、坂場與藏など云經濟家採用されて、郡政を掌り。殖産、工業を以て、富國の基礎を立て、やがて小石川、水戸の經費一萬兩を減じ、なほ銳意治國の策を講じたれば、數年前までは一ケ年三四萬兩づゝも不足なりし經費、三年立ざるに、一ケ年五百兩の不足に止るに至る。これにて文公(治保)御代の財政も整理したるなり。

武公時代
の整理

文公文化二年乙丑の十一月五十五才にて薨去。武公(治紀)御家督あり、公は僅に十三年の御在世にて、國政上にて、これと申程の御成蹟は相見えぬ。蓋し公の時また財政甚だ困難にて、士分の家祿半高借上げと云事になり。前代未聞の事なりとて、公もいたく心痛せられ、山國喜八郎を勘定奉行に擧て、

財政の整理を托されしかば、山國大坂の豪商に相談して、辛く經濟を立たりと聞く。

哀公時代の財政

公文政十二年乙丑十月薨去。哀公（齊修）御家督、この時より江戸は榊原淡路守、水戸は赤森八郎右衛門兩執權にて、二人の思ふ儘に、國政を取扱れしと云ふなり。公は政治上には御心配なく、詩歌管絃、茶道有職等の御嗜みに心を寄せ、風流文雅の事のみなれば、御家は無事平穩なり。殊に豊年引つゞいて米價非常に安し。文化四年の藩の立相場十兩に付粗五十三俵なり。（文公の時は十兩に十四俵の事あり。其の凶作推て知る可し。）財政向も前代の如く困難ならず。將軍家の姫君（十一代家齊公の御子峰姫）入興、年々九千兩の御化粧料御持參、籠中へ三千兩、公へ六千兩と云分配になる。榊原はこれを永續金として、永く年々一萬兩づゝ賜はりたしと出願して、幕府の許しを得たり。これ大久保今輔に頼み、水野出羽守の用人土方縫之助の周旋にて成りしなり。これが爲に榊原、岡崎の兩執政は、武百石加増、御庭奉行關十兵衛百石、大久保今輔に

峰姫夫人化粧料

三百石三十人扶持を賜はる。關と大久保の計畫にて出來たるが故なり。この時代に今輔の策を用ひて、領内の御用金を集め、士分の格を興へしなり。かゝる有様にて、公の御代にはさしたる窮乏はなかりしかど、上下甚だ奢侈に流れて、武備はすたり、文學は衰へ、固有の士氣も引立ざる有様なりしと云へり。（水戸史談附録）

水戸藩蔵入

以上は齊昭以前の水戸財政の梗概である。元來水戸は三十五萬石の公稱にて、享保の調には四十一萬何千石、藤田東湖の記に據れば四十二萬石餘、内家臣に給與するもの二十萬石、殘二十二萬石を、水戸家の臺所用とし、外に水戸海岸の税金年額一萬兩あり。然も其の財政に窮乏する所以は、他故あるにあらず。水戸藩の財政家白井又右衛門が、

財政窮乏の理由

水戸家の御困難は、尾張、紀伊と、同等の御暮しをなさる故なり。奥御館の棟敷紀州様と同じ様なり。ケ様の事にては、逆も御入用足る筈なし。（同上）と云うたのは、如何にも尤の意見と云ふ可きであらう。

【九五】 齊昭時代の財政

窮乏切抜

齊修長逝の際に於て、先代の當局者等が、幕府より養子を迎へんとしたる底意も、其の一半は、財政上の都合であつた。

榊原淡路守が、烈公を排斥して、清水侯（將軍家齊の子）を迎ふる主意は、第一に敬三郎殿（齊昭）は餘りに英邁にて、役人に政治を委任せらるゝ御方にあらず。此御方世に立ちなば、吾黨は悉く黜けらるべし。第二は將軍家の御子を迎ひまいらせる時は、御守殿の先例によりて、年々貳萬兩位の御手傳はあるべし。また場合によりては、五萬石位の御加増を賜はる事難からねば、財政上大なる利益あり。第三は自分等此事を取計ひて、首尾能く御家督となれば、先例によりて、二三百石の御加増頂戴は勿論なりと云ふ、三要素を目的とす。（水戸史談附録）

北地獲得
運動の一因

先づ概して此の通りであつたらう。されば齊昭の文政の末天保の初、其封を襲

ぐや、水戸の財政は決して健全ではなかつた。而して齊昭は主として弊政を改革し、節儉を厲行したが、然も彼の積極政策は、決して財政をして其の平衡を得しむるに至らなかつた。此れが彼をして幕府に手入し、北地獲得の運動に出でしめたる所以の重なる理由の一であつたことは、既記の通りだ。

〔參照 一八、一九〕

黨議一因
亦財政に

烈公繼統のはじめ、哀公の信任せられし老臣等を、悉く退け給ひ、其後天保十一年御下國の事に付きて、當時家祿半額御借上に相成り、一同難儀の場合に、御下國相成りては、猶以て困難仕るべし。御下國一兩年御延引下さるか、左も無之候はゞ、全祿を賜はるべしと、番頭連署の願書を出せしとき、烈公怒つて藤田、中村の兩執政始め、番頭の歴々皆な嚴譴を蒙りたり。此輩皆水戸藩の世臣巨室にて、一藩の上には勢力を有せしものなるに、前後此の如くに黜罰を蒙りしかば、此輩皆烈公を怨みまへらせるのみに非ず。公の新政をば常に誹議しつゝありき。（水戸史談）

烈公新政の缺點

此の如く水戸の黨禍も、其の一半は財政上の問題に起因してゐる。烈公の新政と云ふもの、如何にも先見の明ありて、威服し奉るべきもの多しと雖も、大小の施設悉く其宜きを得たりとも言ふを得ず。例へば家臣の祿を半額借上げる程の財政困難の場合に、借樂園を築き、好文亭を建たる如きは、其時を得たりと言ふ可らず。士民の相對貸借金穀を、無利足年賦の命を下したる如き、室町時代の徳政に類したるものにあらずや。城下の茶屋料理屋にて、女を召仕ふ事を禁じ、三人以上相會して酒樓に登るを禁じたる如き、寛なりと言ふ可らず。僅に百ヶ寺足らずの寺院を沙汰して、國難を醸成せしに至つては、其施設巧みなりと言ふを得ず。寺地を家臣に賜はりて、別荘となさしめしが如き、善政と稱する事能はず。御宮の改正、追鳥狩の調練等、幕府の嫌疑を招きしも、實は其の時宜を得玉はざるにやあらん。要するに急激の施設を好みて、成功をいそぎ玉ひたるの跡を免れずとや申す可きか。(同上)

財政容易の恢復

以上の批評も、亦た幾許の道理あるに庶幾し。水戸の財政が、如何に必迫であつたかは、齊昭が天保十四年五月「國政向格別被行届」との褒賜を、將軍から授けられたる當時に於ても、尙ほ免れ難さを見て知らるゝ。

癸卯(天保十四年)六月廿六日

今日年寄部屋に於て、御勝手不如意之評議御座候。最年寄並愚臣御勘定奉行頭取共列席に御座候。上金郷土を被仰付候。來辰年(弘化元年)御家中半祿之外致方無之に陥り申候。處、上金も一兩年を凌ぎ候迄にて、一兩年過候へば、又半祿と相成申候。仍てはやはり來年半祿。來年迄の所は、御借金にて、御凌の方とまづ内評定仕候。此上如何能成候歟。まづ内密奉入ニ御聽候。以上。

追て本文評議は全く日光其外、公邊御取締等にて、御不足の廉に御座候。萬一當年凶作に罷成候へば、又本文評議の外に御座候。扱々苦心仕

齊昭の格
式賣買

候以上。(東湖封事)

是れ齊昭の尤も信任したる藤田東湖が、齊昭に其の年寄部屋の評定を内報したるもの。此の如く齊昭は、賢君の名を取りつゝも、其の内輪は家臣の祿高の半を借上げ、若くは侍の格式を、金にて賣買し、漸く一時を凌ぎ來つた。烈公天保十一年の正月御下國、翌年の八月結城寅壽を奉行として、弘道館造營の事あり。もとより經費足らず、工事半にして用度差支しかば、結城の建議にて、上市、下市の町人へ、金貳千兩の上納金を申付け、猶ほ御用金上納の者へは、士分の家格を興へ、御目見得以上の取扱になさるべしと、町奉行をして内意を傳へさせ、上納金を勸誘せり。(水戸史談附録)

併し斯る困難の中から、種々の積極政策を行ひ得たる一の理由は、武公(治紀)の御代に、幕府より命貳萬兩借受け、之を馬喰町の郡代屋敷へ預け、諸方へ貸付をなし、大部の利殖も出來たるを、天保年度水野越前守執政の時、元金利子とも悉皆水戸家へ渡されしかば、一廉の資金一時に手に入り、

積極政策
施行の一
因

烈公は之を別途會計として、新事業費に使用せられしなり。(同上)

されど何れにしても、齊昭の一代を始終して、財政の豊裕と云ふ可き時節は、遂ひに到來しなかつた。

第十六章 結城と藤田

【九六】 結城、藤田兩派の對立

齊昭の藤田派重用

水戸の黨派の起原に就ては、既記の通りだ。(參照 雄藩篇、九二—九八) 而して齊昭の擁立に就ては、藤田派、立原派の重なる面々は、期せずして一致の運動をなした。固より其の主力は藤田派に存したりとするも、爾來齊昭は兩派を併び用ひたが、然も就中藤田曲谷の子虎之介—東湖—が、才幹尤も超越したるが爲めに、而して比較的藤田派に人物多きが爲めに、自然に齊昭の政治の機軸は、藤田派の掌握する所となつた。

然るに此間に於て、意外にも一個の人物は出で來つた。それは結城寅壽である。彼は南朝の勤王家結城宗廣の同宗である。彼の祖先定時、天和三年水戸家に出仕し、三代晴久に至り、執政となり、千石を領し、從五位下諸大夫となり、美

結城寅壽

齊昭の寅壽愛信

濃守と稱した。爾來晴元、晴輝、而して晴徳は寅壽の父だ。寅壽は文政元年に生れたれば、東湖よりも十二歳の年少だ。彼は東湖に比して、生れながら門閥であると言ふ特殊の便宜を持つて居た。彼は文政七年十二月七歳にして、父を亡ひ、家祿千石を相続し、寄合組に列した。文政十二年齊昭の襲封は、宛も彼が十二歳の時であつた。彼は當時に於て少年ながら武術出精の譽れを博してゐた。斯くて天保四年、彼年十六歳にして江戸に召され、小姓となつた。當時齊昭は三十五歳、東湖は既に側用人として江戸に在り、齊昭の信任を得て、眼快手利、諸般の政務を切り廻はしてゐた。

寅壽は面首をもて、齊昭の寵を得たと云ふ説がある。然も彼の容貌は、醜惡と云ふ程ではなかつたが、決して此の如きものではなかつた。但だ彼の精敏英捷なる、青年にして齊昭の愛信する所となり、天保九年、彼は二十一歳にして小姓より使番となり、而して天保十一年正月二十三歳にして、小姓頭に進み、その九月には若年寄に擢んでられた。弘道館造營の掛りとなつた。而して又た

寅壽東湖
つの上
に立

郷村係、鷹方、馬方支配を兼務した。而して當時東湖は三十五歳、用人上座格側用人となり、家祿四百石を賜はり、土地改正掛を命せられてゐた。此の如く齊昭は寅壽を擢用して、東湖の上に立たしめた。是れは固より彼が門閥家の出身であり、當時に於ては何人もそれを怪しむものは無つた。

現寅壽黨出

天保十二年寅壽は二十四歳、四月御勝手改正係を命せられ、東湖—三十六歳—も亦た同じく命せられた。此頃から往年齊昭の意に忤うて、罪を得たる門閥家の者共、寅壽と接近した。而して寅壽は、隠然藤田派に對抗する徒輩の首領となつた。

寅壽執政
となる

斯くて天保十三年の三月、寅壽は二十五歳にして、大寄合頭上座に進み、御用達を命せられ、輿力の侍を附けられた。即ち寅壽は水戸藩の執政に任せられた。斯くて藤田派の武田彦九郎は、若年寄を罷めて大番頭となり、寅壽の腹心吉野英臣を用人に、横山忠兵衛、友部正介は小姓頭となつた。此の年から領内

寅壽との
個人的對
抗者

寺院破却の事は、始めて布達せられた。天保十四年寅壽(二十六歳)は戸田銀次郎(四十一歳)と相併ひて執政であり、藤田東湖(三十八歳)は側用人であり、藤田派結城派の聯立内閣とも云ふ可き姿であつた。戸田は藤田の同志者の一人にて、世間に兩田と稱せられつゝある一人であるが、然も温厚の君子にして、とても寅壽の向ふに立つ可き程の氣魄、才幹は無かつた。されば其の官位には差等があるが、寅壽との個人的對抗者は、固より東湖であつた。

兩派對立
相下らず

然も齊昭は寅壽を寵用し、寅壽も亦た倅進の諸士を門下に集め、不平の舊家世臣を招撫し、其の勢力は頗る隆々として、流石の藤田派も、殆んど其の下風に立たねばならぬ姿となつた。而して齊昭は、果して此の兩派の對立に氣付いたる乎。抑も亦た自然の勢に一任して、之を傍觀したる乎。將た故らに寅壽を寵用して、藤田派を牽掣せしめたる乎。何れにしても、茲に兩派は政廳に相ひ對立して、遂ひに並立す可からざる形勢を、馴致するに至つた。

藤田史館編輯となる

結城藤田兩派

藤田虎之介は罪を引、病を移して職を辭し、聽されて史館の編輯となりしが、未だ二ヶ月にも盈ざるに、忽ち側用人に擢でられしかば、門閥派は益切齒せり。然るに此機會に乗じて、突然立原藤田學派の議論再燃し、其争鬭を政治上に及ぼし、藤田派の勍敵と目されし小宮山楓軒も遂に黜けられ、新進黨益々勢力を得、名門世家は殆ど顔色なく、一時に屏息せり。然れども門閥派も一敗地に塗るゝものにあざれば、竊に恢復の謀を廻らし、一人の同盟を得んと誰彼れと擇む中に、幸ひ結城寅壽こそ門閥中の才子にして、代々千石を領し、結城氏朝の嫡流にして、當時執政の職に在り、門閥の首座なれば、此人尤も然るべしとて遂に之を推して、主盟とはなしぬ。寅壽は元來非凡の人物なれば深く烈公の寵任を得、漸々其羽翼を要路に引き、門閥派の勢力を恢復して、殆ど新進黨を壓するに至り、天保の新政、寅壽の贊畫計畫に出でたるもの尠なからず。左れば烈公には之を併進兩用して左右調停せられしも、積年の争鬭は一朝にして、釋然融解すべくもあらず。結城派は藤田派を目するに王安石を以てし、妄りに新法を立て國家を破るものなりと云ひ、藤田派は結城派を嘲つて保守黨とし、目するに姦物を以てし、互に成功を競争するより、其表面こそ一意公を賛けて新政の美を爲さんとする者の如くなれども、其裏面は兩派互に齟齬を窺ひ、好き折もがなと睨ひ合ふ様、宛も大倉の硝薬、一道の口火を點するものあらば、如何なる大爆裂を起すやも測り難き危険の姿には立至りぬ。〔水戸藩黨争始末〕

寅壽の人物

新舊兩派の争鬭

【九七】藤田の齊昭に上る意見書 (一)

衝突表面に暴露

藤田の辭職申出

結城派と藤田派の軋轢と云はんよりも、藤田對結城の衝突は、愈よ表面に暴露し來つた。そは若年寄であつた今井惟典(金右衛門)が、神社奉行に轉任したる一件が、その動機であつた。齊昭の寺院破却は、執政結城等の贊翼もて、天保十三年から布達せられた。而して十四年日光豫參の後、六月江戸より歸國して以來、それが重なる事業の一となり、而して今井をして、専ら其事に當らしむるになつた。此れは固より結城派の策であつた。それを見透したる藤田は異議を申し立て、辭職を申し出た。彼が辭職の理由は、今井の轉任を不可とするばかりでなく、其の轉任に

就て、藤田其人を無視したる仕打にも、頗る不服であつた。

癸卯（天保十四年九月廿三日）

齊昭の諭
書に對す
る答

昨夜御下げの御親書（齊昭より東湖への答書）謹而奉ニ拜見一候。金右衛門御轉之儀に付、愚存奉ニ申上候處、御懇に尊諭之趣、難有仕合に奉レ存候。乍レ恐左に御受申上候。

一 神社御改革に付、金右衛門寺社奉行被ニ仰付、其他庄藏、佐之衛門等調役被ニ仰付、織部若年寄被ニ仰付一候處、愚臣相撰候人物に無レ之に付、憤り候。儀と被ニ思召一との尊慮（以上は齊昭より東湖の意見書に付て諭したる主旨）

右は昨二十二日八つ時（午後二時）迄、夢にも相心得不申候處、奥御右筆一人、若年寄部屋へ罷出、金右衛門へ明日御用召之由内々爲レ知候。ゆえ、金右衛門は早速相引申候。愚臣驚き候て、年寄共へ承可申存候へ共、最早退出に付、御前（齊昭の前）へ罷出御模様奉候。候へば、金右衛門人望を失ひ候に付、神社へ御轉、織部（白井）右跡可レ被ニ仰付旨奉承知、一

寢耳に水
任の今井轉

應存意申上候へ共、最早御決し被遊御容體に奉承知候間、一寸奥御右筆部屋へ立寄候へば、其節に至り、明日御用之書付見せ可申との事ゆえ、更に一見も不仕。寅壽宅へ罷越、一應存意申述候處、春中よりの尊慮にて、所詮御動も無レ之旨。其節庄右衛門再勤兼職御免之咄は、御座候へ共、庄藏等調役之儀は、御前にも不奉伺、（原註 惣三郎はわけそうもないとの御意は奉レ何候。）寅壽より承知不仕候。昨夜御書にて、始而奉承知候儀ゆえ、愚臣撰候人物に違ひ候ゆえ憤り候と申儀、毛頭無レ之事に御座候。

右要領

以上は藤田が齊昭より諭書に付、辯駁したるもの。即ち意見書を出したる後、齊昭の諭書にて、諸僚の人撰を知り得たる程なれば。その人撰に付て不平なるが故に、意見書を出したる譯ではないとの言だ。併し以上にて、今井轉任の行徑が、極めて分明してゐる。彼は全くそれが寢耳に水であつたのだ。

一 御意にても不レ可然と奉レ存候儀を諫争仕候儀は、家老の職に

今井故なき轉任を惜む

右意見書の目的

候へば、愚臣撰之通不_レ被_二仰付_一候迎も、不_レ得_レ已との尊慮(以上齊昭の諭旨)
 右は前件之通り、愚臣撰之通被_二仰付_一候哉、否之儀に拘り候儀には無_二御座_一候。昨日の存意は、全く金右衛門ゆゑなく御轉に能成候儀、御政體に於て以ての外、不_レ宜奉_レ存候儀に御座候。御意之通り、諫争之職にも御座候はゞ、再三言上も可_レ仕所、當職之儀にも御座候間、一應申候。乍併夫のみに而打捨候而は、恐入候間、年寄にも申_レ述候處、最早不_レ可_レ救の勢に御座候間、最早言上も仕間敷奉_レ存候處、御尋に付不_レ得_レ已又奉_二申上_一候。

東湖は此れよりして、今井惟典の轉任の、洵とに惜しむ可き所以を痛論してゐる。此の意見書は、齊昭の諭書に答へ、今井の轉任を不可としたるものなれども、其の目的は、寧ろ結城寅壽彈劾にあつたとは、後段に於て知らる。

【九八】 藤田の齊昭に上る意見書 (二)

今井轉任不可論

藤田が今井の轉任に就て、其の不可とする理由は、左の通りだ。
 金右衛門儀、愚臣と丸々同意と申にも無_レ之、随分時々議論取合も出来候段は、他人も存候儀。然るに此度轉じを嘆_ケ敷奉_レ存候意味は、金右衛門を惜み候には無_二御座_一國家の氣力盛衰に拘り候事ゆゑに御座候。古_レ今和漢御役方に主意もの揃居候節は、たとひ其節は騒々敷様に而も、實は氣力有_レ之故にて、後世より見候へば、明時中興杯相唱候儀に御座候。扱_レ右主意ものは、何れの世にも進め候は難く、退_レ候は易く御座候。平々無事の時には不_二相分_一候得共、少々變難之場に臨みては、平生進み候ものはにげかくれ、却て退居候者打死等仕候儀毎々有_レ之。夫故千人之諾々、不_レ如_二一士_一之誇々_一と申傳へ、如何にも重役の由聞次第、何事も御尤千萬とのみ媚諂ひ候人のみ揃候ては、國家の大變に御座候。

權柄家老
一に歸する

以上は概論だ。

乍レ恐御先代（齊修）の御末年、權柄御家老に歸し候は、右の主意ものを、不レ殘御遠け被レ遊候故と奉レ存候。扱亦奸智の重役、權柄を握らんとたくみ候には、第一に右主意者を遠け候儀、古今一轍に御座候。

此れは暗に結城寅壽等の陰謀であることを、指摘したるもの。

今井の性
質人物

金右衛門性質は直に過ぎ、清きに過ぎ候へ共、當時御役人中には、稀なる人物に御座候間、其直と清とを御用ひ被レ遊、其過候所を御差略被レ遊候は、乍レ恐人君の御職掌並執政の持前歟と奉レ存候。其短をひろひ候は、種々有レ之候へ共、其長を申候は、俄に御轉被レ遊候廉は有レ之間敷。

以上は今井の轉任せしむ可らざる所以を云ひ、以下更らに進んで、彼をして寺社奉行たらしむるの、不可なる所以を論じてゐる。

寺社御改正に付、右奉行被レ仰付候との儀、金右衛門御用人より寺社奉行被レ

寺社に及
ぼす影
面白から

仰付候は、御届きに可ニ相成候へども、若老（若年寄）より下轉仕候ては、敗軍の將に御座候間、寺社の響き合、却て庄左衛門御据置にも劣り可レ申。譬へば佛法の爲に、かたきを取候委にて、此上の所、實に不ニ容易ニ奉レ存候。殊に金右衛門儀、寺社奉行との儀、若老よりもすわり兼候段、只今より相分候様奉レ存候。

今井の轉任は拔擢でもなく、現狀維持でもなく、左遷なれば、其の寺社に及ばす影響も、決して面白からず。今井の失敗豫じめトす可しと云ふ意味だ。

平藤田の不

一 愚臣儀は思召を以、御政事爲ニ御開被レ遊候へ共、一體専ら御政事に拘り候役に無ニ御座候へば、一より十迄、申聞通りに不ニ相成候。此、右を憤り候は如何との尊慮（齊昭の諭旨）

當役職掌之儀は、執政の取次仕候而言上仕り、參政の取次は不仕。夫ゆえ參政の不承簡條をも、當役へは爲ニ御開に相成候故實に有レ之。既に若年寄交代御始之砌、愚臣儀多田傳衛門等一同、政府相勤候頃迄は、

奥右筆位
は相談あり

交代の若年寄へは若年寄丈の儀を申聞、同席の平七（鶴殿）銀次郎（戸田）等へは、機密をも申聞、候事に相成居候處。夫にては以之外釣合不宣候ゆえ、近來は若年寄にて執政の伺をも仕、愚臣儀は若年寄の手傳をも仕候。委に御座候間、御政事之儀、十より十迄所には無御座、事に寄候ては、十が十不承候、迎も不苦候へ共、當職に罷在候内は、奥御右筆の存候位、事は相談御座候ても、可然奉存候處。先づ近き事にて申上候に、去春中寅壽（結城）大助（肥田）執政、彦九郎（武田）御番頭、同夏中英臣（吉野）御用人（原註 其以前御目付の節は勿論）其後安松矢之助、御轉、忠兵衛（横山）正介（友部）御抱傳、此度金右衛門御轉等何れも一年の中、御國にては大切の御用に御座候處、一向不信心得、扱政府の記録へは、御側御用人中一同判談之上と相認候類、甚相當不仕候へ共、問柄又は兩派青雲（立原派）天狗（藤田派）等、種々の嫌疑も御座候ゆえ、是迄先は黙々仕居候へ共、昨日寅壽申聞に、此度之儀相談いたし候は、六ヶ敷可有之と、

戸田の消

仍而昨日銀次郎宅にて、密に評議之上、相決候との儀、相談も不ニ相成一程の愚臣に候は、第一金右衛門よりも、愚臣御除きに取計候方可然と奉存候。

此にて如何に藤田が側用人の要職にてありつ、重大の政務に、全く除外せられたる事情を知る可く、而して彼の不平、不満の、偶然ならざる所以を詳にす可きだ。戸田が結城と相談して、今井の轉任を決したのは、或は意外の感なしとせざるも、戸田は元來消極的人にて、結城と同職の間は、寧ろ結城の伴食の姿であり、藤田と同僚の間は、寧ろ藤田の酸素に對する、窒素の役目を勤めたものであつたらう。且つ今井の不人望は、恐らくは間違なき事實にて、戸田も如何とも爲し難き立場であつたかも知れない。

【九九】藤田の齊昭に上る意見書 (三)

寅壽彈劾
に入る

藤田の結城に對する本音は、愈々明白になつて來た。

一 寅壽儀、御家老には候へ共、同役一同判談之上奉^レ伺^〇候。

英臣(吉野)は御用人ゆゑ、今日誰御用召に可^レ罷出^〇哉も不^レ存儀と、被^レ思召^〇候處、愚臣儀疑惑仕^リ、右兩人へ奉公とは如何との尊慮(齊昭の藤田に對する諭旨)寅壽(結城)儀、同役一同判談とは乍^レ申^〇 近來十の七八、寅壽の胸中より出^レ候段は、愚臣日々聞見仕^候儀に御座候へ共、此度の御用は英臣相拘り不^レ申段は、乍^レ恐^〇勿論之儀、愚臣逆も英臣を疑惑仕^候儀には無^〇御座候。昨日言上仕^候意味は、此先の釣合を申上^候事に御座候。前にも申上^候通り、一士の諤々を御嫌ひ被^レ遊、千人の諾々にのみ罷成^候へば、其當座は、上にも御うるさく不^レ被^レ爲^レ在、御用相辨じ^候様にても、權柄下に歸し、乍^レ恐^〇後々は御差支に相成可^レ申^〇と奉^レ存^候。

寅壽は公
邊の越前
守

以上は一般概論、以下直ちに結城其人に就ての意見だ。

寅壽儀何と申も、一國の人才、殊に家柄祿高右位の人を捨候へば、如何にも致方無^レ之候故、可^レ成丈^〇は同人の非は、容易申上^レ度無^レ之。是迄は一言も不^〇申上^候處、早く申上^候へば、寅壽は公邊の越前守(幕府に於ける水野忠邦の如しと云ふ意味)に御座候。なくとも御こまり被^レ遊、又はびこり候ても、御こまり被^レ遊候人物に御座候。家柄祿高之上、讀書も仕^リ、第一容貌はわざと無造作に見せ、才智餘程人にすぐれ候間、大ていの人にては、或は畏れ、或は欺^レれ申^候。且年齢僅に二十六歳、此後何十年執政相勸候も難^レ計候ゆゑ、長き分別を仕^候ものは、皆寅壽の幕下に屬し候勢に御座候。然る處才智勝れ候丈^〇、己れに勝り、己れにさからひ候ものを忌^候事甚く、皆己れが手下のもののみ相なつて申^候。

扱重役の身の上にては、何にても畏れ候事は無^レ之、第一君上を畏れ、次に正論を畏れ、次に御目付方を畏れ候儀、寅壽には限り不^レ申^候。然る所寅

寅壽の近
親推舉

壽儀江戸同役に肥田大助をくばり(原註 大助を推舉仕候は、寅壽に御座候。いかさ大助儀兩番頭之内にては、先可也には候へ共、一旦は尾崎喜助一同、御役も御免可被遊、今迄評議に相成居候もの、御引立は、寅壽親類故と御番頭杯は申候。)

扱御目付出羽次郎は、寅壽の親類にて、相應に議論は合不申由には候へ共、御目付方人物の撰擧は、寅壽胸中より出候儀不_レ少、村上源五郎、小山小四郎、白井織部、岡本友之助、是は寅壽よりかもし出候には相違無_レ之、其他は不_レ相心得_レ候へども、上には定めて御明察被_レ爲_レ在候御儀と存_レ奉_レ候。扱亦奥御右筆にて石川惣三郎儀、近頃親類に罷成、外に内藤市松、松葉介之允兩人杯は、皆寅壽年來の腹心に御座候處、追々奥右筆方へ推擧仕候類。既に金右衛門(今井)も子年(天保十一年庚子)小石川御焼之節、江戸詰先にて懇意に罷成手に入りかけんと存、頻りに御推擧申上候處、金右衛門儀、存の外、手にのり不_レ申候ゆゑ、此度御轉之御意、御とめも不_レ申上候類。扱右に申上候人物共、何れも相應の人物、殊に一々尊慮をも

今井推擧の事

曰はんと欲す

英臣の人

奉_レ伺、御目付之儀は、一々より御目付へ御懇の上被_レ仰付候儀故、是以衆議の上と申候へば、申候様なるものも、かもし成候所は、意味有_レ之。第一前件に申上候手ごろのものを愛候儀、以の外不_レ宜、此上次第につのり候も、不_レ容易に亂勢に成行可_レ申哉と奉_レ存候。此儀は、愚臣一人の過憂には無_レ之、江水奥御右筆方は勿論、外にても最早見つけ居候ものも御座候へ共、如何にも越前守同様、かけがへに差支、殊には何と申候而も、まさか大臣中の人才故、愚臣杯も度々申上度は存候へ共、一日くと忍び居候儀に御座候へ共。英臣儀は、寅壽と同日の論に無_レ之、乍_レ恐上の御威光にて、人も畏れ居候のみ故、國家の大害と申程には無_レ御座候へ共、中々世才に長じ、此上餘程一と勢ふるひ申度きさし相見申候。一體同人儀、風説をも交候へども、此虚實は決して相分り不_レ申儀に候へ共、追々他人に候へば、嚴重にも被_レ仰付候處、英臣は却て御目付間もなく布衣に御引立、安松矢之助は却て下轉

辭職の辯

仕候程の勢故、誰も畏候て言上も仕まじく候へども、弘道館の若いもの杯は、英臣を學校へ入候ては、學校けがれ候様杯と迄、口々に惡口仕候由、右の如く人望を失ひ候者は、何等御沙汰無之、却而右寅壽、英臣の畏れ候、金右衛門御轉じに罷成候様にては、實は此上の勢、昨日申上候意味に陥り可申やと憂苦仕候。

一 自分の存意に不叶候、相引候は如何との尊慮（齊昭の諭旨）
 古來より重役の奸人は、必主意ものを忌申候。何程主意者逆も、重役に喰付もかみ付も不仕候へども、畢竟御爲と存候へば、身を捨職を失候ても承知不仕故、重役も憚り候事に御座候。誰れも彼れも輕薄ものに罷成、諸々仕居候は、重役への奉公は宜候へども、誰か上の御味方可仕哉。

一身の爲めに罷成間敷との尊慮（齊昭の諭旨）
 難レ有仕合には奉レ存候へども、身分の儀は御直に申上兼候間、委細

兩派軋轢

其筋へ願出候積りに御座候。
 右件々御尋に付存分奉ニ申上候。臣彪誠惶誠恐。

九月廿三日（天保十四年）

以上にて、如何に今井金右衛門が、若年寄より寺社奉行へ轉任の事件を機として、藤田が水府政局に關する滿腔の悲憤、慷慨を發漏したるを見る可く。此によりて、當時既に結城黨が政局を占斷し、藤田一派は殆んど其の下に屏息するの狀を察す可し。然も是れは藤田側から見た所にして、若し結城側から觀察せしめば、或は藤田派の跋扈を憤慨したかも知れない。要するに兩派の軋轢は、既に露骨になつて來り、且つ來らんとしつゝある。

第十七章 齊昭遭厄の事情

【100】齊昭と寺院

政治家の
鬼門

凡そ宗教は政治家の鬼門だ。政治家が一たび宗教に干渉して、其手を焼かない者は少ない。齊昭の寺院を廢止し、僧尼を淘汰し、佛像を鑄潰して、大砲を作るなどの所爲が、如何に當時の人氣に障つたかは、固より想像する迄もない。而して彼れ結城寅壽は、尤も齊昭の意に迎合して、之を極端まで助成せんことを勧めた。

寺鐘鑄潰
大砲鑄造

九月（天保十三年九月十九日）幕府より御達しに、海岸防禦の儀、嚴重にし、大砲等用意致し、武器の手當、是迄より一段手厚く心掛け候様にとの事なり。時に烈公（齊昭）は老臣を集め、我等事勝手不如意に候へ共、海防の儀は、御爲め第一の事ゆへ、先祖以來貯へ置く所の唐銅の燄硝壺數多鑄潰し、右にて

濡佛鑄潰
しの事

も不足に候はゞ、寺院の撞鐘は、國中士民より寄附せし品にて、寺の鐘にはあらず。且つ時をもつかず、不用の物ある由なれば、是等は右の大壺と調合して、以て大砲を製造せんと仰せられたり。政府も其儀に決し、尙又濡佛の儀も、無用の分は、鑄潰しの評議ありしに、戸田銀次郎（忠敬、執政の一人）より烈公へ申上るは、濡佛の儀は相止め申度、何を申すも濡佛は、目鼻も有之候得ば、物の辨へもなき下賤輩にて、佛法信心の者共は、御情けなき杯と申し觸すやも不ニ相知一候間、此儀は、何分御見合せ奉願度と申上ければ、烈公も一理ある様思召しけん、結城寅壽へ如何了簡致すと、御掛け被遊たり。結城は元來胸に非望を抱けば、該件に付、僧侶の怒りを激し、國中不穩の景況を現はしなば、吾が大望の一助ともならんと、將來を計り、却て大に公の意を賛成し、扱大佛を鑄潰し玉ふは、公邊にも例有之、いかさま天下の御爲め、無用の濡佛を潰すは、何等次第もなからんと、愈濡佛も潰す事に決定せんとす。戸田又々罷出、常磐村谷中

光臺寺
佛の事

光臺寺濡佛のみは、御潰しの儀、是非御免願度と申出づ。そは良公(宗翰)御代、御家中奥山市之衛門没し、孤子某亦没し、一旦家名斷絶に及び候處、其の家僕甚介之を嘆き、光臺寺に入り剃髮し、食を減じて、金錢を貯へ、主家記念の爲めに建立したる佛なれば、世間尋常の佛と、同日の論にあらす。せめて永世下々の者をして、主人を大切に存せしむる手本に致度候間、此佛許りは残し置き度と云ふをも待たれず。結城進み出で、銀次郎の意見も、道理の様なれども、一つ許り残し置けば、僧侶共怨みこひ出来、却て宜しからず。就ては光臺寺の佛も、矢張潰す方然可しと云ひ放てば、烈公は成丈け多く潰し、手當の爲めに宜しき様被遊度思召にて、遂に此佛もつぶす事に決せし處。戸田又々君前へ出頭し、光臺寺濡佛丈の地銅は愚臣より指出候得ば、何卒此事丈は御見合せ被下候様にと申出候へ共、烈公承け引き玉はず。斯くすれば、何れも其の寺々より出金し、鑄潰し御免願出候様成行く可く、然かする時は、鑄潰しを題とし、金錢を強制する様取られ、外の聞

戸田嘆願

遂に戸田
説を聴か

えも悪しからんとの上意なり。戸田申す様、願くは其代り石にて、右佛を御こしらへ被下度、然らば海防の御用も便し、義僕の志も跡へ残る可しと。烈公再び之を結城に問ひ玉へば、結城は飽く迄戸田の論を打ち破り、石にて作るも夫れ丈け費用もか、れば、一般に鑄潰す可しと云ひ張る。戸田今は是非なしとて、石佛にも限らず、碑を立て、忠義の志を、委細御認め相成様、御賢慮を仰ぎ奉ると申上げしに、烈公も此儀は道理の事とて、斯く行はせ玉へり。(水戸開見實記)

實善眞意

抑も執政の一人とは申しながら、結城實善は、當時二十五歳の壯年だ。彼は果して其主齊昭を傾けて、自己の野心を逞うせんとの、底意あつた乎、否乎。そは頗る疑問だ。されど彼が齊昭の意に迎台し、其の信寵を一人にて専らにし、戸田、藤田等一輩を、排斥せんとの下心は、勿論是れあつたに相違あるまい。此の如くして天保十三年は過ぎ、天保十四年九月に至りて、愈よ今井惟典(金右衛門)は、若年寄より寺社奉行に轉じ、彼をして専ら寺院破却の責に任せしむ

寺院破却
著手

る事となつた。此れは齊昭の意見を、結城が賛成したる乎、將た結城の建言を、齊昭が容れたの乎。何れにしても今井は専ら此事に當り、遂ひに此れからして大問題を惹き起し、齊昭の一身に、容易ならぬ厄難を出來せしむるに至つた。

水戸烈公之鑄砲

天保十二年辛丑五月、命鑄工、鑄巨礮於神崎、鑄工盡力爲之。然從前慣鑄鳥銃不慣鑄巨礮。故失費精銅無算。慚懼欲自殺。公曰始鑄巨礮鑄器當爾。非鑄工之罪也。宜再三鑄造以成爲限。及再鑄復失。公恬然不怪。命重爲之。鑄工益慚懼。伏地請罪。公曰、自今後、吾當一々指揮以就其事。若有二缺失一則吾之過耳。不關汝輩也。乃數々臨視指授方法、至明年重鑄一則一舉而成。十三年壬寅九月、以幕府號令嚴飾海備、故命大鑄巨礮。先是公以巨礮爲防海必需之物、每歲出內帑鑄造。至是謂群臣曰、封內士瘠民貧常憂財用不給。然幕府大命、實銘心腑。不容不欽遵恪守也。昔者松平信綱、毀佛像以爲錢。吾意欲鑄銅鐘銅像鑄砲。佛以捨身利人爲教、必當協其意也。乃諭封內之佛寺進鑄攻守諸大銃藏之武庫。

〔列公行實〕

〔101〕 齊昭の排佛物議を醸す

藤田門を
出で

今井等公
の懇命を
傳ふ

藤田は今井惟典の若年寄より寺社奉行に下轉したるを見て、之を争うた。(參照九七一九九) 然も聞かれなかつたから、病と稱し、門を杜て出でなかつた。遂ひに書を上り、具さに平生言はんと欲して言ふ能はざる者を陳べ、門を杜ぢ病を移し、姻戚武田伯道(彦九郎)をして、辭職を政府に請はしむ。居ると二日、今井來りて公(齊昭)の命を傳へ、出で、事を視んことを勸む。且つ謂ふて曰く、吾參政を罷め、而して猶暹勉事を視る。子何を苦んで而して遂巡是に至る。彪曰く、子の出で而して事を視る、猶吾の退て而して病を移すが如し、理然らざるを得ず、復た何をか怪まん焉。今井笑て而して去る。又一日島村志摩小姓頭取來りて公命を傳へ、又た彪をして勉強事に従はしむ。彪拜謝して曰く、病瘳れば則ち公命無しと雖も、固より將さに出でんとする也。而して彪の病、恐らくは小故に非ず。又一日安島彌次郎亦小姓頭取

藤田遂に出づ

盛服して而して來り、公命を傳へて曰く、曩日の奏議深く寡人の心に感ず。寡人將さに之を思はんとす。而して汝病を移して家居す。則ち浮言沸騰。寡人甚だ憂ふ焉。請ふ寡人の爲に暫らく出て、而して事を視よと。彪公に謂らく、公の優待是に至て而して猶固く前議を執る、不敬既に甚だし、且つ公の悔悟此の如し、則ち國家の事、未だ手を袖にして旁觀するに忍びざる也。頓首して曰く、謹んで命を奉ず矣。安島大いに喜んで而して去る。明日起て事を視る。(回天詩史)

寺院淘汰の進行

此の如くして藤田對結城の確執は、一應治つた。而して今井は此から寺社奉行として、愈よ寺院淘汰を厲行した。而して其の結果は、遂に重大となつて來た。

第一公邊に於て、御父文恭公の建立せる雜司ヶ谷感應寺も、不律の廉あるを以て、破却被仰付、又本年(天保十五年)五月、源義殿遺志を繼ぎ、候様臺命を蒙りし上は、(參照 九一)破戒不如法の僧侶を沙汰するは、當然の事なれば、

僧侶の職

聊不都合の次第なる可しとの尊慮にて、寺社奉行今井に命じ、惡僧共をば逐院申付。又佛寺破損手入にも指支ふる分は、同宗へ寄寺し、或は宗法堅く相守り、品行正しき者は、褒美を賜はり、沙門の強壯にして還俗を請ふ者は、之を許されけり。

擬今井は清廉潔白の士にて、素より佛法を信せず。是を以て改革中には、少しく過激の取計ひあるより、姦僧等怨みを含み、己が行狀は秘め置て、水戸公は謀反の志を抱けりと、幕府へ讒訴し、或は放逐されし妖僧の中に、智恩院諸大夫堅田近江守家來に住み込み、智恩院宮を欺き、御同人より將軍家へ、云々御直に被仰立。江戸に在ては、上野寛永寺及び吉祥院、芝増上寺、駒込大乘寺より讒言を、幕府の後宮に入れ。水戸領内に在ては、茨城郡吉田藥王院、那珂郡向山常福寺杯よりも、亦讒説を出し、又其頃久慈郡稻木の久昌寺に寓居せる僧に汲水と云へるは、最も姦惡を働らき、烈公並に有志の士を、惡様に幕府へ申立、藤田晴軒、結城寅壽等は、右數多の惡坊主と

鳥居甲斐の悪計

腹を合せ、烈公を陥れ、正論の士を除かんと、種々のたくみを爲し、且又幕府の勘定奉行鳥居甲斐守へ取入て、戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衛門は、烈公の禍心を助成すと讒誣せり。

開も甲斐守の爲人、姦邪陰險にして、天下の正論公議を嫌ひ、殊に町奉行矢部駿河守の剛直義を好み、智略人に勝れしを嫉み、老中水野と密著し、竟に駿河守を無實の罪に打落し、今回は水戸の姦臣と合體して、烈公を斃さんと欲し、兄林大學頭(名は就)を人形に使ひ、老中堀大和守を手傳とし、水戸の事情を取調べし處、烈公叛逆の證據七ヶ條を見出せりと云ひ觸せ共、甲斐守等は、更に其本を得知らず、唯惡僧と姦臣の附け出しを、ろくに吟味もせず、猥りに之を取り用ひ、其儘老中阿部伊勢守の手許に指出せしとぞ。是時水野は既に職を免じ、阿部最も用ひられ、威權頗る熾んなる由。而して阿部は鈍くも讒説を信じ、之を將軍家に言上し、且つ大奥よりも台聽に入れしと云ふ。(水戸閑見實記)

果然今井の排佛は、容易ならぬ事件を出來せしめた。

【1011】幕府よりの詰問應答

幕府の猜忌

齊昭の行動は、かてねより幕府の猜視を免かれなかつた。彼も亦た調子に乗り過ぎた傾向があつた。而して天保十四年五月「御國政向格別に被三行届」云々の褒賞を、將軍から被りて以來は、それに一層輪をかけ、殊に寺院淘汰は、容易ならざる物議を生じた。

中山備後守詰問

弘化元年甲辰四月十三日、十六日、十七日と打續き、老中阿部伊勢守宅へ、中山備後守呼ばれ、將軍家疑心の由にて、尋問せられた。備後守はそれへ答辯し、且つ當時出府中なる執政戸田銀次郎より書取を以て、中山の手を經、伊勢守へ、左の答辯書を差出した。

水滸答辯

一 御宮之儀御尋之事、常磐山御宮祭式の儀は、僧徒神職兩持の姿に相成居候故、諸事不都合の儀不_レ少。第一水戸殿代々の廟所、並に氏神等奉祀振、却て僥略の様な相心得、以の外不_レ相濟儀に御座候。此儀は源義殿にも深意被_レ有_レ之候儀、且つ素より三縁山安國殿は勿論、舟橋御宮等の儀式は、淨土或は神道を以て、奉祀仕候類も御座候處、卑賤不如法の事も有_レ之、神境を汚し候儀不_レ少、旁神慮の程も難_レ奉_レ測、是等の儀、水戸殿年來相嘆き候處。去る卯(天保十四年)五月中、不_レ存寄公邊より重_レ御褒美被_レ相蒙、源義殿遺志被_レ繼候儀、御直に御懇の台命をも被_レ蒙候に付ては、彌以て東照宮神威彌増奉_レ尊崇、御餘澤の程、領中末々迄浹治致候様仕向の儀、忠孝の根本と奉_レ存、常磐山御宮並に台徳院様御始め、原廟神道儒道にて、奉祀被_レ致候事に御座候。

一 勝手向の儀は、逐々御承知被_レ成候半歟、一々不_レ申上候處、金五千兩御助成の儀は、年限被_レ仰出積金の儀、年々元金のみ御下げ相成候旨、御

御宮儀道に奉祀

財政遺縁の事

松前内願の事

達し有_レ之。是迄莫大御助成等被_レ成下候てさへ、不如意に御座候處。公邊御改正に付、御助成等願候儀は相控候様、被_レ仰出も御座候間、此砌り必至と指支、何と歟手限り仕法不_レ致候では、公務及び家中扶助等にも差支、必竟は鑄錢の儀も被_レ申立候事に御座候。

一、松前内願の事は、必竟勝手向不如意に候處、尾州殿、紀州殿とは、分限懸隔の相違にて、勤向等の儀は、相並被_レ申、諸事差支不_レ少、領國の儀も、地味不_レ宜故、如何様取締改革被_レ致候ても、年々莫大の不足にて、收納拮合兼、近年御助成等被_レ相願、被_レ取賄候得共、際限も無_レ之御助成御座候儀、實は不_レ本意に存候へ共、御加封歟、御引替被_レ相願一度候處、功勞も無_レ之候ては、是又被_レ憚入候故、夷狄防禦等、一々御奉公有_レ之場所にて、被_レ相願候は、公邊御分限にも格別不_レ相拘、外々へも御故障有_レ之間敷哉との儀、委細被_レ申立候通り、縦令ひ辛苦被_レ致候ても、永世公邊の御爲め、隨て一家の補にも罷成可_レ申哉と被_レ致_レ御内談候へ共、何等

鑄錢内談
始末

弘道館土
手の事

浪人召抱
の事

鐵砲捕打
の事

御沙汰も無之候所、前件内願筋の儀は、被ニ指控一候様、被ニ仰出も御座候に付、尙外に手段も無ニ御座、當惑致候に付、當座の補ひながら、不
得ニ止事、鑄錢の儀、及ニ御内談一候事に御座候。

一 弘道館土手の儀は、學校被ニ取立一度、去る天保子年(十一年)中、委細繪圖
面相添及ニ御内談一候處、同年九月中、水戸城三の丸南北の方、新規土居
築、追手門前貳ヶ所新規喰違土居築、同所水拔堀申付度儀被ニ願出候通り
申付べき旨、奉書を以て被ニ仰出候に付、其砌指出候繪圖の通り、出
來候事に御座候。

一 浪人召抱候儀は、學校取立候に付、劍術出來候者、先年兩三人召
抱被ニ申、江水へ差し置き教導等被ニ申付置候。右の外當今召抱候儀無ニ御
座候。

一 鐵砲捕打の儀は、同心足輕訓練の節、連放等爲レ致候處、便利上不
宜儀も有之候に付、諸流の内、取捨致し爲レ致ニ訓練一候事に御座候。

寺院破却
の事

一 寺院破却の儀は、近來僧侶共風儀不_レ宜、不如法の者不_レ少候所、源義
殿代寛文の度、寺院夥數破却被ニ申付、品に寄、逐々引立被ニ申候に付、一
統別て相慎み、宗法相守可_レ申管之處。愚民を欺き金錢を貪り、或は肉食、
博奕、女犯等の類、不_レ少候様成行、政教の大害に相成候ゆへ、逐院申付
或は同宗へ寄寺被ニ申付一候事に御座候。勿論宗法堅く相守り、德行有_レ之
者共は、夫々褒賞致し、無_レ故寺院破却と申譯には無_ニ御座一候。
以上の答辯は、水戸側としては、十分の申譯が立つたつもりであるが、幕府に
於ては、固より用捨す可き筈なく、此に於て愈_レ齊昭は江戸に召喚せらるゝと
となつた。

【103】 齊昭江戸に招致せらる

招致の命
決す

戸田銀次郎よりの申開き書には、何等頓著なく、幕閣は愈よ齊昭懲罰の議を決し、彼を江戸に招致するとした。其の顛末は、藤田東湖の記する所、尤も明白だ。

天保甲辰（天保十五年即ち弘化元年）彪年三十有九、公國に在り、四月二十日、幕府閣老連署、土井大炊頭、阿部伊勢守、牧野備前守、其の眞田信濃守を署せざるは、蓋し其の病を移すを以て也。宜しく參府すべきの命を傳ふ。所謂る奉書なる者、而して本月（四月）十八日發する所也。是より先き十二日、閣老阿部勢州我が元老中山備州を招き、詰るに七事を以てす、其目頗る公或は異志を挾む者に類す。（參照 一〇三）公資賓閣（湊に在り）に在りて之を聞き、速かに城に還る。（執政結城實壽馬上にて湊に至り、之を報す）有司に謂つて曰く、寡人庚子（天保十一年）歳を以て、國に就く。例翌年を以て參府すべし。而して經界を正し、學校を建て、事頗る繁雜、因つて更らに一年の暇を乞ふ。適支文恭公薨ず、（將軍家齊）寡人共喪に奔らんことを請ふ。幕府旨有りて遂ひに果さず。

齊昭在國
の因由

五六年賜
暇

幾もなく幕府大いに紀綱を張り、庶政一新、翕然中興の勢有り。（參照 二九一三九）越へて一二月、閣老太田備州（備後守資順）書を寄せ、寡人の參府を慫慂す。寡人心に謂らく、幕府をして寡人を用ひしめん耶、宜しく閣老連署して台命を傳ふべし。倘し寡人を思ひ耶、寡人既に故將軍の喪に奔らず。而して備州一人の言に因りて、自ら參府を請ふ。則ち恐らくは躁進の謗を招かむ。恬退自ら守りて、以て命を俟つに如かざる也。迺ち實を以て備州に報ず。何んぞ圖らむ旬日の間、備州職を免じ仕を致し、而して寡人は則ち五六年の暇を賜ふ。時に閣老水野越州（越前守忠邦）等書を寄せて曰く、寡人參府を欲せず、故に此命有りと、嗚呼寡人無似と雖も、懿親を以て員に三藩に備はる。而して此の中興の運に當る、豈に速かに參府し、以て涓埃を補ふの志無らん耶。自ら願ふ。唐突進取す、徒らに小人の讒する所と爲らんとを。斯れ其の持重する所以、而して閣老誣るに、寡人參府を欲せざるを以てす、亦た戻らず乎。

寡人嘗て中興の議を上り、首めに日光神廟拜せざる可らざるを論ずる也。幾もなく、外夷の警有り、幕府諸侯をして嚴に兵備を繕はしむ。承平日久しく、金革鏽腐、兵銃完からず、一旦修補、其費貲らざる。寡人因て又た議す、上幕府自り下諸侯、及び麾下の士林に至るまで、悉く神廟を拜するの費を傾け、以て金革兵銃の用に充つ。數年の後風俗儉素、財用漸く足るを待つて然して後日光の行有らば、則ち奮武追孝、兩ら其宜きを得む矣と。閑老又た書を寄せて曰く、日光の行既に決矣、君若し豫參する能はずんば、則ち宜しく辭するに窮乏を以てすべしと。嗚呼水戸貧と雖も、豈に數十里行旅の資を欠ん耶。且つ寡人議する所、固とに一國一家の事に非ず。而して閑老寡人正議に託して、以て私を營むを疑ふ、亦た異ならず乎。

去歲四月、日光より還る。越へて一月、誤りて褒賞を蒙り、雄刀、鞍、鎧、黃金の賜を以てし、寡人をして義公の遺志を繼ぎ、以て奉公の誠を效さしむ。

〔參照 九一〕寡人感激、自ら願るに經界既に正しく、學校粗ぼ就る、器械甲

兵、頗る繕修を得たり。國中子弟亦た漸く方を知る。而して佛教の民心を盡する者、未だ除かず、僧徒の風俗を害する者、未だ沙汰せず、神祇荒廢する者、未だ興復せず。昔は義公一村一祠の制を定め、淫祠を毀つ者、杖擧に違あらず。無賴の僧徒を沙汰し、遂に佛寺を毀つ者、蓋し千を以て數ふ矣。百歳の久しき、其弊復た生ず、豈に公の遺緒を脩め、以て幕府の盛意に對へざる可ん乎。乃ち命を發し令を下し、其の神祇に於ては、廢を興し絶を繼ぎ、以て尊崇の誠を致し、其の浮屠に於ては、所謂る如法なれば之を賞し、破戒也れば之を罰す。伽藍傾頽、補葺に由無き者は、因て之を毀ち、沙門壯強にして氓たらんと請ふ者は、因つて之を髮にす。凡そ俗に害有りて民に益無き者は、務めて其弊を除く、今未だ義公の十分の一（原註 十分の一と曰ふ者、公遺議の辭、而して彪直ちに其言を記す、觀者辭を以て意を害せずして可也。）而して群議鼎沸、僧徒罪を獲る者、口を極めて誹謗す。甚しきは則ち寡人を以て異志を懷くと爲す。凡そ寡人の爲す所、動もすれば群疑に涉る者此の如し。而して寡人以て

武備を講ず

意を經ず、自ら信ずる愈よ厚し、常に謂らく、形迹を慎み嫌疑を避く、陰に武備を講じ不虞を戒むる者、所謂國主及び外諸侯の事のみ。親藩に至りては、則ち固とに公然張皇、以て治に亂を忘れず、忠を宗室に效すの意を天下に示すべし。乃ち銃を郊に鑄り、兵を野に閱し、臣庶に責むるに實用實效を以てし、毫も隱諱有る無き也。讒人因りて以て之を聞ず、抑も亦た危矣。然も大將軍英明絶倫、豈に讒を信じ、而して骨肉の親を疑ひ、破戒不律の僧をして、寡人に甘心せしめん哉。汝等以て如何と爲す、有司惶懼對る所を知らず。公曰く、台命至嚴、依違す可らず。其れ遽かに行装を辨せよと、有司五月二日を以て、輓を發せんことを請ふ。公焉れを許す。執政結城寅壽、番頭雜賀孫市、側用人彪等從ふ。(回天詩史)

水戸發程

齊昭申分

以上は齊昭側の申分である。成る程齊昭側から見れば、彼の天保十一年歸國以來の言動は、悉くそれ／＼の理由あり。而して若し幕閣と牴觸する所あらば、曲は寧ろ幕閣にありとしたのであらう。されど幕閣に於ても、亦たそれぞ

れ申分の存することは勿論だ。

【一〇四】 齊昭隱居謹慎を命ぜらる

齊昭の覺悟

齊昭が江戸到着の後、幕府は如何に彼を處分した乎。藤田東湖は左の如く記してゐる。

二日(弘化元年五月)黎明を以て家を辭し、五月巳牌(午前十時)公に従うて、小石川邸に入る。故事三藩の君參府す、即日大將軍閣老をして、第に就て之を賀せしむ、而して是日闕く焉。邸中失望す、皆な曰く、公必らず嚴譴を獲むと……會々近臣命を傳へ、遽かに彪を召す、趨て而して公所に至る。則ち元老中山、執政戸田座に在り、公反覆談論、大率ね曩日水戸有司と言ふ者の如し。中山等將さに退かんとす。公容を改めて曰く、寡人不肖、士民を撫育

する能はず、他事を以て罪を幕府に獲る、固より辭せざる所。但だ異志を懷き、禍心を藏するを以て疑を受く、則ち管だに寡人の辱のみならず、威公(頼房)以來相傳の意氣荒む矣。寡人をして不幸壽無らしめば、則ち徒らに憾を呑み、恨を懷いて、而して死せむ。苟も天餘年を假さば、則ち必らず冤を洗ひ辱を雪ぎ、然して後已まむ。汝等其れ寡人の意を體せよと、聲色俱に厲し、三人感憤仰ぎ視る能はずして、而して退く。

當時齊昭等君臣の心持は、以上掲げ來りたる所によりて、宛も睹るが如きものがある。

忽ち報有り、閣老命を傳へ、明朝を以て、高松松平讃州君守山松平大學君長沼松平播州君、皆な本藩の支封、其の松平大炊君を召さるゝは、當時病を移して出でざるを以て也。三侯を召すと。政府之れが爲めに愕然たり、會議夜分に至りて、遂ひに其故を詳にする能はざる也。

六日 詰旦閣老命を中山備州に傳へて曰く、今日幕使邸に就き、旨を兩君に

幕使邸罪を傳ふ

世子襲封の命

傳ふと。是に於て舉邸皆な公の仕を致し、世子の封を襲ぐとを卜す、而して未だ何人か來りて、而して旨を傳ふを詳にせざる也。巳牌(午前十時)を過ぐ、閣老又た命を備州に傳へて曰く、水戸殿に使用する者は、松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守、鶴千代麻呂(慶篤)殿に使用する者は、則ち阿部伊勢守、牧野備前守と、且つ曰く、公は讃州等を見るを須ひず、又た送迎を煩す勿れ、家老中山備州、興津能州等命を受け、諸を公に告げ、公の言を以て、諸を讃州等に傳へて可也と。午牌(正午)三侯俱に來る、元老執政、之を對面所に延いて命を受く、則ち曰く、公近年政事肅まず、且つ驕慢自ら用ゆ。嫌疑を憚らず、大將軍憚らず、公其れ仕を致し、駒籠邸に移り、堅く門戸を閉し謹まざる有る勿れ、其の襲封の若きは、則ち諸を世子に命ずと云ふ。俄頃にして而して勢州、備州亦た俱に來る、世子送迎禮の如くす。其の辭命、公に命ずる所と大同小異、二人使事を畢りて而して去る。時に世子年僅かに十三、坐作進退綽然として觀る可し。群臣悲喜交も至る。一邸肅然たり。

幕命の本

以上は齊昭の幕府の嚴譴を蒙りたる顛末だ。尙ほ其の幕命なるものは、左の通りである。

水戸三支

水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣隨の趣相聞、且御驕慢被幕、都て御自己の御了簡を以て、御制度に被觸候事共有之候。御三方は國持始め、諸大名の可爲模範候所、御遠慮も不被爲在之御始末、御不興の御事に被思召候。依て御隱居被仰出、駒込屋敷へ居住、穩便に急度御憤可被有之、御家督の儀は、鶴千代磨殿へ被仰出候。尙ほ同日松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守へ、左の通り達した。水戸殿家政向不宣候に付、御隱居被仰出、御家督鶴千代磨殿へ被仰出候。是迄中納言殿御一己の御了簡にて、御取計候儀は不ニ相用、前々の御家法通り可ニ相守候。鶴千代磨殿御事、未だ御若年の儀に候へば、其方萬端入念、以來御家政向、御取亂無之様、鶴千代磨殿家老衆申合可被取計候。

東湖以下

又た藤田東湖の記する所によれば、

日既に暮る、公駕を命じて駒籠に徙る、彪同班諸子と諸を中奥の廊下に送る、公烏帽を戴き黒衣を著け、風姿蕭然、諸臣涕を流さざるは莫し。是夜四更執政肥田命を傳へ、中山、興津二氏責を蒙る所謂差控戸田、彪と職を奪はれ禁錮所謂塾居五更舎に歸り、僮を戒しめ門戸を鎖す。後數日郷書を獲て、始めて亞卿山野邊氏、中山、興津と科を同ふし、執政鶴殿名は廣生平七と稱す職を奪はれ譴を蒙る所謂逼塞而して寺社奉行今井は則ち戸田及び彪と與に科を同ふするを詳にす。(回天詩史)

轉變無限

此の如くして水戸に於ける改革の政治は、全く大頓挫を來たした。而して此れが、「御國政向格別被行届」の褒賞を隔つる僅かに一年だ。世の中も人の運命も、實に變れば變るものである。

齊昭の罪を得し原因の一説

齊昭骨相

水戸前黄門景山公は弘化年中初めて謁見して、その骨相を窺ふに、所謂清平の奸賊、擾亂の英雄と皮相し、世を欺くの英雄と洞察せしゆへ、祖翁に就て窃にその履歴を糺すに、祖翁は御守殿公主の傳たるをもつて、小石川の御館には日々出勤して内外の事つまびらかに知れたり。

宮女に通ず

この公が十二代大樹公の御勘氣を蒙りしは、御養母にあたらせたまふ峰壽院御方御入興の時、大城より附添まゐらせし宮女に通ぜしなもつて也。

御守殿御住居の制度に、上臈年寄といふもの一人あつて、この任に當るもの、大半京都堂上方の息女也。公主の萬機を裁制するものなり。生涯奉公、終身不犯を誓て奉職する者と云。

この公主の膝として來りし宮女(高松三位の娘也)顔色華麗なるを以て、大城に在りし日、十一代公すでに専房の寵あらんとして嘘慰せられしを、拒んで命に隨はず、辭を放つて謝せしかば、文恭公またこれを如何とする能はず。然るに公主に膝して小石川の御館に在るの日、景山公これに迫り、奸して懷孕せざるを以て、公主大に怒りたまふて、この事を大御所へ言上なしたまひけるに、大御所の御言に、女は經水滯滞して血塊など成る事あるものなれば、醫に診せしめて療養せよとの御事にて、(内實は墮胎せしめ恢復を俟て)京都へ差戻しけるに、景山公なほこれに懸著し、黄金及び諸品を贈送して、乞ふて呼戻したれども、公邊を憚り茨城へおくりて圍ひ置たり。ゆへに定府の御家格にて不都合なるが爲に追鳥狩、訓練海防杯と名をつけて園籠りのみしたまひ、つひに駒込へ禁錮せらるゝに至りぬと云。

京都より呼戻す
唐橋の美

この女、其名を呼び唐橋と稱せり。當時尾紀の兩公にも此女の容色を賞せられ、小石川の御館へ

御入來の時も、この唐橋御酒宴の御取持に出れば、深更までも快よく御遊びあり、もし故ありて宴席へ不參なれば、たゞちに歸御ありしと云ふ程也。景山公この女の爲に亂行に及ばれしと聞て、兩公ともにそれは尤の事なり。我々もあの女に迷ひしと云はれしとぞ。(燈前一睡夢)

【一〇五】 齊昭遭厄に關する藤田東湖の意見

齊昭の處分に就ては、種々の説がある。或は之を以て、執政の一人である結城寅壽が、幕吏と相通じて、其の野心を選うす可く、陰謀、惡策の結果と云ふ者がある。併し結城の正面の政敵であつた藤田は此事に就て、斯く記してゐる。

御國難之節、御冤罪を訴候心底の者は、皆幕府より罪を蒙候ゆえ、口出し不能成、又舊家大臣は、兼々不平にて、殊に御懐合も不存者多く、

寅壽惡計
説といふ一

寅壽各に
は天幸

たゞ寅壽一人は家柄と申し、是迄御政事にも任じ、莫大の御恩を蒙 候へ共、幕府の御咎に泄 候こそ天の幸に御座候間、一人にて大事を引受、銀次郎(戸田)同様罪を蒙り候覺悟にて、幕府へも申立、支封の君を激勵奉り、風節凛々と相控へ居候はゞ、幕府にても御疑一時に氷釋可仕。萬一天時に至らずして、又又寅壽迄罪を蒙 候 逆も、天晴大忠臣にて、結城宗廣の家をも汚し申問敷。寅壽無二其儀一段口惜き事に御座候。右に付寅壽儀は、最初より老公(齊昭)迄傾け奉り候所存は有之間敷、たゞ薬法ささす候て、老公迄右の如く被爲成候は、寅壽も驚き候事と奉存候。畢竟五月六日(齊昭遺を蒙る日)より、心底ぐらりと引替り候ゆえ、最初より云々の謀計有之様に迄、人にも被疑候半。且は晴軒(藤田)並大乗寺、常福寺、薬王院の類は、老公御退隱の事迄たくらみ候歟も難計候へば、寅壽儀も右之ものどものだしに被遣候哉は安心不仕候へ共、最初より云々の謀と申候而は、寅壽も心服仕間敷、但五月六日後の儀は、

信侶等の
謀謀か

寅壽は
の一因

如何の謀計廻らし候哉、一切直分り不申候事。(心の跡)
此れは恐らくは平允の説であらう。但だ齊昭の水戸より參府の際に、齊昭を始め、何れも其行の尋常ならざるを豫感し、それ／＼其の覺悟もて出立したるに、結城のみは平生に異らざるのみならず、殊に行装を美にし、意氣揚々として出立し、江戸著の節は、駕籠にて奴を振らせて行きたりとの評判にて、その爲めに彼が此の事件の元兇、魁首と認めらるゝに至つたものであらう。

水戸亦手
順相違あ

尙ほ藤田は此の事件に就て、左の如く記してゐる。
一體甲辰(弘化元年)之事、幕府御無理は不レ及申候へ共、今更相考候へば、先年の御政事向も種々手順相違仕り、本末前後緩急之次第取失ひ候事も有レ之、是は皆御役人どもの不行届にて、實に奉ニ恐入一候儀。尤外の手順等相違仕候と申迄に候へ共、君夫人(登美宮)御下向御願の一條に至候而は、幕府第一の規格に觸候事にて、其節は五六年の御暇押付に被仰出候を残念に存じ、且は北地御成就の節の御手順と申所に泥み、御願の取

幕閣の變

計候へ共、此一條のみは、天下後世に至り候而も、あまり成事と可奉存、愚臣の罪無所遁、扱々恐入候仕合に奉存候。

右の如く自分にて考候而さへ、無調法有之候ゆえ、他の人口にては、如何程歎誹謗仕候儀可有之。扱又水越州（水野忠邦）殘忍薄情には候へ共、名を好み候人ゆゑ、右在職中は、老公を御遠け申上候のみにて、罪をば御させ不申上候處、右越州癸卯（天保十四年）の秋退役、幕府の勢丸に相替り、又内には小人、奸僧等謀を廻らし、縁の下に火の廻居候にも不心付、四月の奉書（齊昭江戸招喚）に至り、始而驚入候段、今更相考候へば、あまり等閑の儀と、千懺萬悔仕候儀に御座候。（同上）

是亦た尤も公平の見と云ふ可き歎諸侯の室家を江戸に留置するは、幕府の根本政策であつた。然るに齊昭は、東湖等を江戸に特派し、強ひて其の夫人登美宮を歸國せしむ可く運動せしめた。一事が萬事、齊昭の行動が、幕府の嫌疑を招き、將軍の忌諱に觸れたことの少くなかつたことは、以て知る可しだ。されば必

嫌疑を受
けし行動

らずしも獨り結城寅壽一人のみを、咎む可きではあるまい。

【一〇六】 齊昭遭厄に關する第三者の意見

世論の傾

齊昭の幕議を蒙りたるに就ては、その股肱腹心の一人、藤田東湖さへも、尙ほ若干此方に引け目ありと云うてゐる。（參照 一〇五）されば世論は、未だ必らずしも悉く齊昭にのみ同情して、幕府のみを咎むる者ばかりではなかつた。

天保年中、水戸齊昭中納言が、驕慢を以て、罪を幕府に獲られしは、專斷を以て領地内の寺院を廢却され、梵鐘を潰して破磧を鑄し、石佛を踏して、道路の橋柱に換へられしのみならず、勅額を卸したとやら、御祈願所の僧徒を放斥せしとやらにて、其輩の京師へ内訴せしより、京師より内命ありしやに、聞及びたりしが、世間にては是等の事情は知らず、太平無事の日に當り、

僧徒の京
都内訴

鹽田隨齋の挿話

追鳥狩と名付け、武を講じ、兵を練らるゝ事の評判甚しかりければ、幕府にて其或は野心を挾まれしやを疑ひ、嚴罰ありしと思ふ族のみ多かりしは、宜なる事にて。徳川氏累世の中に、三家にて如レ此譴責を得られしは、昔時尾州家の暴君に一度ありしのみにて、他に曾て無く。又是迄賢明の譽高き水戸中納言にて、俄かに蟄居隱居の身となられしは、實に意外に出で、天下の驚く所とはなりたり。去れば、其後間もなく西城の災は、水戸の間者の爲に出たりとする者も有りし。既に此夜藤堂家の文學鹽田隨齋なる人杯は、下谷邸より遙かに火を望見し、醉眼ながらも西城と認め、急速に同邸諸士の家を巡り、大聲に水戸殿御謀反相見へる。各々方速に起て用意あれと、喚び歩行きたれば、邸中頗る驚擾したりと。「砲臺遺稿」

以上は幕末の名士栗本錦雲の記したる所。尙ほ勝海舟は此事に就て、左の如き論評を加へてゐる。

勝海舟の評

去年(天保十四年)五月には、國政向行届かれしを賞せられ、種々の恩賜ありし

重なる原因は佛寺の破却

が、今年(今)は榮枯地をかへ、忽ち幽閉の譴命蒙られしは、いと不審なれども。熟々其事情を考るに、公就封の始、専ら質素節儉を奨められ、武備を勵まし、久しく世に絶へたりし甲冑の訓練などをなされしより、自から譴説も興りしにや。或は領内の佛寺を破却し、梵鐘を取上て、銃砲に鑄換し、又は儒葬の式を定めらるゝ、杯、世には狂悖の沙汰なりと云者あり。就中其重なるは、彼の佛寺破却の事なるべき歟。抑浮圖佛利は、殊に歷朝の御崇奉あらせられ、御建立ありし處にして、其一宗の本山と稱するものは、大抵親王家座主として、勅願に係る者多く。中世以後叡山或は本願寺の如きは、其氣熾帝王にも抗し、一時は兵權をも握る程にして、織田氏屢これと干戈を交へ、稍削弱すといへども、基礎依然として變せず。徳川氏に至て、之が律令を設け、驕横を箝制するも、大要古代の制規に準據す。其各地に散在する諸末寺といへども、皆本山これを統轄し、連絡相通じ、其制裁をうく。然るに一朝にして斷りもなく、これを廢滅す。豈天下の公道と云ふを得ん。また其

不得已の
事實

徒の俄然業を失する者、是を本山に訴へ、哀願するは論をまたず。其本山の筋より、これを關東に詰問せば、幕府何を以てこれに答へん。此度の御譴責何となく驕慢云々を以て、斷案とせられしは、誠に不_レ得_レ巳の措置にて、其當を得ずと謂ふべからず。況や當初三家を置かるゝは、専ら後來を圖らせられ、幕府の羽翼となし給ふの深慮にて、分て三家と稱すといへ共、其實は一體也。縱令其領内の事たりとも、異常の大事は、互に商議ありて然るべきに、左なくして、一己の私斷を以、此事に及ばれしは、宗家を重せらるゝの道にあらず。是智者の一失とも云ふ可き歟。〔開國起原〕

水戸側から見れば、此論に對して多少の申譯は立つであらうが、然も第三者の立場からすれば、是亦た概して平允の判決と認めねばなるまい。

【一〇七】幕府の改革と水戸の改革

改革動機

對外施設

財政困難

失敗の原

天保の改革は、之を小にしては水戸に於て、之を大にしては幕府に於て、それぞれ其の著手をなした。而して何れも或る程度までは、其の成績があつた。その動機は、必ずしも同一でなく、又た種々の事情が組み入つてゐた。然も其の最も大なる一は、對外施設であつた。即ち外國の刺戟、詳に云へば黒船の邊海に出沒し、久しからずして外難の起る可きを豫感し、それに備ふ可き必要に促がされて、水戸齊昭も、水野忠邦も、振うて改革の業に當つた。

併し水戸も財政に困難したが、幕府も決して豊饒ではなかつた。水戸は其の不足の爲めに、之を封内の士民と、幕府より求めんとした。幕府は其の不足の爲めに、焉くに之を求む可き。舊に仍りて貨幣改鑄や、御用金や、運上や、其等の手段に頼るの外はなかつた。

水戸齊昭の本人望となつた所以は、其の藩士より半知借り上げをなし、若しく

は金錢にて侍の株を贏ぎ、若しくは寺院を破却し、他方に於て、盛んに文武を奨勵し、種々の新たななる事業を起したる等の事であつた。而して水野忠邦の不人望となつた所以は、改革が苛察に過ぎ、煩細に過ぎ、厲酷に過ぎ、而して大阪商人に對する過重の御用金や、印旛沼掘割や、江戸大阪十里周圍の上知や、飛地上知の件であつた。積極の政治には、必らず入費が付き纏ふ。消極の政治には、必らず緊肅が付き纏ふ。一方を緊肅し、他方を膨脹せしめんとせば、世間は却て之をば有用を節して、無用に費すと見做す。而して改革者自身の措置も亦た、必らずしも其の改廢、更革の際に於て、悉く其宜しきを得たのみとは限られない。

大奥の腕手

齊昭の財政上に於ける手腕は、恐らくは尋常の大名以上に、出でなかつたであらう。彼は蝦夷を幕府より請ひ受けて、其の窮乏せる財政を救済せんとしたが、此れは固より可能性の尤も遠き一であつた。忠邦に至りては、多年御勝手方を勤め、専ら幕府財政の當局者であつたれば、固より其の手腕の見る可きも

幕府歳出入

のがあつたであらう。されど其の緊肅が、却て其の位地を失ふの因をなした。即ち彼の敵は、將軍の身邊に最も接近したる大奥より出で來つた。寛政度の改革者松平定信程の、水も漏れない周到具足の施設をなしつゝ、遂に大奥の爲めに、致されたと言ふ説がある。まして水野の切味好き快腕が、大奥の爲めに致されたのは、決して怪しむ可きでない。由來大奥は、幕府政治家の鬼門であつた。此れは定信も、忠邦も、固より能く心得てゐた。而して尙ほその災に罹つたとを見れば、其の鬼門の鬼門たる所以、以て知る可しだ。

今試みに天保十三年度に於ける幕府の歳入歳出を見るに、歳入金百十萬四千四百四十五兩、歳出金百六十三萬五千二百八十八兩、其の不足實に五十三萬三千八百四十三兩。而してその辻褄を合するには、貨幣改鑄の益金五十五萬七千三百二十三兩を加へて、一時を彌縫したに過ぎない。而して其の米租は五十七萬七千七百石餘にして、其の出す所は五十七萬四千三石、剩す所、僅かに七千六百五十石に過ぎない。「徳川十五代史」されば此の不健全なる財政の情態を見て、水野が

改革著手の當然

改革に慕進したのも、決して不思議の事ではあるまい。尙ほ幕府の歳入出に就ては、奥右筆北角某筆記「貨幣秘録」中に、天保十三年の歳入を百七十六萬一千四百七十七兩とし、歳出を百九十六萬三千九百一十一兩とし、差引不足を二十萬二千七百六十四兩とし、貨幣改鑄益金を、五十萬一千四百四十五兩としてゐるものがある。上記と大同小異であるが、何れにしても、幕府の財政が、決して健全、且つ安全でなかつたことが判知る。乃ち幕府は全く手から口への、其日暮らしの政治をなしてゐたものと云はねばならぬ。斯る次第にて天下が泰平無事であれば、兎も角も、一旦事變に遭遇せば、乍ち行き詰まりとなることは、火を賭るよりも明らかである。返す／＼も水野が改革に著手したる所以の、決して偶然でなかつたことは、推察に餘りある。然も彼が中途にして失敗したのは、彼の爲めにも、幕府の爲めにも、惜しむ可きの至りと云はねばならぬ。然も其の一半は、亦た彼自身の自業自得と云はねばならぬ。

齊昭忠邦の一致點

彼と齊昭とは、其の運命の或點に於て一致した。齊昭は天保十四年五月に賞賜を受け、天保十五年—弘化元年—五月に譴責を受けた。水野は天保十四年六月に賞賜を受け、同年閏九月、「御勝手取扱不行届」の旨にて、免職差控を命ぜられた。要するに水野は齊昭よりも一ヶ月後に賞せられ、八ヶ月前に罰せられた。然も其の前賞後罰、掌を反すが如き運命に遭遇したのは、同一である。

大正十五年十二月初四午前六時、山王草堂電燈の下に於て稿了。

蘇峰六十四叟

受業

草野	茂松
並木	仙太郎
熊切	芳太郎

近世日本國民史 天保改革篇終

近世日本國民史 天保改革篇年表並人物概覽

其一年表

寬政三 辛亥年 西曆1791年 支那乾隆五十六年
 九月一日 外船取扱緩和の令を出す。【四七】
 寬政五 丑癸年 西曆1793年 支那乾隆五十八年
 五月十四日 徳川家慶生る。【二】
 寬政六 寅甲年 西曆1794年 支那乾隆五十九年
 六月廿三日 水野忠邦生る。【二】
 寬政九 巳丁年 西曆1797年 支那嘉慶二年
 十二月 外船取扱緩和の令を出す。【四七】
 寬政十 午戊年 西曆1798年 支那嘉慶三年
 八月十五日 高嶋秋帆生る。【五二】

近世日本國民史年表

文化四 卯丁年 西曆1807年 支那嘉慶十二年
 八月十五日 水野忠邦初めて將軍家齊及び世子家慶に謁す。【二】
 十二月十六日 水野忠邦從五位下に叙せられ、式部少輔となる。【二】
 文化八 辛未年 西曆1811年 支那嘉慶十六年
 十二月 水野忠邦酒井忠進の女を娶る。【二】
 文化九 壬申年 西曆1812年 支那嘉慶十七年
 八月五日 水野忠邦襲封、唐津六萬石城主となる。
 ▲六日。忠邦和泉守に任ず。▲十五日。忠邦始めて就封の暇を賜ふ。【以上二】
 文化十二 乙亥年 西曆1815年 支那嘉慶二十年

十一月十二日 水野忠邦奏者番となる。【二、五】
文化十四年 丁酉 西曆一八一七年 支那嘉慶廿二年
 九月十日 水野忠邦寺社奉行を兼任す。▲十一日。忠邦左近將監となる。▲十四日。忠邦遠州濱松城に轉封。【二、三】
文政八年 乙酉 西曆一八〇〇年 支那道光五年
 五月十五日 水野忠邦大阪城代となり、從四位下に叙す。【二、五】
文政九年 丙戌 西曆一八〇〇年 支那道光六年
 十一月廿三日 水野忠邦京都所司代となり、侍從越前守に任ず。【二、五】
文政十一年 戊子 西曆一八〇〇年 支那道光八年
 十一月廿二日 水野忠邦西丸老中となり家祥の傳となる。【二、五】
文政十二年 己丑 西曆一八〇〇年 支那道光九年

十月一日 是より先水戸侯齊修病む。嗣なし。今日在水戸重臣等江戸に上りて頗に繼嗣問題に運動す。▲四日。齊修死す。▲八日。景三郎齊修の嗣となる。【以上六】齊修を葬る。▲十八日。景三郎元服して齊昭と稱す。【六】
 十二月十四日 齊昭政治改革を行ひ今日在水戸執政一人を退く。▲廿四日。同じく在江戸執政二人を退く。【八】
天保元年 庚寅 西曆一八〇〇年 支那道光十年
 九月 水戸齊昭水戸及在江戸諸臣に儉約の令を下す。【九】
 十二月 水戸齊昭在江戸水戸諸士に令し酒宴賭答等の制限をなす。【九】
天保三年 壬辰 西曆一八〇二年 支那道光十二年
 十月一日 水野忠邦探訪の古文書自火により焼失。【四】

天保五年 甲午 西曆一八〇四年 支那道光十四年
 二月 水野忠成逝く。【五】
 三月一日 水野忠邦本丸老中となる。【二、五】
 五月 雜司ヶ谷感應寺建立。【三七】
天保六年 乙未 西曆一八〇五年 支那道光十五年
 十二月廿三日 井伊直亮大老となる。【三一】
天保七年 丙申 西曆一八〇六年 支那道光十六年
 九月 將軍家齊隱居し家慶繼ぐ。【五】
天保八年 丁酉 西曆一八〇七年 支那道光十七年
 正月廿九日 水戸齊昭令して已來年々二月十二日鎧甲を著し家康遺物を拜し、諸士また武裝して御目見すべきを命ず。【一〇】
 三月十九日 老中大久保忠真死す。【三一】▲廿七日。水野忠邦御勝手御用掛となる。【二、五】
 六月廿八日 モリソン號浦賀に来る。要領を得ずし

て去る。【二二】
天保九 戊戌 西曆一八〇八年 支那道光十八年
 三月 水戸藩學館設立を廣く發表し、其宣言書を發す。【二二】
 八月一日 齊昭書を幕府に上り天下の大計を論ず。又自ら北門の藩屏たらんとするの志をいふ。【一四、一八】
 十月十五日 蘭學者尙齒會あり。會後芳賀市三郎なる者英船モリソン渡來のことか會衆に告ぐ。是華山長英對外意見發表の源なり。【二二】
天保十 己亥 西曆一八〇九年 支那道光十九年
 正月 水戸藩學館造營の場を決す。【二一】
 正月十八日 水野忠邦一萬石増封。【二、五】
 五月六日 今日頃波邊華山身邊危き風説あり。華山自ら信ぜず。【二二】▲十四日。華山

召喚され揚屋に入れらる。【二二、二七】
 ▲十八日。高野長英自首し出づ。此頃
 小關三英自殺す。【二三】▲廿三日。今
 日の頃華山書を人に與へて無人島事件
 の申開き立ちたることを告ぐ。【二三】
 ▲今日華山改揚屋入り。【二七】
 華山書を立原杏所に與へて奇禍の原因
 を告ぐ。【二三】▲九日。今日附華山の
 書に事件發頭人は鳥居耀藏なることを
 いふ。【二三】
 七月廿四日 渡邊華山口書成る。【二七】▲廿八日。
 今日松崎懺堂書を水野忠邦の近臣小田
 切要助に與へて渡邊華山の救解を努
 む。【二四、二五、二六】▲是月。澁川
 六藏蘭學蘭書取締意見書提出。【四〇、
 六六】
 老中松平乘寛死。【三一】▲十日。大草
 安房守死。▲十九日。渡邊華山罪案決

定申渡あり。【二七】
 天保 十一 庚子 西曆一八四〇年
 正月十二日 渡邊華山田原に檻送せらる。▲是月。
 水戸齊昭歸國し、學館工事を督す。【一
 一、二〇】
 三月廿一日 水戸藩千東原追鳥狩を行ふ。【一〇】
 六 月 利根川下流各村をして水行取締方を協
 定せしむ。【七五】
 八月廿五日 是より先、水戸齊昭學館建築未だ終ら
 ざるを以て、在國の延期を幕府に請ふ。
 この日許さる。【二〇、九〇】
 九 月 高島秋帆砲術改正意見書提出。【五三】
 十一月十二日 水戸齊昭藤田東湖を遣り水野に向ひ北
 地獲得運動をなさしむ。【二〇】▲十九
 日。光格天皇御登還。【三二】▲是月
 御勘定組頭、五味與三郎、御勘定檢原
 義十郎をして印旛沼樂田疏水の實地を

踏査せしむ。【七五】
 十二月 鳥居耀藏高島意見書に反對の意見書を
 提出す。【五五】

天保 十二 辛丑 西曆一八四一年

閏正月三十日 前將軍家齊薨す。【五、一〇、二九】
 二月二十日 家齊を上野寛永寺に葬る。【二九】
 三月九日 幕府常陸深芝村に水路を通せんとし、
 吏をして實地見分せしむ。【七六】
 三 月 高島秋帆與力格に取立てらる。【五七】
 四月十七日 林肥後守、水野美濃守、美濃部筑前守
 等罷免せらる。【二九】▲廿日。老中太
 田備後守書を齊昭に贈りて參府を勸
 む。【二〇】▲是月。江川太郎左衛門、
 高島秋帆の門に入らんとし、願書を差
 出す。【五七】
 五月九日 徳丸原演武【五七】▲十二日。大老井伊
 直亮罷む。【三一】▲十四日。田中加賀

守長崎奉行中の罪を以て免官、小普請
 入命せらる。【三二】▲十五日。所謂天
 保改革弊頭の布達發表【三三】▲廿三
 日。代官中村八太夫をして關東農民等
 に風俗取締の沙汰を出さしむ。
 老中太田備後守罷む。【二〇】▲十三日。
 眞田幸貫老中となる。【三一】▲晦日。
 大番頭永井播磨守を免官差控に處す。
 【三三】
 七月三日 幕府水戸齊昭に今後五六年の在國を命
 ず。【二〇、九〇】▲十三日。足輕弓鐵
 砲の者の服裝につき令す。【三六】▲十
 四日。更に風儀取締につき令す。【三
 六】▲十五日。水戸學館成り、弘道館と
 名づけ、今日諸士の就學を令す。▲十
 八日。献上物に就き制限を加ふ。▲廿
 一日。狂言、操等の制禁を令す。【三
 七】▲廿五日。徳丸原演武の功により、

高島秋帆に金五百兩を賜はる。▲又此日高島の砲術をみだりに他人に傳ふるを禁止す。▲是月。高島の砲術を江川太郎左衛門、下曾根金三郎に傳ふべきを許さる。【以上五八】▲是月。水戸齊昭齋中登美宮の下國を請はしむ。【二〇】

八月

是月澁川六藏、後藤三右衛門等改革意見書提出。【四〇、四三】

九月二日

大名登營の輩坊主部屋に入るを禁す。【三六】▲七日。水野忠邦、後藤三右衛門の上書の勞を賞し、印籠一箇を遣はす。【四六】▲是日。藤田東湖新見伊賀守を訪ふ。【八九】▲是月。水戸藩桐原にて追鳥狩を催ふす。【一〇】
下練中山法華經寺中女犯不如法の僧侶を處刑し、智泉院八幡を取拂ひ並に雜司ヶ谷感應寺を廢す。【三七】▲十三日。

十月五日

十一月十一日

水野忠邦、御勘定白石十太夫、支配勘定格大竹伊兵衛の兩人を召し、印籠沼堀割の概計を諮問し、必成工案を精査せしむ。【七六】▲十六日。白石十太夫等印籠沼實地踏査の爲江戸を發す。【七六】▲廿五日。享保寛政の舊令に依據し、一般奢侈を戒飭す。

十一月六日

渡邊華山自殺す。【二八】
村々の芝居興行及び風儀惡しき旅商人等の村々立入を禁止す。【三八】▲十九日。醫師戒飭令を出す。【三八】▲十九日。本庄茂平次高島秋帆を訪ふ。【六三】▲廿七日。法會に付上野芝兩山拜禮の輩の奢靡を戒飭す。▲廿九日。面體を隠す異風の頭巾を用ふるを禁す。又富突札賣風の繪彩色等を禁す。▲是月また一般百姓の身の廻り奢侈を禁す。【以上三八】

十二月十三日

問屋組合等停止の令を出す。▲十八日。菱垣樽何船に命じ、何方へ積込むも自由なる令を出す。【三九】▲廿一日。町奉行矢部定謙免官。▲廿八日。鳥居耀藏町奉行となる。【以上三九】

天保十三年

壬寅 西曆一〇〇〇年
寅 支那道光廿二年

三月二日

問屋の名目を唱ふるを禁止す。【三九】
▲是月。結城寅齋大寄合頭上座となる。【九六】

四月八日

初物賣買を禁止す。【八一】

五月八日

新生姜、貝割菜の賣買を差許す。【八二】

六月

高島砲術の一般解放を免さる。【五九】

七月六日

幕府對外緩和令を布く。【一六、四八】

八月三日

和蘭甲比丹に對し、優遇方の令を出す。【四九】

九月七日

是より先江川太郎左衛門、高島流砲術

十月二日

指南を願出で今日差許さる。【五九】▲十九日。水戸藩寺鐘鑄潰し、大砲鑄造の令を出す。【一〇〇】▲廿三日。藤田東湖藩侯に書を上り時務不平を陳す。【九九】

十一月七日

秋帆門下のもの、江川太郎左衛門に書を贈りて、高島得罪の顛末を陳ぶ。【六一】

天保十四年

癸卯 西曆一〇〇一年
卯 支那道光廿三年

三月

高島秋帆江戸に引致せらる。【六四】

四月四日

將軍日光社參の發令。▲十三日。將軍

五月四日

日光に發興。▲廿一日。將軍還御。是日備前正宗の刀を水野忠邦に賜ひ、日光社參扈從總裁の勞を擯ふ。【七五】鳥居耀藏に五百石加秩。【六八】是日。印旛沼堀割御普請御用を命ず。【七六】▲十八日。水戸齊昭を賞賜す。【七五、九一】▲是月。澁川六藏改革意見書を提出す。▲後藤三右衛門また印旛沼堀割目論見書を差出す。【七三、七四】水野忠邦率先して其所領たる下總印旛郡の内百十二石を上知す。【七七】▲十日。利根川分水路下總印旛沼古堀筋開浚を命ず。【七五、七六】▲十三日。水戸齊昭下國。【九三】▲廿二日。將軍特志を以て水野忠邦に刀及び座を賜ふ。【八一】

七月十七日

印旛沼古堀筋普請御手傳の大名擔當の丁場を定む。【七六】

六月二日

水野忠邦病を以て職を辭す。【二二】高野長英獄舎の火災に乗じ脱獄失踪す。【二八】

八月六日

外國に漂流したる日本人受取方に就き令す。【四九】▲十三日。鳥居甲斐守勘定奉行を兼ね。【七五】

九月十四日

封土轉換發令。▲十五日。上知向五百石以下の者に金を賜ふべきを令す。【上七五】▲廿九日。水野忠邦平服登城。以後閏九月十三日まで登城せず。【八四】

閏九月五日

印旛沼堀割に就き大竹伊兵衛奉行所に意見書提出。【七六】▲六日。勘定奉行井上備前守の職を免じ加増地二百五十五石を削る。▲この頃鳥居耀藏水野忠邦等を伴す計を案すること頻りなり。【八五】▲七日。封土轉換の令を停止し、老中眞田幸貫其旨を傳ふ。▲九日。印旛沼御普請御用掛堀野土佐守江戸歸府の筈なりしが、吟味役篠田藤四郎出立歸府に就き見合せ。【七六】▲十二日。

二月二十二日

水野忠邦病を以て職を辭す。【二二】高野長英獄舎の火災に乗じ脱獄失踪す。【二八】

三月廿七日

水野忠邦加封一萬石及元地一萬石を削られ隠居整塞す。【二二】

九月二日

水野忠邦加封一萬石及元地一萬石を削られ隠居整塞す。【二二】

嘉永三年

西暦一八〇〇年 支那道光三十年

十月晦日

高野長英捕吏に襲はれ自殺。【二八】

嘉永四年

西暦一八一一年 支那咸豐元年

二月十五日

水野忠邦隠居整塞を免ぜらる。▲十六日。忠邦死。【二二】

弘化元年

甲辰 西暦一八四四年 支那道光廿四年

四月十三日

今日より十六、十七日兩日に互り水戸藩家老中山備後守老中阿部伊勢守に召され尋問せらる。【一〇一】▲廿日。幕府水戸齊昭を召す。【一〇四】

五月二日

水戸齊昭水戸を發す。▲五日。小石川邸に入る。▲六日。齊昭隠居謹慎を命ぜらる。【以上一〇四】

六月廿一日

水野忠邦再び老中上座となる。【二二】

弘化二年

乙巳 西暦一八四五年 支那道光廿五年

其二 人物概觀

ア行

ア

赤林八郎左衛門

水戸藩世臣なり。文政元年執政となり、權勢日に盛にして同七年二百石を加増し、従前の家祿と加へて千二百石を知行す。【八、九四】

跡部能登守

跡部良弼に同じ。文政天保時代揚出。【七九、八〇、八五】

跡部山城守

能登守に同じ。【六五】

會澤恒藏

會澤安に同じ。幕府分解接近時代揚出。【八】

會澤正志

恒藏に同じ。【一一】

阿部伊勢守

名は正弘、福山薄主正精の六男なり。字は叔道、裕軒と號す。天保七年、兄正寧の嗣となり、家を襲ぐ。出仕

奏者番より守社奉行に進む。時に法華僧徒の獄を斷じ令聞あり。十四年閏九月老中に任じ、内外の政務を處理して治績大に擧る。安政元年皇居新營の任に當り、規模壯麗舊に倍し、

寂感にあづかる。其藩治また頗る見るべきものあり、藩學誠之館を設けて文武を奨勵し諸藩に先つて其範を示せり。安政四年六月十四日病んで死す。年三十九。大正四年十一月從三位を贈らる。【一〇二、一〇三】

阿部正精

正倫の子。安永三年生る。天明八年十二月從五位下備中守に叙任し、寛政五年三月對馬守に改め、八月また主計頭に改む。よく藩治に力を盡し、寛政八年福山領内に義倉の設立を奨勵し、文化八年には額津港内に突堤を築きて舟船の便に供し、又學問所

を江戸藩邸に設けて文武を奨勵する

ところあり、又自ら蘭書を學び、天文測量等の學を講究せしむ。文化十

四年八月老中に列せられ、文政六年

十月同僚水野忠成と意協はずして罷

む。同九年六月廿日死す。年五十二。

謙徳院と諡す。【四】

青山延光

通稱量太郎、字は伯卿、佩法また春

夢、晚翠と號す。水戸藩儒延子の子。

文化四年十月生る。幼にして穎敏讀

書を好み、歴史に通ず。年十八赤穂

四十七士傳を著はし世に知らる。尋

で彰考館に入る。弘道館起るに及び

入りて小姓頭取兼教授となる。慶篤

嗣ぐに及び備用人兼細教となり、馬

廻番頭に班し祿五百石を食む。大日

本史紀傳校刊を擔當し功あり。明治

維新の後政府に召されて中博士とな

近世日本國民史 人物概覽

青山量介

イ、井

り從六位に叙せらる。四年九月死。

年六十四。著書國史紀事本末其他數

種あり。【一一】

伊澤政義

青山延子に同じ。雄藩篤揚出。【六】

天保十年三月小普請組支配より浦賀

奉行となり、同十三年三月長崎奉行

に移る。三年七月職を免じ差扣へ、

嘉永六年十二月寄合より浦賀奉行に

再役す。七年三月下田奉行となる。

安政二年八月普請奉行に移り、三年

九月大目付海防掛となる。四年十二

月町奉行に任じ、五年十月再び大日

付に移る。文久三年九月留守居とな

り、元治元年七月死。【六四】

石川疇之丞

御天守下番露村啓次郎の次男、石川

麻次郎の養子となる。天保二年八月

家督を嗣ぎ、小普請を命ぜられ、翌

年十月表火之番となる。其翌四年十二月支配勘定出役を命ぜられ、天保十二年十二月職を免じ、十三年正月病により小普請入となる。後澁川六藏と相識り、鳥居耀藏に接近し其手先となり、水野越前守周囲の者の失行を探る。然れども意の如くなる能はず却つて耀藏の爲に斥けられ甲府勝手となる。仍つて耀藏の非計を摘發し罪に陥れ自らも罪に坐し籍沒せらる。【七九、八〇】

石河徳五郎

名は幹忠、字は公恕、操齋と號す。水戸藩の世臣なり。文政中藩主哀公の薨するや、同志と謀りて齊昭を立てることに力を盡し、後都宰となり、又齊昭を助けて治績大に見るべきものあり。後年奥右筆頭取となり軍國の大事に參與し、齊昭の姉婿司政通

今井金右衛門

夫人北政所の長吏として留守居物頭格に班し京都に留る。其間齊昭の内意を承けて朝旨奉戴に身を致す。殊に三條實萬の知遇を得、其名宸聽に達す。晩年京を辭して家に歸り、安政四年七月死す。年六十二。大正四年正五位を贈らる。【八】

禁錮せらる。後病により自宅に屏居を命ぜられ、弘化四年九月死。年四十八。大正四年正四位を贈らる。【九〇、九七、一〇〇】

エ、エ

江川太郎 太郎左衛門に同じ。【一一〇】
江川太郎左衛門 名は英龍、字は九淵、坦庵と號す。世々幕府の代官を勤め、伊豆

並山に住す。天保十年幕府の命を奉じ、東海沿岸を巡視し、深く時勢に感じ、警備策數條を建言す。嘉永六年、勘定吟味格鐵砲方に任ぜられ、主として海防の事に參與す。是より砲銃軍艦の製作に全力を注ぎ、要地に砲臺を築きて江戸内海の防禦に備ふ。この外諸般民政に貢獻するところ多し。安政二年二月江戸に死す。年五十五。【一一、二二、二四、二八、

江川坦庵

オ、ヲ

織田有樂齋

五六、五七、五八、五九、六四】
太郎左衛門に同じ。【六五】
名は長益、字は源五、信秀の第十一子。天正十年信濃に木曾義昌を援け高島及び深志城を守る。兄信長の就せらるゝや、秀吉に仕へ、剃髮して攝津島下郡に食む。關原役後家康に屬し、大和三萬石を食む。後京都に退居し、點茶を樂しむ。其茶道は千利休に受け、別一派を開き、有樂派と稱せらる。元和七年十二月死。年七十。【七】

大久保甚五左衛門

世々水戸藩に仕ふ。名は忠貞、初め甚十郎と稱す。甚五左衛門忠臣の子。文政中近習番に補し、小姓に轉す。天保中家を嗣ぎ、徒士頭、小姓頭、用人、大番頭等を経て安政

中參政となり、會計の事を董す。萬延元年大寄合頭となり、訓練司をかれ、ついで執政に進み俄にまた大寄合に轉ず。元治元年六月執政に復す。大に藩主慶篤を諫め奸臣を貶斥す。後に松平頼徳に従ひ那珂港に據る。十月十六日死に處せらる。年六十二。【一九、八九】

大久保忠真
大鹽平八郎

文政天保時代揚出。【一九、三一】幕府分解接近時代、文政天保時代揚出。【一〇、六五】

太田資始
太田南畝

文政天保時代揚出。【三一、八九】名は單、字は子頼、通稱直次郎、晩に七左衛門と稱す。南畝、蜀山、杏花園主、遠櫻山人等と號す。正智自得の長男、寛延二年三月江戸牛込に生る。幼にして顯悟、長じて松崎觀海に學ぶ。明和二年徒士となり、寛

大槻玄澤

政六年昌平費の試に應じ、甲科に中り、銀を賜はる。八年擢でられて支配勘定となり、十一年大阪に赴かしめらる。未だ發せずして孝義録編纂の事を命ぜられ、遂に其事に當り、明年書成りて上る。享和元年大阪に至る。文化元年長崎に至る。五年武相諸州の治水を檢視す。遂に月俸を増されて十人扶持とせらる。文政六年四月病んで死す。年七十五。江戸白山本念寺に葬る。【五一】

大槻平次

官祿を増して三百石となす。十年三月病みて死す。年六十一。著書極めて多し。就中蘭學階梯最も世に著はる。【五二】

名は清崇、字は士廣、磐溪と號す。仙臺藩醫茂實玄澤の子。長じて昌平費に學ぶ。嘗つて頼山陽に山紫水明樓に會し其文才を稱せらるといふ。三十二歳擢んでられて藩の儒員に列し、季子を以て別に家を起す。江戸に住して侍講となる。弘化嘉永の間西洋砲術を講究し、米使至るに會し主として開港を主張す。文久二年仙臺に移り、養賢堂學頭となる。尋で致仕す。明治戊辰の際藩の爲に軍國文書を司り、後獄に投ぜられ、ついで赦さる。時に年七十。後東京に往き優遊自適す。明治十一年六月死。年

小關三英

七十八。高輪東禪寺に葬る。【五九】通稱良藏、後篤齋と改め、また三英或は三榮といふ。諱は好義。出羽莊内の人。初め江戸に出で蘭學を習ひ、後長崎に至らんとし、途京都にて小石元瑞に遭ひ其業を助け、遂に長崎に至りレーボルトに學ぶ。文政七年歸つて京都に居り、同九年コンスブルック氏内科書を譯して其名を知らる。後岸和田侯に聘せられて其侍醫となる。ついで江戸に出で永田馬場に居り譯述の教授を以て職業とす。天保四年に至り幕府の命を以て天文方に出仕し翻譯方となり、輿地誌を譯す。後渡邊華山と交り、三宅侯の賓客となり、廣く同志と共に西學を弘め實利を興さんとし劃策するとこゝろあり。天保十一年四月二十一日自

殺す。時に年五十三。【二二、二三、二七】

【力行】

カ

梶清次衛門

名は信基、水戸藩世臣なり。實は住谷信成の子。梶宜滿の養子となる。天保の末家督を嗣ぎ、床机廻より徒士目附、小十人組を経て土蔵番組を勤む。尋で奥番組、寺社役に進み、馬廻組となる。萬延元年八月密勅使富小路任節、水戸に微行するの時、應接して勅書を受け大場景淑に致す。文久三年徳川慶喜の上洛に従ひ朝廷の内議に参す。後寺社役に復し藩政の振起に力む。元治元年松平頼徳を護して那珂湊に據り後捕へられ古賀藩に綱せられ、翌年四月刑に就

梶野土佐守
勝海舟

く。年四十五。【八】
文政天保時代掲出。【七六、八〇】
初め麟太郎と稱す。初名義邦、後從五位下安房守となる。仍つて安房と稱す。後改めて安房といふ。海舟また飛川と號す。文政六年正月三十日生れ、天保九年七月家を嗣ぐ。後蘭學を學び、遂に家塾を開きて諸生を教へ少しく其名を知らる。安政中反譯勤務を命ぜられ、ついで長崎海軍傳習生、講武所砲術師範、海軍操練所教授方頭取等となり米國航海を命ぜらる。文久二年軍艦奉行並となる。後種々の變遷を経て、明治政府に仕へ海軍大輔を経て参議兼海軍卿となる。八年四月議官に任し即日辭す。二十年伯爵を賜ひ二十一年樞密顧問官となる。三十二年一月死。明治維

金子孫二郎

新江戸開城の際の事蹟は世人のよく知るところなり。著書また少なからず。【四七、八八、一〇六】
名は教孝、錦村と號す。水戸藩士、川瀬教徳の二男、出で、金子能久の家を嗣ぐ。徳川齊昭繼承の時擁立の功あり。後徒士目付より、奥右筆郡奉行となる。治績大に擧る。弘化元年五月齊昭の罪を獲し時また官舎に禁錮せられ、後赦さる。ついでまた民政に參與す。安政五年賜勅の時専ら朝旨遵奉に任ぜんとし諸藩の有志に交りまた綱せらる。然れども事の急なるものあり、遂に意を決して家を出で、萬延元年三月江戸に潜み同志十餘人と會し遂に井伊直弼を櫻田門外に斬る。後大阪に奔り事をなさんとし、遂に伏見奉行の手に捕はる。

近世日本國民史 人物概覽

川路聖謨

文久元年七月斬に遇ふ。年五十八。【九〇】
文政天保時代掲出。【三四、三五、五九、六四、六五】

栗本鋤雲
光格天皇

文政天保時代掲出。【一〇六】
松平定信時代、幕府分解放近時代掲出。【二二】

古賀小太郎

伺庵に同じ。【二二】

古賀侗庵

文政天保時代掲出。【一五】

小宮山次郎左衛門

楓軒に同じ。雄藩篇掲出。【八、九四】

後藤光次

近江坂本の人、其祖父長井藤右衛門尉利氏なるもの、美濃加納城主たりしが、其臣下に追はれ、坂本に到り歸農すといふ。光次は通稱庄三郎、家康に仕へ、軍中の用達となり、祿

五十石を食む。後金銀奉行となり出納の事を司る。家康江戸に移るに及び、地を今の常盤橋外に賜ひ、後藤光次と稱し銚貨の事を司る。名づけて金座といふ。子孫十一傳して家絶ゆ。【七二】

【サ行】

サ

齋藤彌九郎

名は善道、字は忠卿、晩に篤信齋と號す。越中射水郡佛生寺村の人。其家世々里正たり。彌九郎少年の時江戸に用で岡田十松に劍を學び、また經義を古賀精里に受く。更に兵法を平山子龍に學ぶ。十松の死後其業を嗣ぎ練兵館を開きて諸生を教授す。藤田虎之助等來り學ぶ。是より名聲大に揚り、諸侯聘するもの多し。【七三】

れど皆應ぜず。嘗つて水戸侯邸にて武を演じ大に賞せらる。明治戊辰の際彰義隊の黨與招けども應ぜず。後明治政府に仕へ、會計官權判事より鐵山大佑となる。四年十月病んで死す。年七十四。東京小石川昌林院に葬る。【五七】

酒井市之丞

水戸藩世臣なり。文公武公の御代より勘定奉行を務め、文政の初年郡奉行となり、罪を獲、小普請に入り、程なく番士となり、物頭の格を賜はり、勘定奉行に復す。後先手頭となり、年老いて致仕す。齊昭の代内外經費省節に功あり。【八】

酒井忠進

幼字八之助また與七郎、實は酒井飛騨守忠香が七男、明和七年生る。天明五年三月若狭小濱藩主忠貫の嗣となる。同年十二月從五位下に叙し親

酒井若狹守

負佐と稱す。【二、四】

初名忠義、若狭小濱藩十代の主。天保五年二月襲封、奏者番兼寺社奉行を経て所司代となる。弘化以來屢々參朝、泉涌寺、學習院建築、清涼殿修理等の功あり。嘉永三年七月所司代を免じ、幕議に參す。安政戊午六月再び所司代となる。萬延元年和宮降嫁の事に與る。當時朝廷の供御につき幕府に斡旋することあり、又私料を獻す。後左近衛少將となる。ついで一萬石を加増せらる。然れども京都の形勢一變するに及び加増を沒收せられ、小濱に蟄居を命ぜらる。明治元年再び起つて家を嗣ぎ參朝恩を謝す。六年十二月病んで死す。年六十一。【八七】

神原主計頭

名は忠義、はじめ城中に奉仕し、後近世日本國民史 人物概覽

佐久間修理

出で、目付に任じ、天保十四年勘定奉行に遞む。人となり深沈にして機略あり、天保改革の時鳥居忠耀と共に信任せられ、専ら印旛沼堀割の工事を督し事成らずして水野忠邦罷むるに及びまた罷免せらる。【六、七、五、七九、八〇、八一、八三】

幼字啓之助、名は啓、字は子明、象山と號す。一學の子。文化八年二月十一日信濃松代に生る。少にして漢籍砲術等を學び、殊に算數の學に長ず。後ち眞田幸貫の近侍となり、また御城附月次講釋助役等となる。天保十年請ふて江戸に出で神田お玉が池に帷を下して諸生を教授す。傍ら佐藤一齋の門に遊ぶ。藩主眞田幸貫の老中となるに及び命を受けて砲術を江川太郎左衛門、下曾根金三郎に

學び、又蘭書を門人黒川良庵に學ぶ。後遂に江戸木挽町に於て西洋砲術兵學を教授す。安政元年吉田松陰のこゝによりて罪を得、監居を命ぜられ、文久元年許さる。元治元年將軍京都にあり召して將軍御備向御用雇を命じ、祿四百石を賜ふ。同年七月十日京都三軒木屋町に於て浪士の爲殺さる。年五十四。【五九】

佐藤信淵

字は元海、融齋また松庵等と號す。通稱百祐。父は信季。明和六年六月出羽雄勝郡郡山村に生る。少年にして江戸に出て蘭學を宇田川玄隨、大槻磐水に學び、また經濟、天文、地理、動植物、曆算測量の學を習ふ。後江戸にて醫を業とし外科をよくす。寛政の初め津山侯遠州侯等に召され、富國策を講じ、經劃するこゝ

ろ多し。後四方を周遊し經世済民の法を説き又航海貿易外交の計を論じて幕府の忌諱に觸れ上總に退き、文化十三年江戸に出で吉川神道談所の學頭となる。後歴江戸追放の事にあふ。弘化三年赦され江戸に出づ。嘉永三年正月死。年八十二。江戸淺草森下町松應寺に葬る。明治十五年正五位を贈らる。【七五】

佐藤捨藏

初名信行、後ち坦と改む。一齋、愛日樓、老吾軒等と號す。父祖の代より岩村侯に祿仕し、其家老たり。安永元年十月生る。長じて射撃刀槍の術を學び又兵學を修む。寛政二年始めて仕籍に上る。三年請ふて仕籍を脱し翌年大阪に出で中井竹山に従ひ又京都に移りて皆川淇園に學ぶ。五年江戸に歸り林信篤の門に入り始め

眞田幸貫

て儒を以て業とす。享和二年林氏の塾頭となる。文化九年松平乘美封を襲ぐに及んで老臣の列に加はり、師範と稱す。天保十二年幕府徴して儒官となし、祿二百石及び十五人扶持を給せらる。是に於て名聲大に舉り及門の士三千人に及ぶ。安政六年九月死。年八十八。著書頗る多し。【二四】

信州松代藩九代の主、實は白川樂翁の二男なり。先代幸専の嗣となる。文政六年封を襲ぎ、信濃守に任ず。少壯にして文武を修め藩政を更改し、産業を興し治績見るべきもの少なからず。又家臣をして歐西新兵術を學ばしむ。嘗つて徳川齊昭と議し、北地開拓の計を立てしことあり。天保十二年六月老中に擢られ、弘化元

近世日本國民史 人物概覽

シ

柴栗山

柴野彦助

澁川助左衛門

澁川六藏

年疾を以て辭す。以來主として力を藩政に注ぐ。嘉永五年五月死。年六十二。【二〇、三一、四四、四七、五一、五九、七五、一〇三】

田沼時代、雄藩爲揚出。【五】

栗山に同じ。【一三】

名は景祐。夕政天保時代揚出。【六六】

助左兵衛景祐の子。名は敬直。家學を受け蘭學及び天文曆數の術を習ひ、天文方見習となる。後水野忠邦に知られ、御書物奉行に任ぜらる。屢々忠邦施政の機密に參與し、數々上書して天下の大計を論ずるところあり。然れども群小に忌まれ弘化二年十月嚴譴を得て豊後白杵侯に預けられ、禁錮中に死去す。年三十五。